

対象施設整備基準適用箇所一覧表

建築物

<凡例>

◎印は、整備基準が適用されます。

△印は、必要に応じて設置する努力が求められます。

●印は、用途面積が2,000㎡以上の場合に整備基準が適用されます。
斜線は、その項目の整備基準が適用されません。

整備事項	対象施設	商業施設											18													
		1	2	3	4					5	6	7		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17			
事前協議が必要な規模 (㎡)		官公庁施設	医療施設	福祉施設	会社施設	金融機関	娯楽施設	展示施設	物品販売施設	飲食施設	サービス施設	遊技施設	文化施設	体育施設	宿泊施設	教育施設	各種学校等	集会施設	公衆浴場	自動車庫	公衆便所	火葬場	共同住宅等	事務所	工場	複合施設
1	出入口	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて	すべて
2	廊下等	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1	◎※1
3	階段	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3	◎※3
4	昇降機	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6	◎※6
5	多機能便房	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8	◎※8
	手すり付き腰掛便座	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	手すり付き床置き等小便器	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
便所	カウンター式又は手すり付き洗面器等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	乳幼児用いす等 (5)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	乳幼児ベット等 (5)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	オストメイト設備 (汚物流し、表示)	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10	◎※10

※1 : だし書により「直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者が誘導することができるときは、この限りでない。」とし

※2 : だし書により、自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設は、設置が免除されています。

※3 : だし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。

※4 : だし書により、入所型の社会福祉施設、保育所については、設置が免除されています。自動車販売のショールーム、ガソリンスタンドなどの自動車関連施設は、設置が免除されています。

※5 : だし書により、段がある部分と連続して手すりか設けられた踊り場の部分は、設置が免除されています。

※6 : 2以上の階を有するもので、用途面積が2,000㎡以上の場合に適用されます。

※7 : 地方公共団体の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校が設置の対象です。

※8 : 公共施設の用途面積が300㎡未満の場合は、コンパクトタイプの多機能便房の設置が可能です。(公衆便所を除く。)

※9 : 社会福祉施設のうち、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターについては、用途面積が2,000㎡以上の場合に適用されます。

※10 : 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項の規定により、オストメイト対応設備の設置が義務となっている場合に、適用されます。

対象施設 整備事項	商業施設																						
	1 官公庁 施設	2 医療 施設	3 会 社 福 施 設	4 商 業 施 設						5 文 化 施 設	6 体 育 施 設	7 宿 泊 施 設	8 教 育 施 設	9 各 種 学 校 等	10 集 会 施 設	11 公 衆 浴 場	12 自 動 車 庫	13 公 衆 便 所	14 火 葬 場	15 共 同 住 宅 等	16 事 務 所	17 工 場	18 複 合 施 設
				金融 機 関	娯 楽 施 設	展 示 施 設	物 品 販 売 施 設	飲 食 施 設	サ ー ビ ス 施 設	遊 技 施 設													
敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
敷地内 通路	○	○	○	○	○	※2 ※11	※2 ※11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車路、段、傾斜路を注意喚起 するための点状ブロック	※11	※11	※11	※11	※11	※2 ※11	※2 ※11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
道等から出入口までの視覚障が い者用誘導ブロック	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7 駐 車 場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 浴 室	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
9 更衣室・シャワー室	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
10 客 室	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
11 授乳場所等	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
12 観覧席・客席	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 カウンター等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 改 札 口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 避 難 設 備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 案内板	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 努 力 義 務	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

△：公共的施設の出入口、車いす駐車区画並びに車いす使用者駐車区画に至る敷地内通路には、必要に応じて、ひさし又は屋根を設けること。

△：案内板には、必要に応じて、ローマ字又は絵による表示を行うよう努めること。

※11：ただし書により、傾斜路の勾配や高さなどに応じて、設置が免除される場合があります。

※12：公共的施設の用途面積が2,000㎡以上の場合は、道等から直接地上へ通じる出入口まで視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。

※13：医療施設、社会福祉施設、宿泊施設、公衆浴場、用途面積が1,000㎡以上の場合に適用されます。

※14：体育施設で、用途面積が1,000㎡以上の場合に適用されます。

※15：宿泊施設で、客室が50室以上ある場合に適用されます。

※16：固定式の観覧席等を設ける場合に適用されます。

※17：自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、音声、光等による非常警報装置を設置します。

整備基準の解説 (建築物)

「整備基準の解説」について

本解説では、整備基準の内容等をわかりやすく伝えるため、一般的な事例におけるイラスト・図表等をまじえて記載しています。

なお、イラスト・図表等内の注記の前に記載の記号は、下部欄外に記載の凡例のとおり、条例の規定による必須基準である「●整備基準」、必須ではないものの適用されることが望ましいと考えられる「○望ましい基準」、その他関連する留意事項等を示す「※特記事項」を示しています。

また、整備基準本文の記載については、一部表現を修正しています。

(例：平方メートル→㎡、センチメートル→cm等)

本解説に記載の用語の意味は次のとおりです。

「条例」	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成11年3月19日三重県条例第2号)
「施行規則」	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則(平成11年12月28日三重県規則第118号)
「整備基準」	施行規則別表第2第1「建築物に関する整備基準」
「質疑応答集」	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例質疑応答集(建築物)
「バリアフリー法」	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)
「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」	図書「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成24年度)(編集国土交通省)

※ 整備基準が適用される施設の範囲

整備基準が適用されるのは、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する部分です。

したがって、例えば、次のような部分については、本基準は適用されません。

- 店舗等における荷物用エレベーター
- 従業員専用の廊下、階段、便所等
- 機械式の自動車車庫の内部部分
- 屋外避難階段など通常、一般公衆の利用に供される見込みのない部分

※ 車いす使用者の使用設備付近の床・路面について

本解説の各ページに記載していませんが、原則として、車いす使用者が設備(案内板、ベンチ等)を利用する際に一旦停止しないと利用しにくい床、路面等の部分は水平とすることが望まれます。

建築物

1. 出入口 (外部出入口)

整備基準

直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する室(宿泊施設の客室及び便所を含む。以下「利用室」という。)の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。

※ 直接地上へ通ずる出入口「建物出入口」及び駐車場へ通ずる出入口「駐車場出入口」並びに利用室の出入口「利用室出入口」のおおの1以上を車いす使用者等に配慮した構造とすることを求めています。

- ・ 建物出入口とは、避難階に位置し、地上に出ることのできる出入口をいい、主に玄関などを指します。
- ・ 駐車場出入口とは、店舗等で地下や屋上に駐車場がある場合に店舗等の部分から駐車場に通じる出入口を指します。

※ 利用室の出入口には、従業員出入口等は含まれません。

イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、90cm以上とすること。

※ 90cmは、車いすで通過しやすい幅員です。

ロ 利用室の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。

※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。

ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 車いす使用者が通過できない構造の回転扉等のみとしないことを求めているものであり、これらを設置する場合には、別の形式による戸を併設してください。

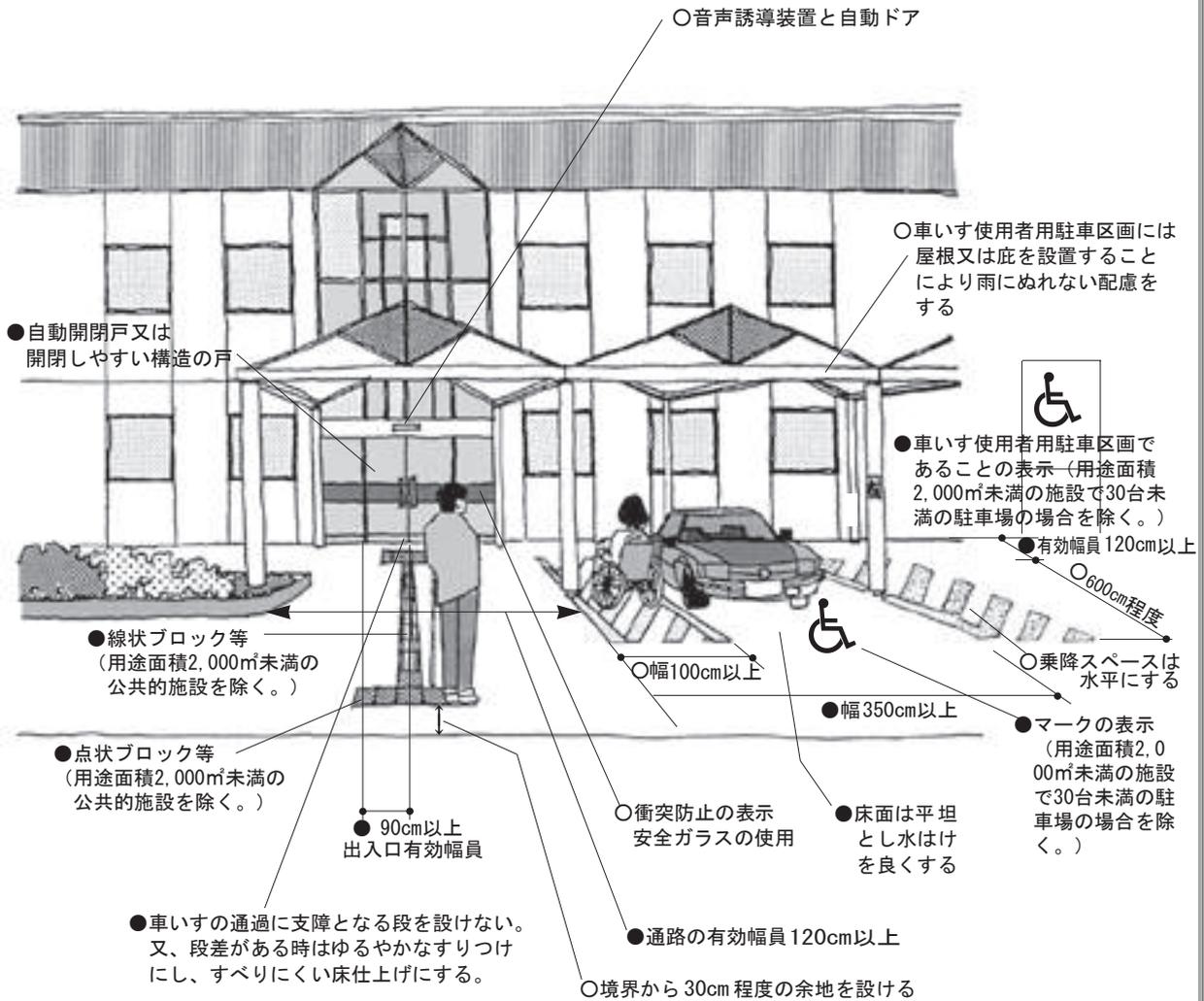
※ ドアの前後は車いす1台が止まることができるよう120cm以上の長さの水平部を設けます。自動式扉でない場合は、車いすからの開閉動作のため車いすが回転できるように150cm以上の水平部を設けることが望まれます。

ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

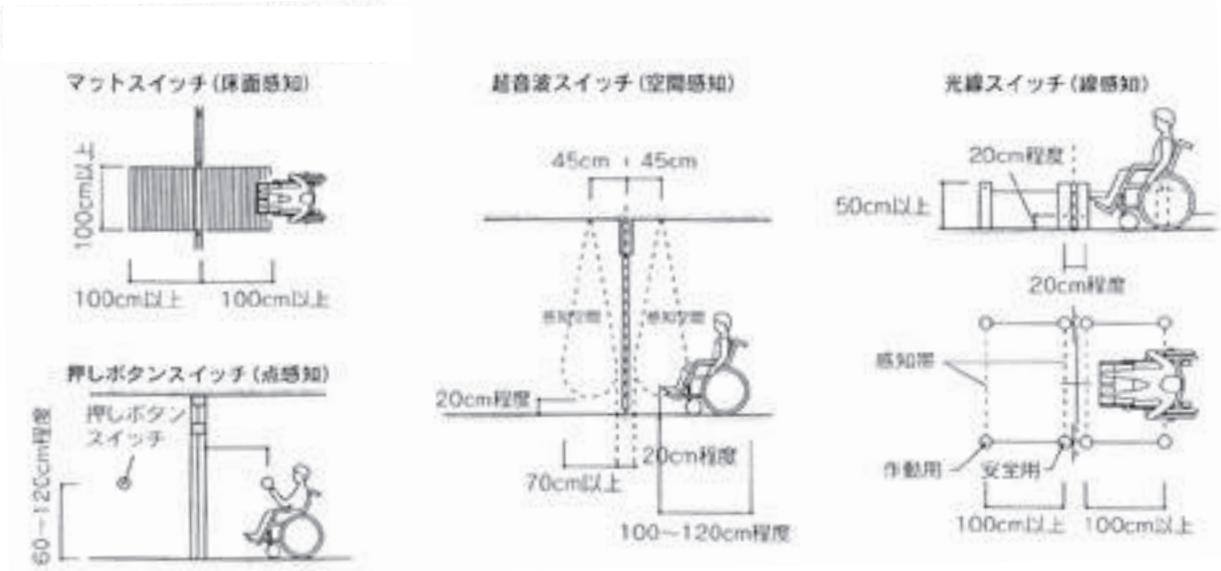
※ 車いす使用者が通過できる仕様の段とは、一例として高低差が1～2cm程度で、丸みを持ち又はすりつけを行い処理された段のものが該当します。

ホ 直接地上へ通ずる主な出入口には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。

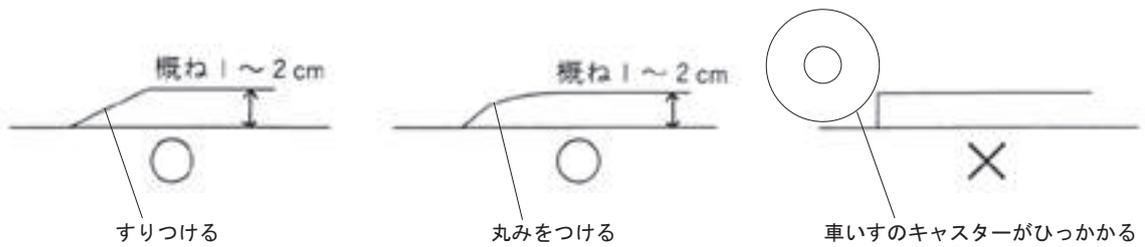
建築物

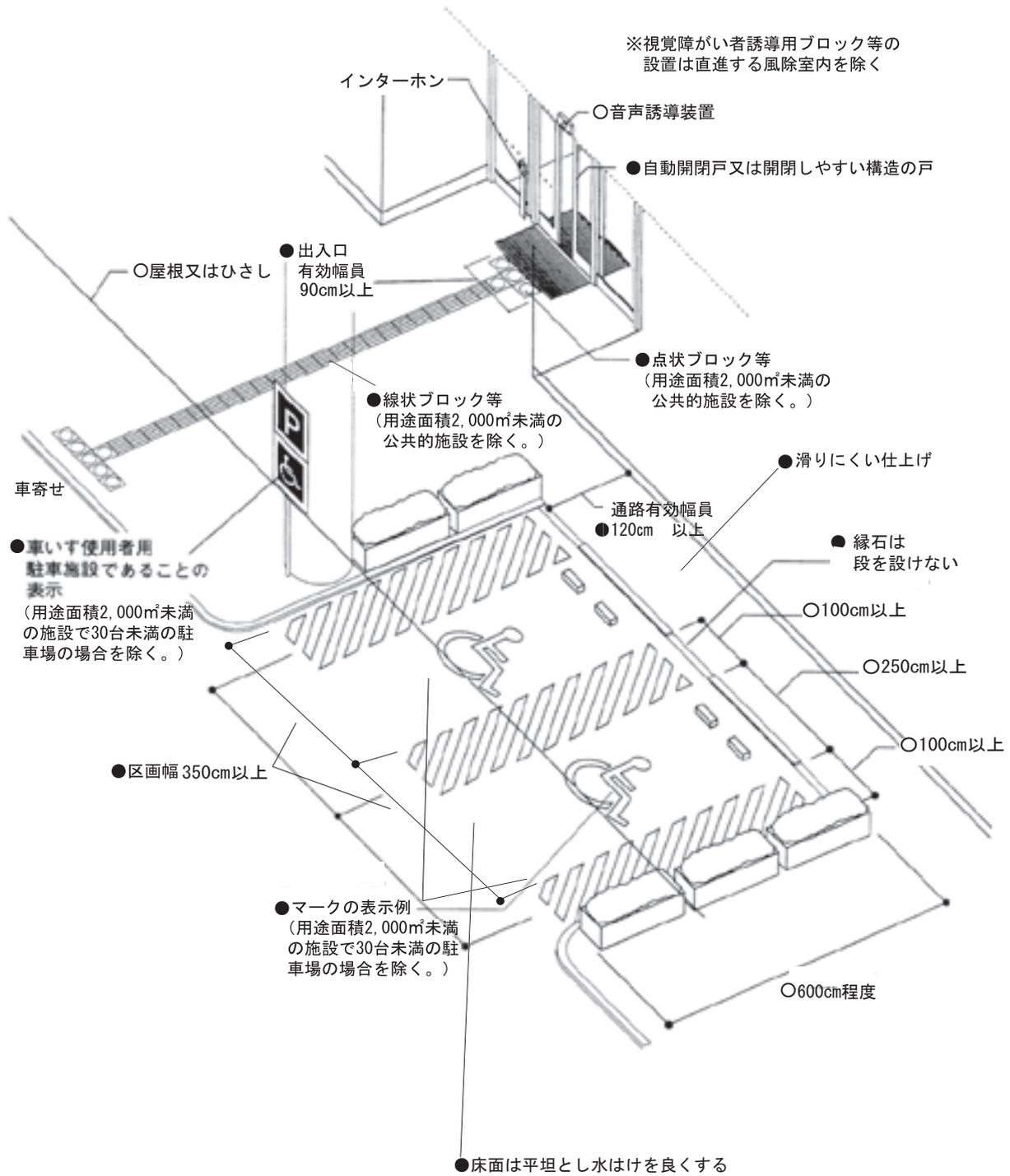


自動ドアの感知方式の例



すりつけの例





建築物

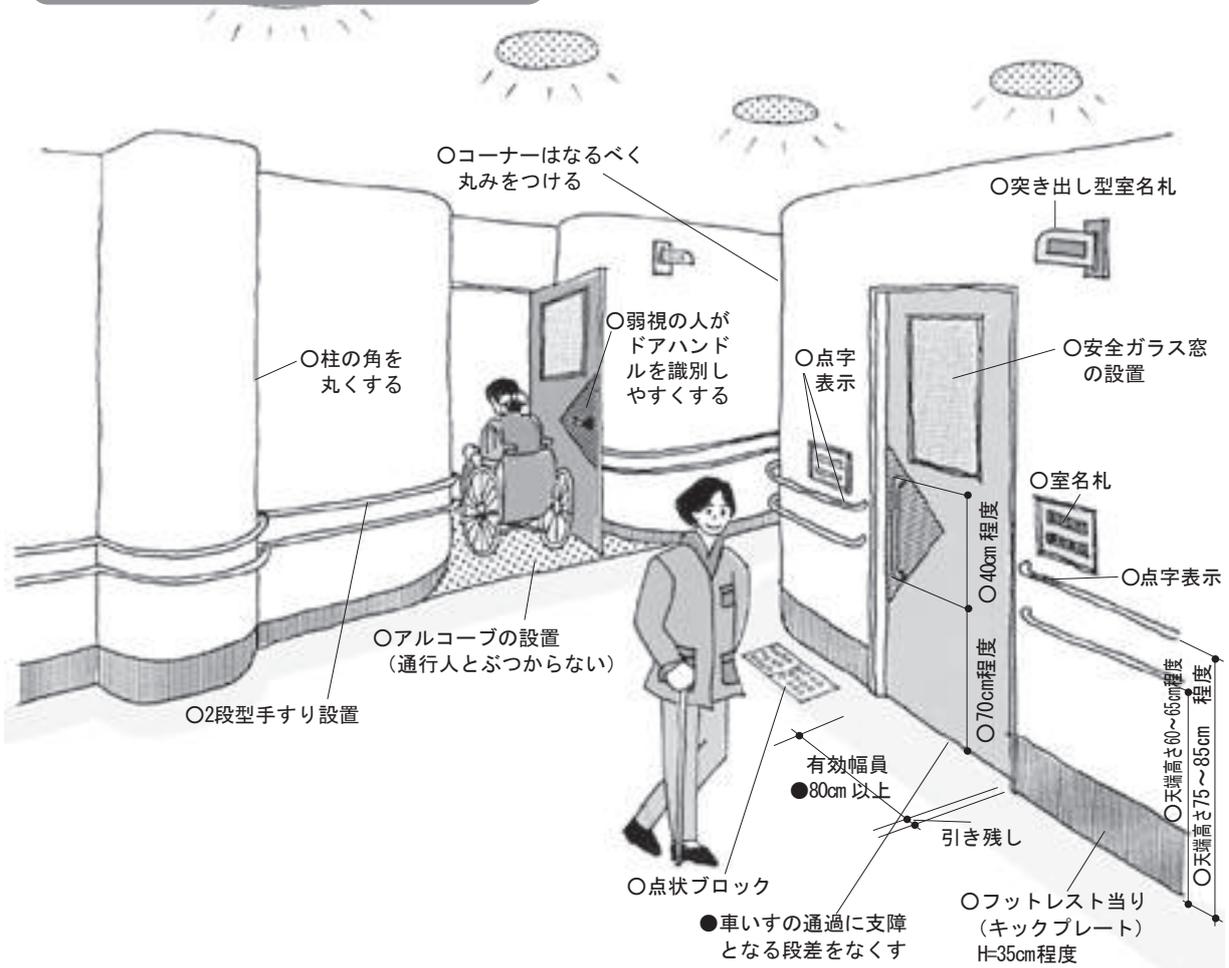
1. 出入口 -2 (各室出入口)

整備基準

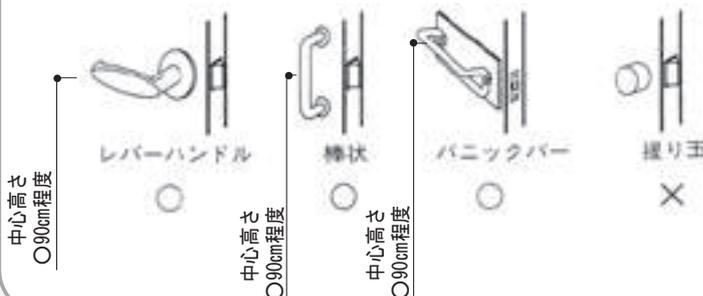
直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに利用室の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。(P4参照)

※ 共同住宅の場合は、共有スペースの居室等への出入口が該当します。

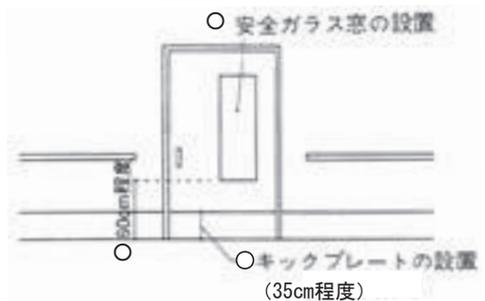
内部出入口の整備例



取っ手の形式 (使いやすい形状の例示)

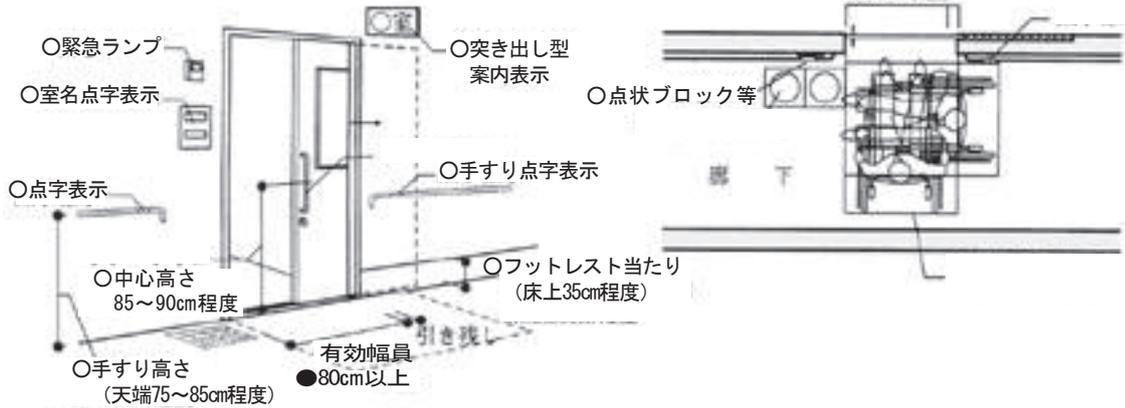


キックプレート・安全ガラス

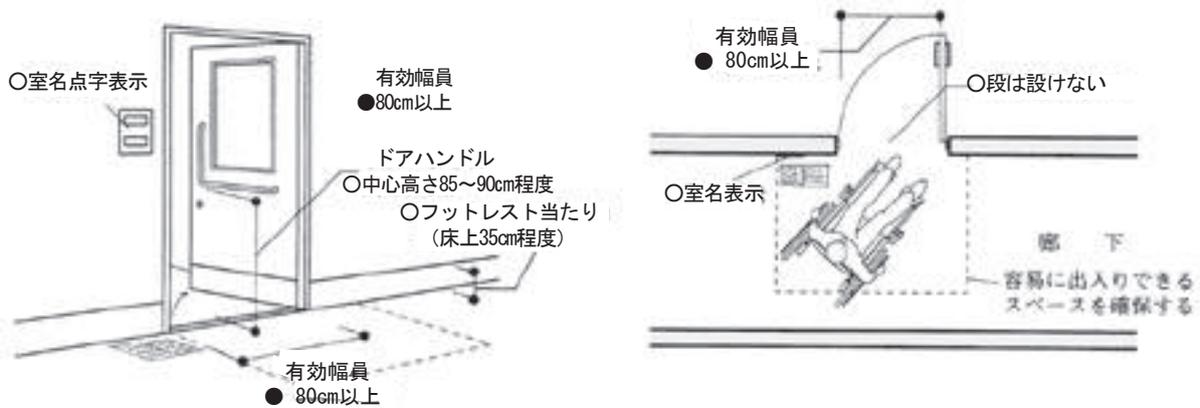


●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

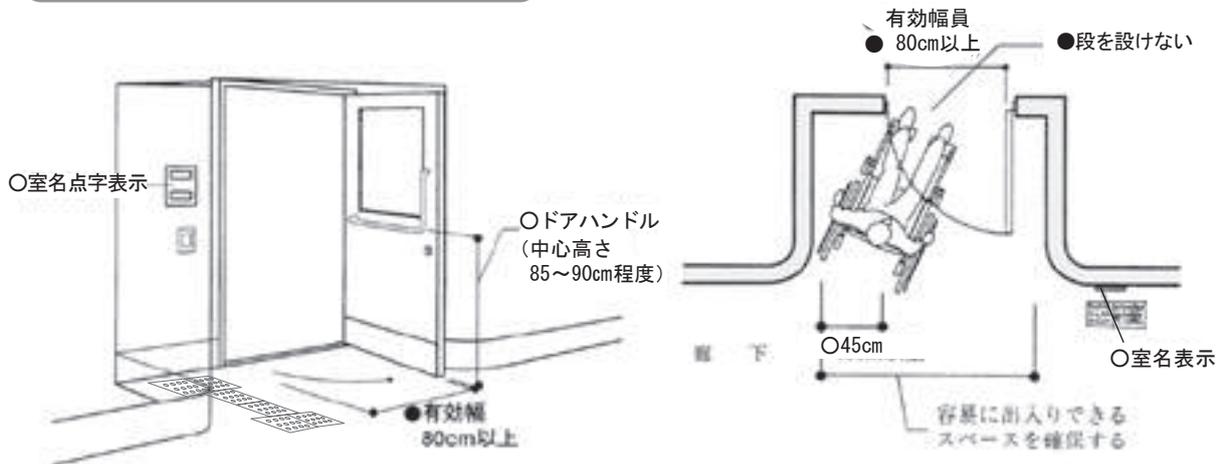
自動開閉引戸の例



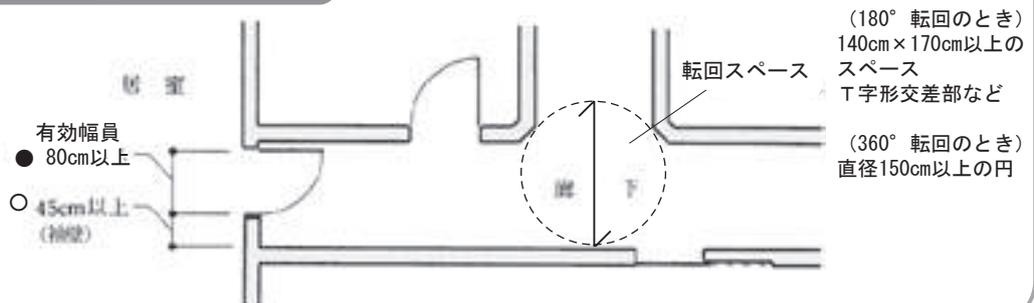
片開き扉（内開き）の例



外開き扉、アルコーブを設けた例



行き止まり廊下の室の出入口の例



建築物

2.廊下 その他これに類するもの (以下「廊下等」という。)

整備基準

- (1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

※ 障がい者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるように整備することが求められており、水分や油の付着によって滑りやすくなる材料もあるので、床材の選定にあたっては十分に注意が必要です。

- (2) 段を設ける場合において、当該段は、3に定める構造に準じたものとする。

※ 3の階段の規定により、手すりの設置、回り段を設けない、段が認識しやすく、かつ、段鼻の突き出しがなく、つまづきにくい構造、階段の上端に点状ブロック等の敷設など配慮をしてください。

- (3) 「直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室の1に定める構造の各出入口及び共同住宅等の住戸の出入口(以下「利用室等の各出入口」という)に至る経路、「駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室等の各出入口に至る経路並びに利用室等の各出入口から5の(1)に定める構造の便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路の廊下等においては、次に定める構造とすること。この場合において、4の(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。

※ 「直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口」、「駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口」、「利用室の1に定める構造の各出入口」とは、「1.出入口」に定める構造のものをいいます。

- イ 有効幅員は、120cm以上とすること。

※ 120cmは、廊下を車いすが通行しやすい幅員、人が横向きになればすれ違える幅員及び松葉つえ使用者が円滑に通過できる幅員です。

- ロ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の設けること。

※ 車いすの転回に支障のないものとは、180°転回では140×170cm以上のスペース(T字形の交差部など)が該当します。

- ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。

- (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

- (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

- ニ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法に定める規定に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。

※ 車いす使用者用特殊構造昇降機とは、機械式段差解消装置のことです。

建築物

整備基準

建築物

整備基準

ホ 1に定める構造の出入口並びに4の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。

- (4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により視覚障がい者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障がい者誘導用ブロック等〔線状ブロック等（視覚障がい者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（視覚障がい者の注意を喚起するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）〕を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。〕を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること〔教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。〕。ただし、直接地上へ通ずる出入口、又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。

※ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において視覚障がい者誘導用ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。

※ 視覚障がい者の誘導が必要であり、情報提供を行うことができる場所には、インターホンの設置や点字や音声による案内板等を含みます。

- ・ その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合とは、
 - ① ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能である
 - ② 百貨店等で受付が入口付近にあるもの

- (5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造〔教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからトまでに定める構造〕とすること。

イ 有効幅員は、120cm（段を併設する場合にあつては、90cm）以上とすること。

ロ こう配は、1/12（高さが16cm以下の場合にあつては、1/8）を超えないこと。

ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

※ 傾斜路が長くなる場合には、車いす使用者が昇降中に休憩したり、加（減）速できるような平坦部分を設ける必要があるためです。

ニ 両側に立ち上げ等を設けること。

※ 車いすの脱輪防止や松葉つえ等が落ちないように安全上の配慮を行うことが必要となります。

建築物

ホ 高さ80cm程度の手すりを設けること（高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下の傾斜路を除く。）。

- ※ 手すりを設置した場合の廊下の有効幅員は手すりの内側の寸法とします。
- ※ 手すりは片側まひの方の利用も考慮し、両側に設けることが望まれます。

ヘ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。

- ※ 弱視者等視覚障がい者の利用に配慮し、傾斜路の勾配部分の色彩を周囲の廊下等の色彩と識別しやすいものとしてください。

チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。

- ※ 上端部に視覚障がい者誘導用ブロック等(点状ブロック等)を設け、視覚障がい者等への注意を促すことで、安全な利用に対応するものです。
- ※ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において傾斜路の上端部点状ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。
- ※ 入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所において傾斜路の上端部点状ブロック等を除いているのは、日常的に利用するのは入所者や園児等の特定された者であり、視覚障がい者誘導用ブロック等がつかずきの原因となり危険であるとの声が多く、一般的に介助者や保育士による対応が考えられるためです。

(イ) こう配が1/20以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分

(ロ) 高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分

- ※ 物販店や飲食店等では主要な通路について対象とします。従業員専用通路等は対象外です。

(ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

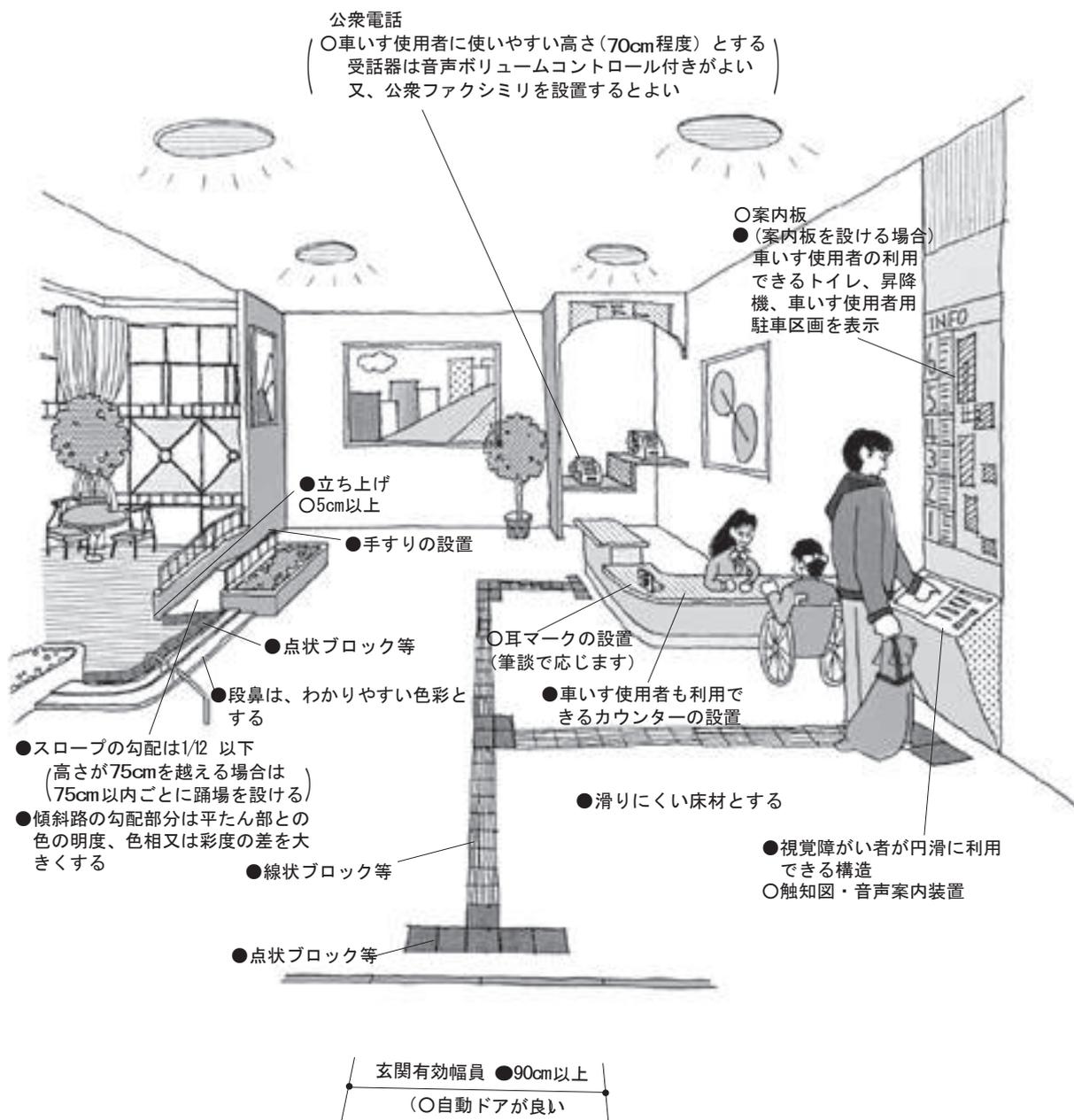
●確保が必要な経路

1. 道等から利用室及び共同住宅等の住戸（以下「利用室等」とします。）
2. 道等から車いすが使用可能なトイレ（1.の利用室等がない場合）
3. 1.の利用室等から車いすが使用可能なトイレ
4. 車いす使用者用駐車区画から1.の利用室等
5. 車いす使用者用駐車区画から道等（1.の利用室等がない場合）
6. 道等から案内設備（視覚障がい者利用円滑化経路）

上記経路のうち、それぞれ1以上を確保してください。

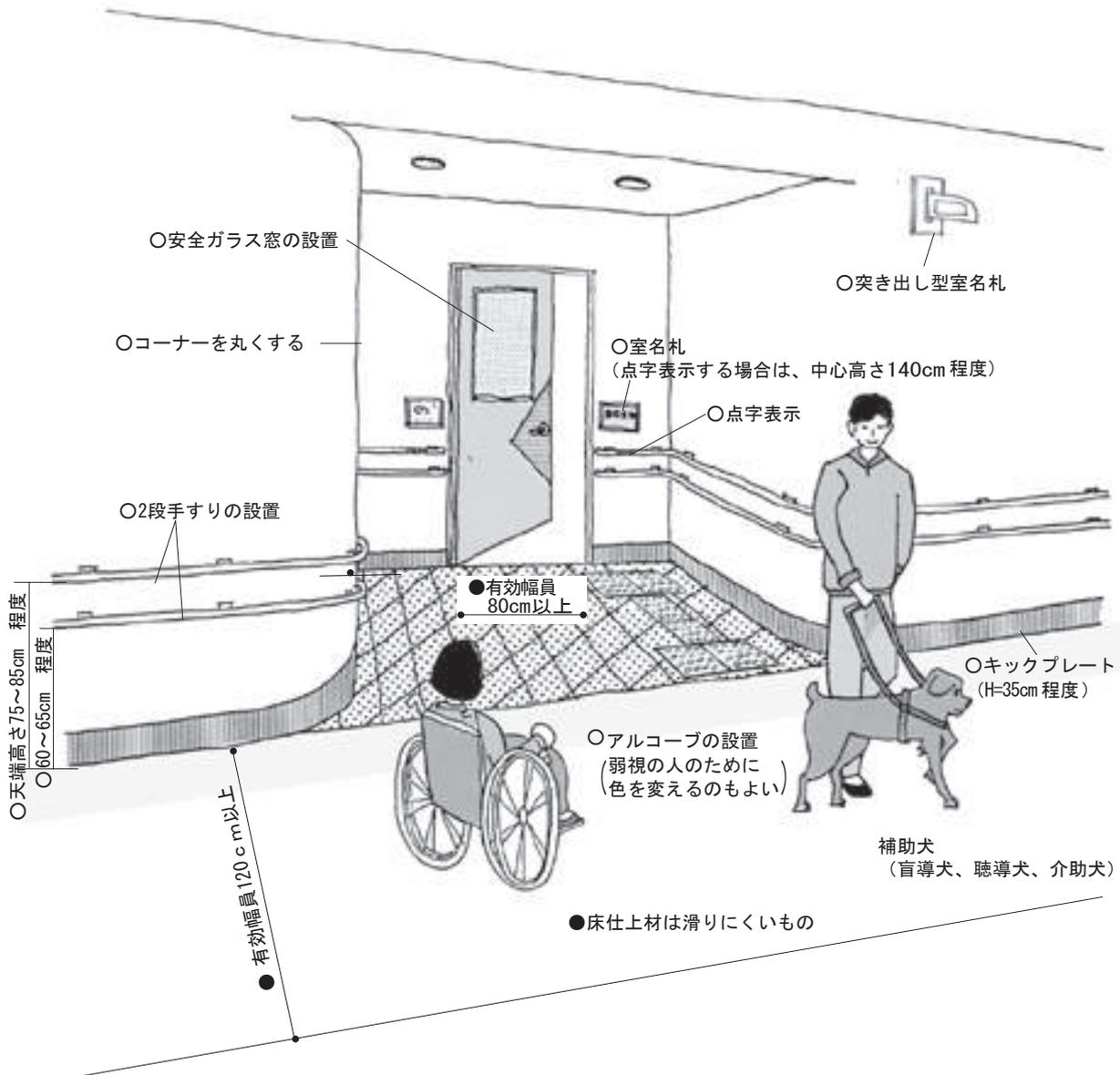
2.廊下等 -1 (玄関ロビー)

情報提供の例

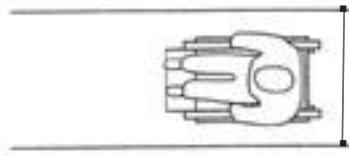


2.廊下等 -2 (一般廊下)

廊下の例



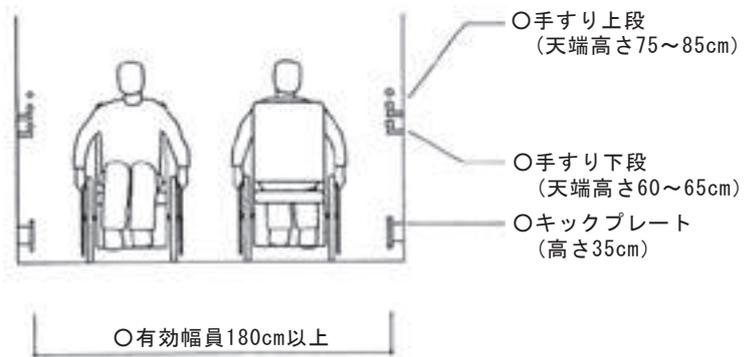
廊下の幅員



●有効幅120cm以上

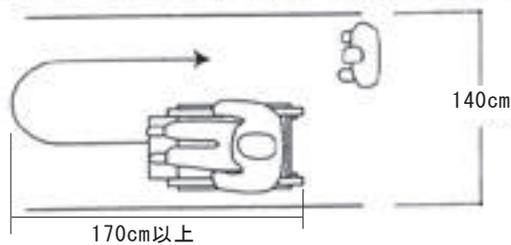
廊下等の末端の付近及び50m以内ごとに車いすが転回することのできる構造の部分进行、180°転回では直径150cm以上の円のスペースや140cm×170cm以上のスペース、T字形の交差点などとする。

- 幅120cm：廊下を車いすが通行しやすい寸法
人が横向きになれば車いすとすれ違える寸法
松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法

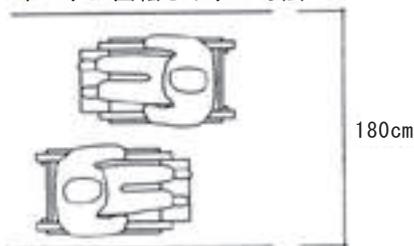


※ その他幅員関係参考寸法

- 幅140cm：車いすが転回（180°方向転換）できる寸法



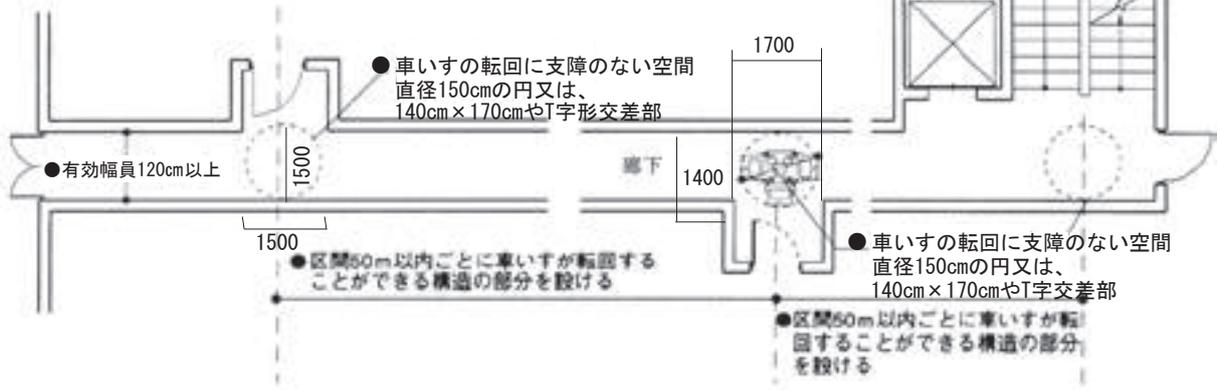
- 幅180cm：車いす同士がすれ違いやすい寸法
車いすが回転しやすい寸法



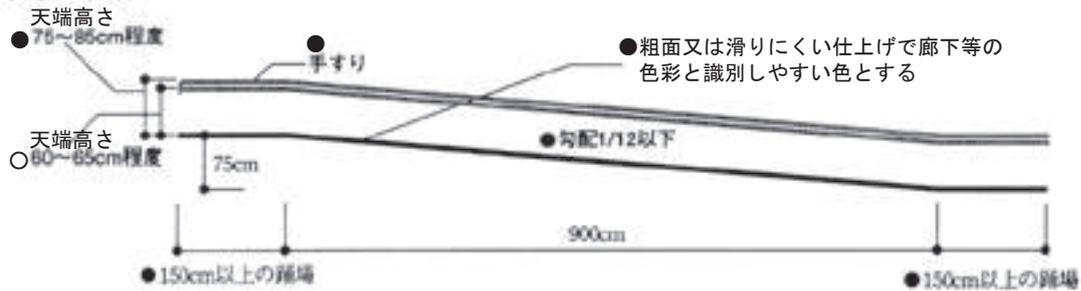
廊下幅と車いすの転回に必要な空間等の例

廊下幅と車いす使用者の転回例

転回空間の確保



傾斜路の断面



段と傾斜路の併設



○階段の下端、又はスロープの下端に点状ブロックを設けることが望ましい

建築物

3.階段(踊り場を含む)

整備基準

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造)とすること。

- ※ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する階段について基準に適合することを求めています。
 - ・ 自動車販売施設、給油所等の自動車関連施設において階段の上端部点状ブロック等を除いているのは、視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。
 - ・ 入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所において階段の上端部点状ブロック等を除いているのは日常的に利用するのは入所者や園児等の特定された者であり、視覚障がい者誘導用ブロック等がつまずきの原因となり危険であるとの声も多く、一般的に介助者や保育士による対応が考えられるためです。

イ 高さ80cm程度の手すりを設けること。

- ※ 階段の昇降を安全に行うための措置であり、廊下や踊り場等と連続して設けてください。なお、片側まひの方の利用を考慮し、両側に設置することが望まれます。

ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。

- ※ 回り階段の場合、視覚障がい者が方向を失いやすく、また、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外す危険があります。
 - ・ 建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合とは、小規模な2階建など、構造上やむを得ない場合です。

ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。

- ※ 松葉つえ等使用者の安全な利用に考慮した対応です。

ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

- ※ 段鼻と踏面の色彩を明度差の大きいものとする等により弱視者など視覚障がい者の安全な利用に考慮した対応です。

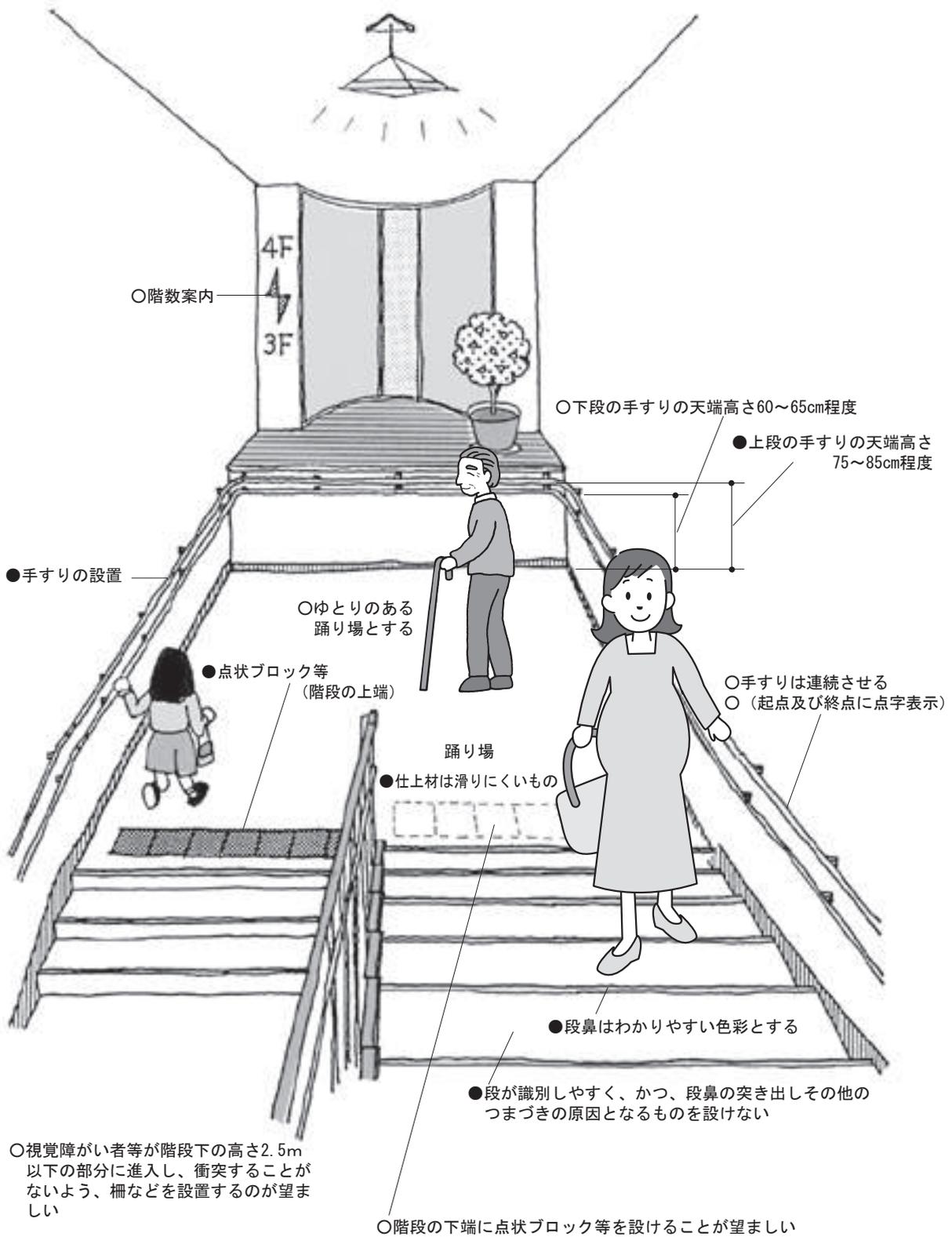
ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。

- ※ 上端部に点状ブロック等を設け、視覚障がい者等への注意を促すことで、安全な利用に対応するものです。

階段の例

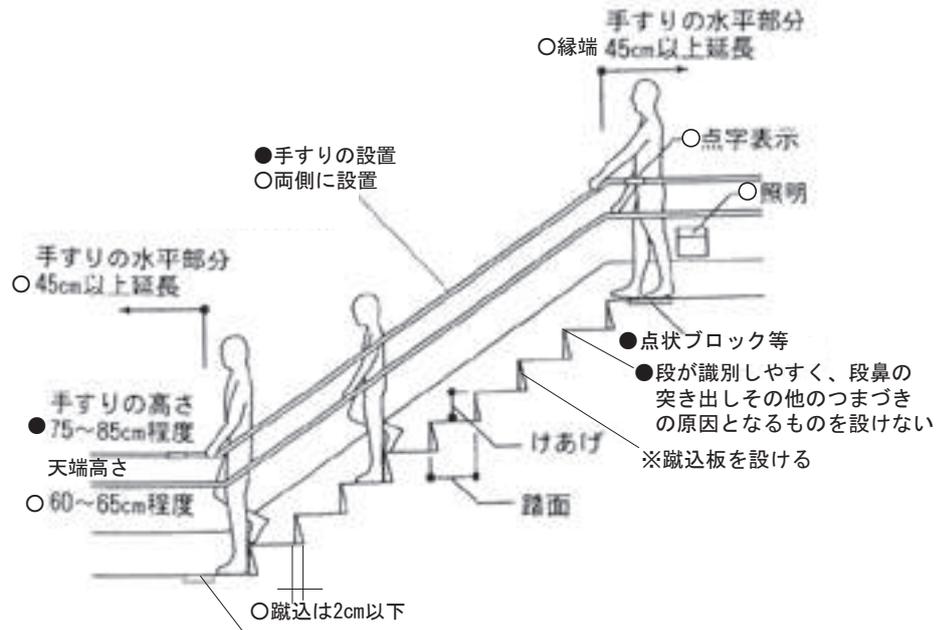
整備基準

建築物

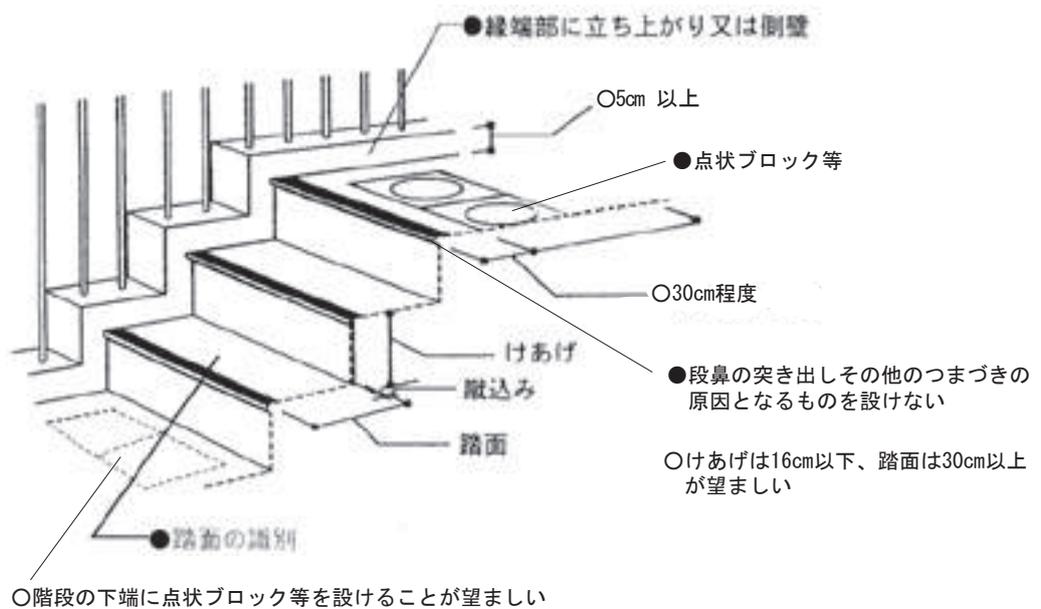


●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

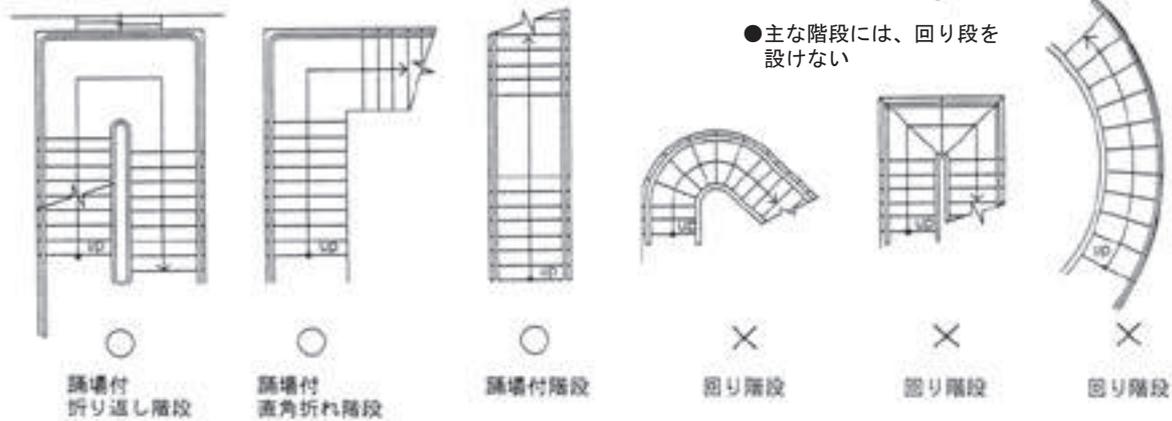
手すりの高さ



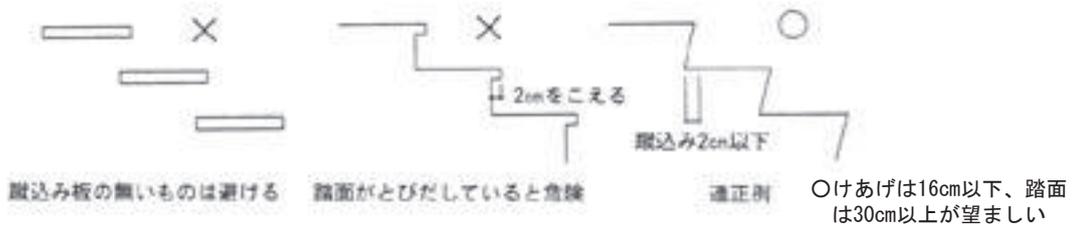
けあげと踏面の仕様



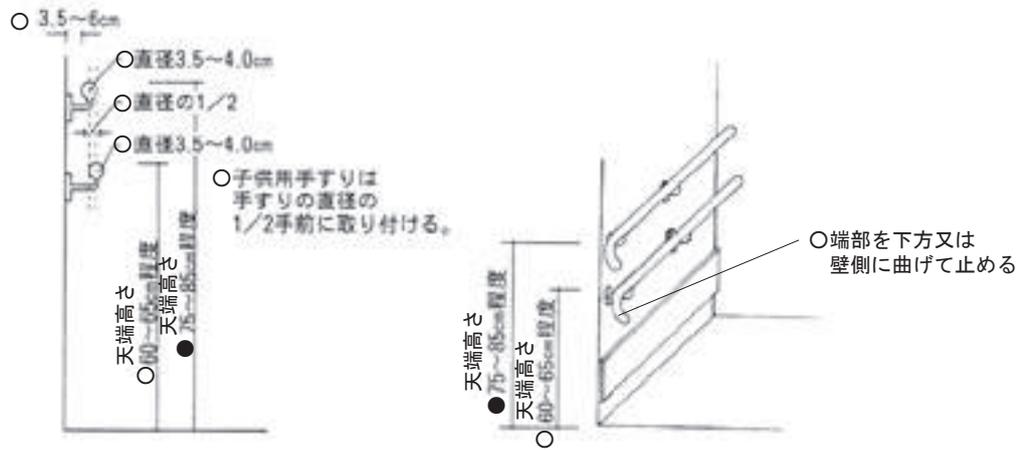
好ましい階段の形状



けあげ 踏面の形状 (つまづきにくい構造の例)



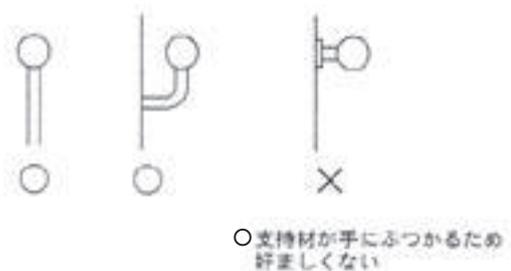
手すりの設置例



手すりの形状



壁への取り付け



建築物

4.昇降機

整備基準

- (1) 2以上の階を有し、用途面積が2,000㎡以上の公共的施設（教育施設（地方公共団体が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）には、エレベーターを設けること。

※ 地方公共団体以外が設置する学校、各種学校、共同住宅等、事務所及び工場の用途を除く2,000㎡以上の公共的施設である建築物に（2）で定める構造の車いす使用者及び視覚障がい者対応の昇降機を設置することが必要となります。

- (2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造（入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあっては、次の口及びニからワまでに定める構造）とし、かつ、主な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、次に定める構造と同等以上の性能等を有すると認められるエレベーターを設置する場合においては、この限りでない。

※ 設置場所は、主要となる動線上のわかりやすい位置に設ける必要があります。

イ かごの幅は、140cm以上とすること。

ロ かごの奥行きは、135cm以上とすること。

ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。

※ 車いす使用者もエレベーターには前進で乗り込み、できるだけ中で転回して前進で降りられるよう一定寸法を確保としています。ただし、一般的には、転回には直径150cmの円のスペースが必要とされていることから、全ての車いす使用者が、中で転回できるとは限りません。

・ かごの、内法幅1.4m×奥行き1.35mは、JIS規格による一般乗用エレベーターの11人乗りの寸法です。

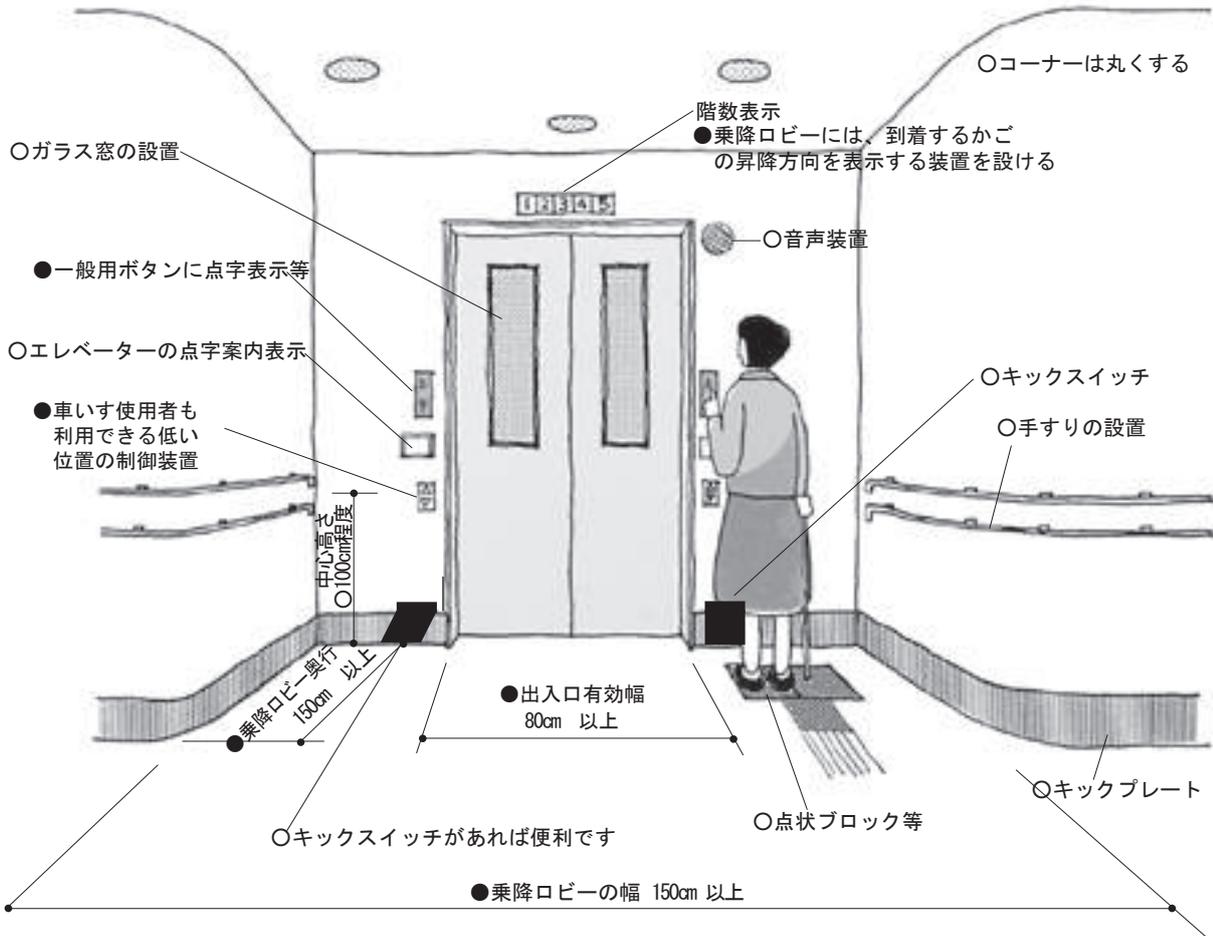
・ かごの、内法幅1.6m×奥行き1.35mは、JIS規格による一般乗用エレベーターの13人乗りの寸法です。

・かごの奥行き135cmは、電動車いす使用者も利用できる大きさです。

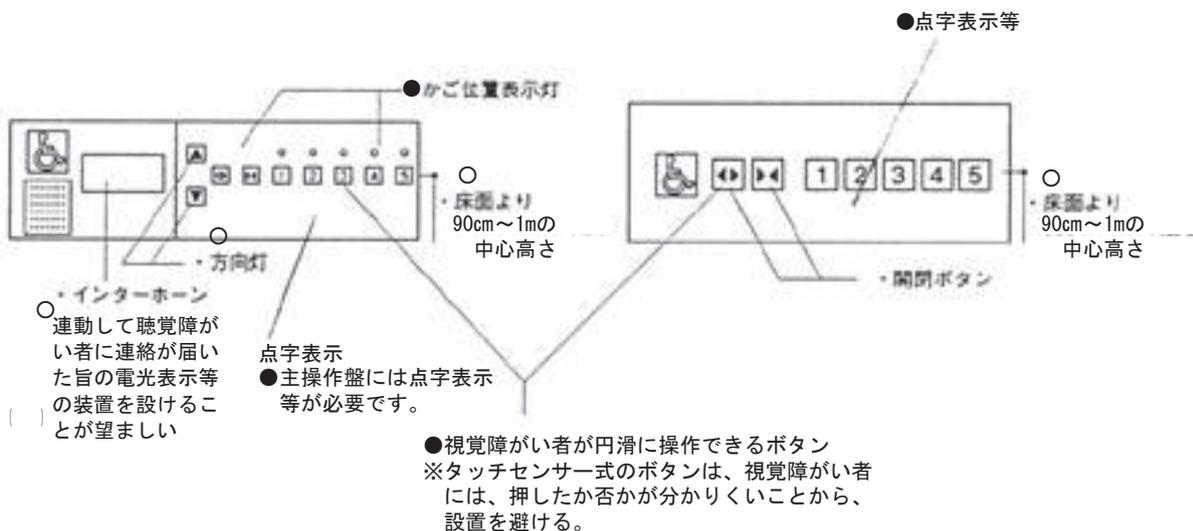
ニ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

※ 聴覚障がい者に対して電光表示等で現在階や停止予定階の表示を求めているものです。

エレベーターの出入口の例



エレベーターのかご内制御装置の例



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

建築物

ホ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

ヘ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

※ 視覚障がい者に対して音声で到着する階並びに戸の閉鎖を知らせることを求めているものです。

ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。

チ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

※ 床面から90cm程度の高さに設置し、ボタンは操作しやすいように大きめのものを用います。

- ・ この制御装置(副操作盤)に視覚障がい者対応を求めているのは、視覚障がい者である車いす使用者には介助者がつくことが想定されるためです。

リ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(チに規定する制御装置を除く。)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。

※ この制御装置(主操作盤)は、視覚障がい者が操作することを想定しており制御装置の各ボタンに点字表示等を適切に行い視覚障がい者の利用に対応できる構造を求めています。

ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上とすること。

※ 150cmは、車いすが転回できる寸法です。

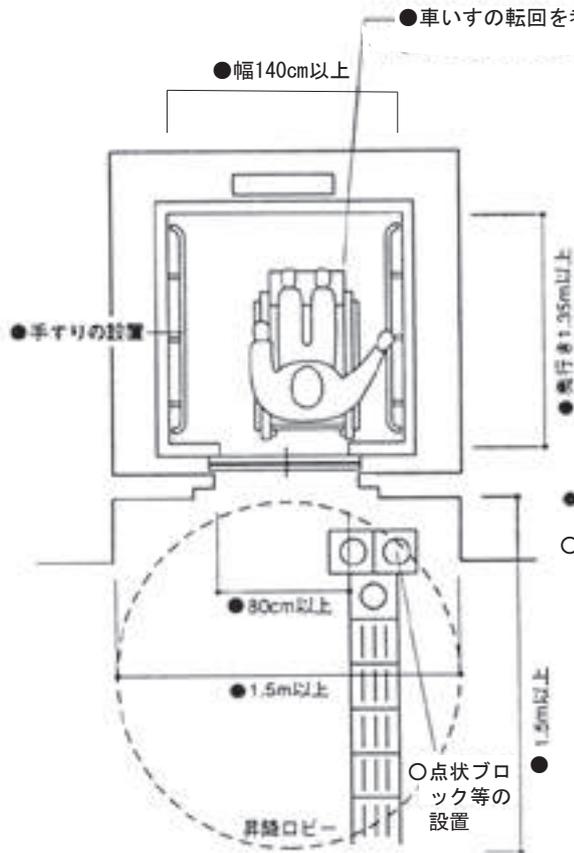
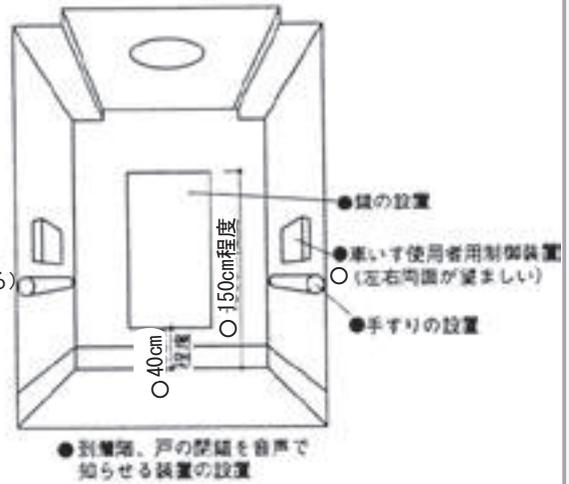
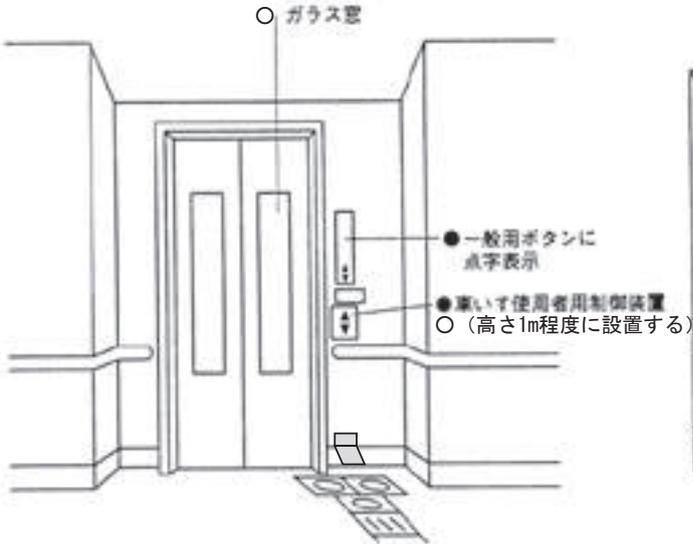
ル かご内の側面には、手すりを設けること。

ヲ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

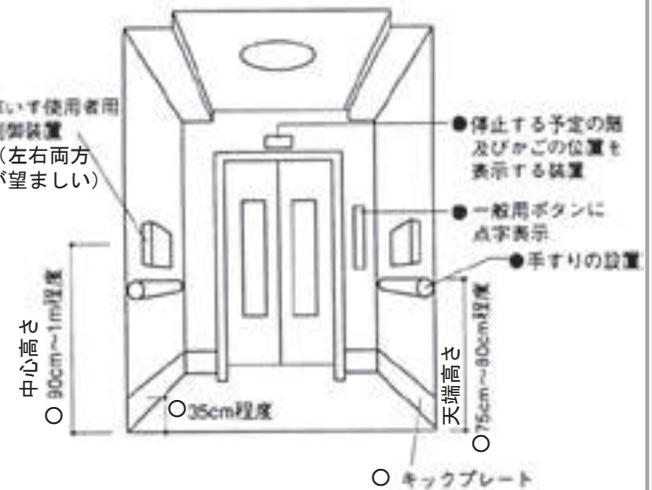
ワ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

※ 視覚障がい者に対して音声による情報を提供することが必要となります。

エレベーターのかご内外の例



※ 一般に車いすの転回には、直径150cmの円の面積が必要とされているため、現基準によるエレベーター内で、全ての車いすが転回できるとは限りませんが、小型なものなど転回が可能なものもあることから、壁面からの突出物やその位置等について配慮を求めています。



建築物

5. 便所

整備基準

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ、便器の前方に120cm以上の距離があるもの)が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり(L字型手すり及び可動式手すりとする。)、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房(以下「多機能便房」という。)が設けられていること。ただし、用途面積が300㎡未満の公共的施設(公衆便所を除く。)においては、「車いす使用者が利用できる空間を確保した便房」(コンパクトタイプ)とすることができる。

※ 長時間車いすを使用する者は、褥瘡を防止するためシートを使用することが多いため、その厚みにも配慮した高さとするのが望ましいものと考えられます。

- ロ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。

- ハ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 戸は車いす使用者などの利用に配慮して、自動扉、手動引き戸など円滑に開閉して通過できる構造とすることが必要です(コンパクトタイプで戸袋のスペースが取れない場合などは、外開き戸、引き込み戸などが考えられます。外開き戸とするときは、利用者の衝突の危険がないよう便房の位置を便所の奥側にするなどの配慮が必要です)。また、緊急時の救出のため外部から鍵を開けることができる構造としてください。

- ニ 多機能便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。

※ 建物のどの位置にどのような便所、便房が設けられているかの適切な情報提供が必要です。

- ホ 多機能便房内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。

- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。

※ 高齢者等の利用に配慮した手すり付き腰掛便器のある便房の設置を求めています。

建築物

整備基準

建築物

整備基準

- (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設けること。

※ 子供や高齢者等の利用に配慮した両側手すり付きの受け口の低い小便器の設置を求めています。

- (4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。

イ カウンター埋め込み式とするか又は手すりを設置すること。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器については、この限りではない。

ロ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障がい者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。

※ 高齢者、障がい者等の利用に配慮した構造の洗面器を設けることを求めています。

※ 整備基準の洗面器には、手洗器を含みます。

- (5) 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設で、用途面積が2,000㎡以上のものに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。

イ 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備(以下「乳幼児いす等」という。)のある便房を1以上設けること。

ロ 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えのできる設備(以下「乳幼児ベッド等」という。)を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。

ハ 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

- (6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定める設備のある便房を1以上(男女の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。

イ 人工肛門又は人口膀胱を使用している者(以下「オストメイト」という。)のための汚物流しを設けた洗浄設備(ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。)を設けること。

ロ イに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。

建築物

整備基準

※ 便所に関するその他の留意事項等

《全体・共通》

- ・ 便所の構造等は、「ユニバーサルデザインのまちづくり 整備マニュアル」巻末の資料等も参考としてください。

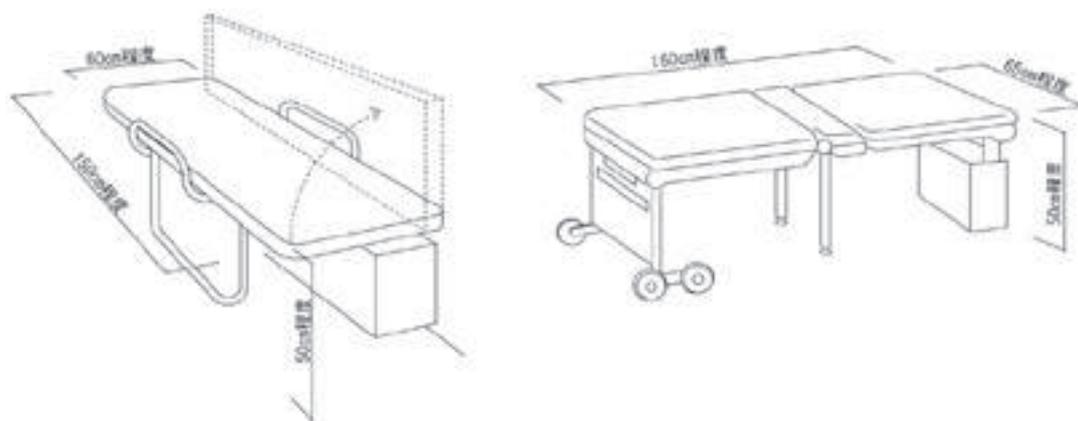
《便器の形状等》

- ・ 多機能便房に温水洗浄便座を設置する場合は、車いす使用者が前向きでも利用できるよう、腰掛け便座のわきに操作ボタンが付いたものの採用は控えてください。

《多機能便房内の設備》

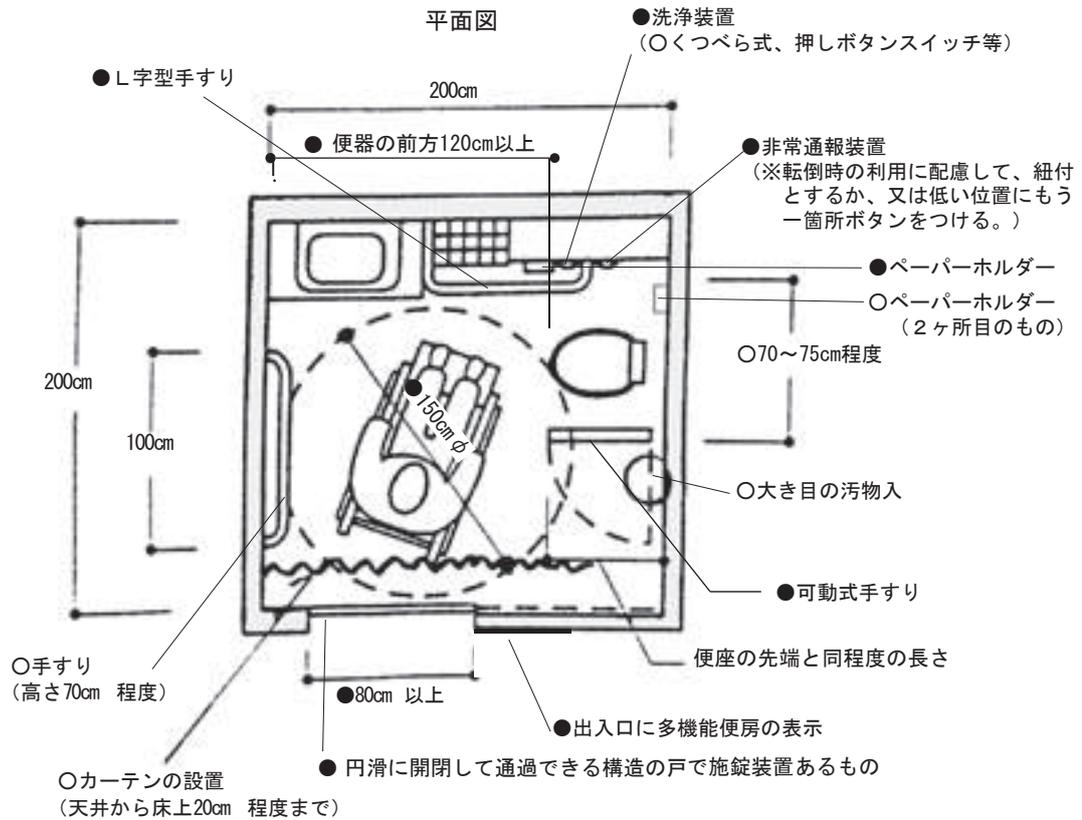
- ・ 複数の多機能便房を設置する場合は、小判型腰掛け便座のタイプについても設置するほか、左右の使い勝手や設備配置のバリエーションを確保することが望まれます。
- ・ 重度の障がい者等の着替え、おむつ替えその他の手当てのためには、大型ベッド（大人用介護ベッド）が必要となることから、規模の大きな施設（特に不特定かつ非常に多数の利用のあるものや、施設用途から大型ベッドの利用が想定されるもの）を新築されるような場合においては、設置の検討をお願いします。

大型ベッド（大人用介護ベッド）の例

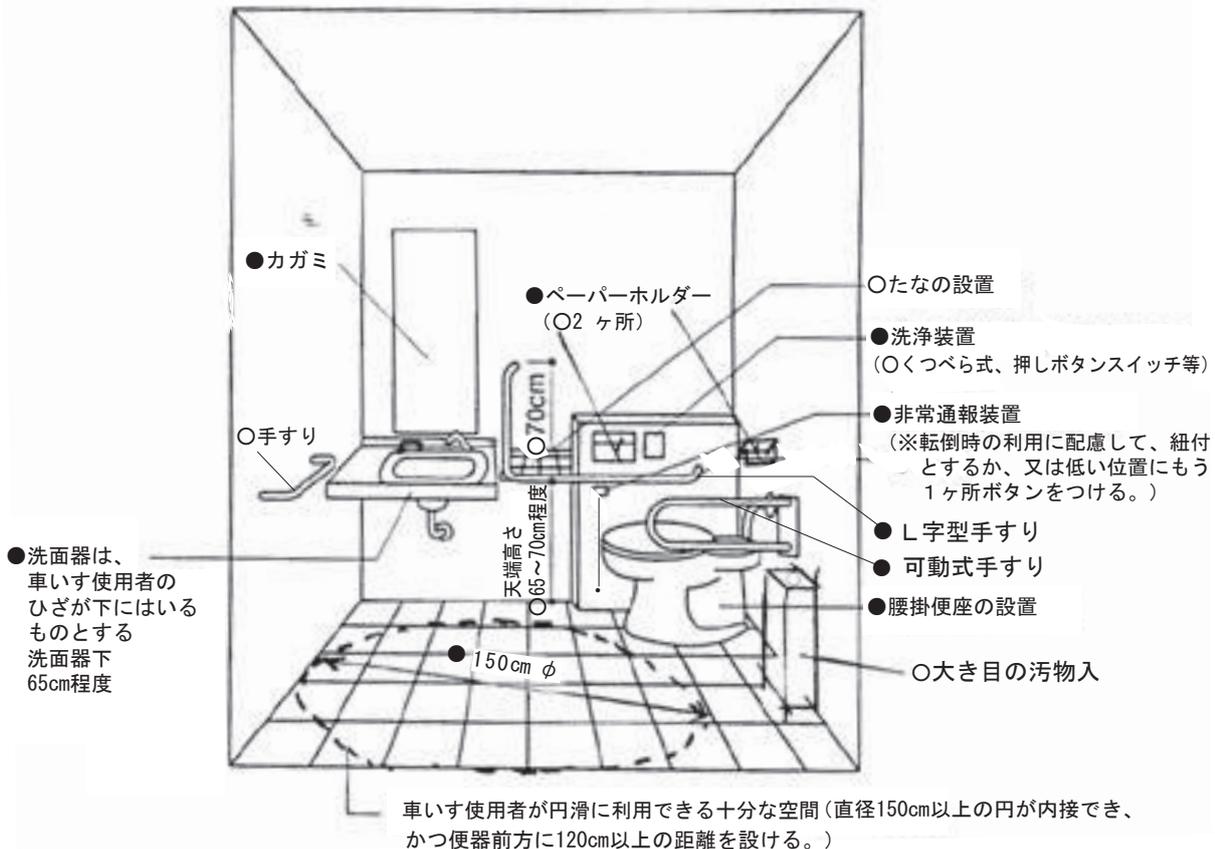


（出典：高齢者、障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計標準）

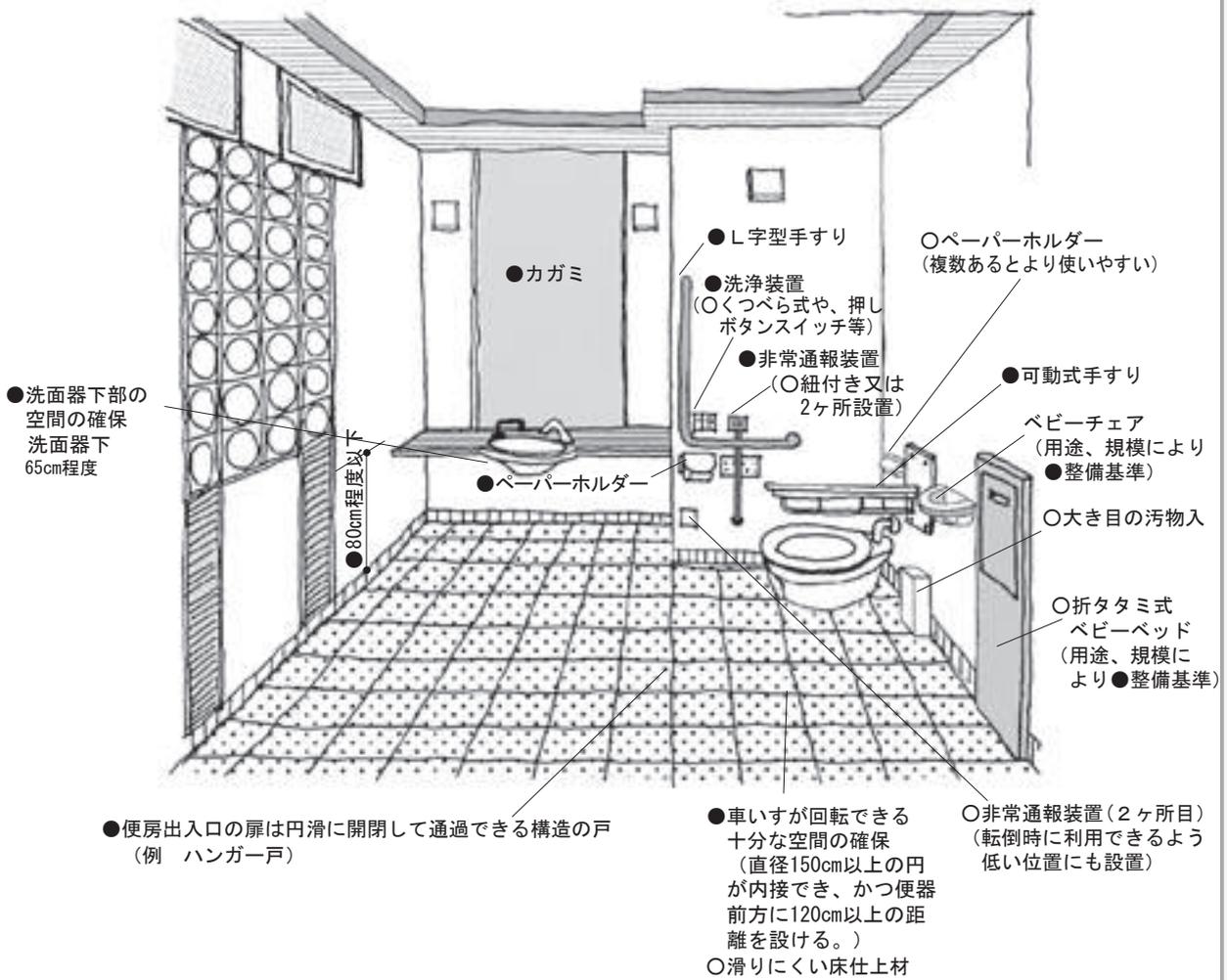
多機能便房内の各備品設置例 (200cm × 200cm の場合)



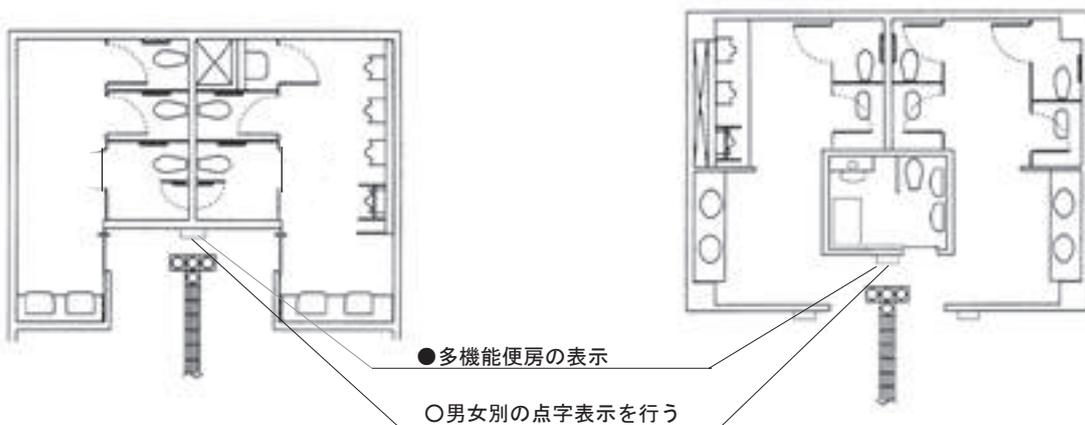
※ オストメイト対応の設備の設置例はP35に記載しています。



多機能便房の例



便所の配置例



男女各1の多機能便房配置の例

男女共用の多機能便房配置の例

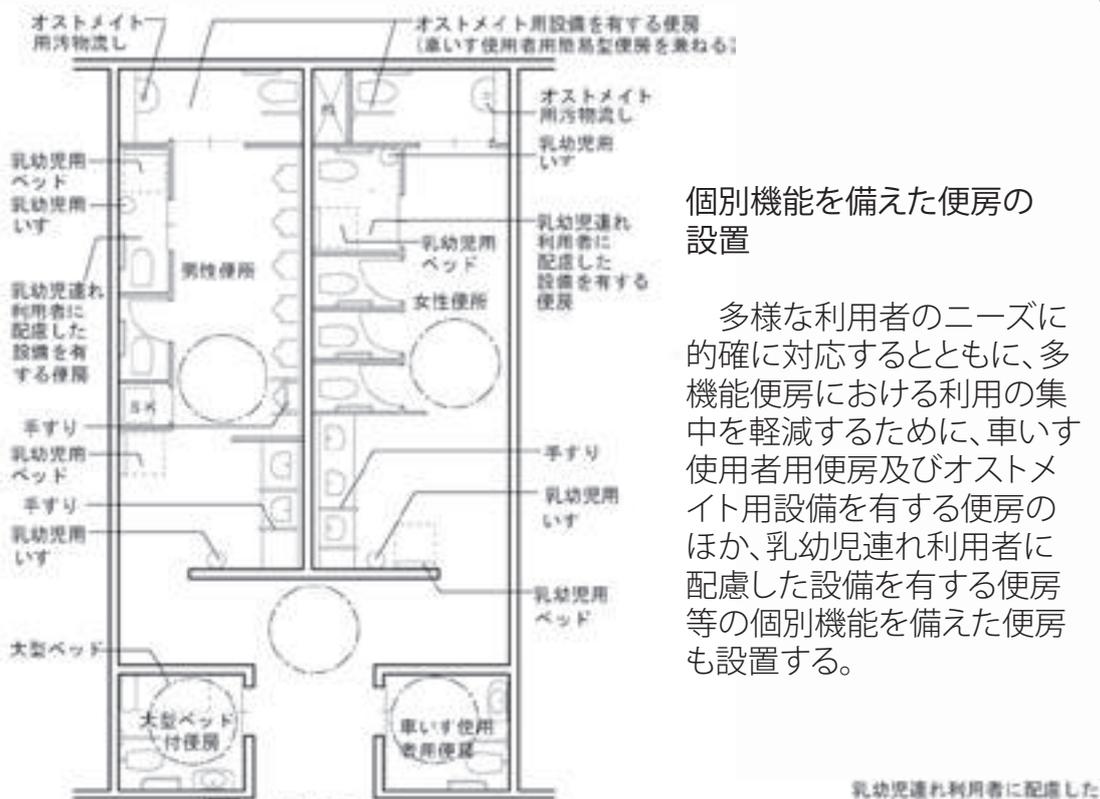
※ 多機能便房の配置・設備機器の考え方については、次ページも参照してください。

※ 多機能便房(便所)等の計画における考え方について

整備基準やバリアフリー法の規定等により、多機能便房が数多く設置されてきましたが、便房内にさまざまな機能(設備)が設けられるようになったことにより、多機能便房の利用者が集中している等の傾向が見られます。

このため、多機能便房の機能分散を促し、車いす使用者の利便上の不便さを軽減するため、次のような考え方で計画することが望ましいと考えられます。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計標準」の抜粋

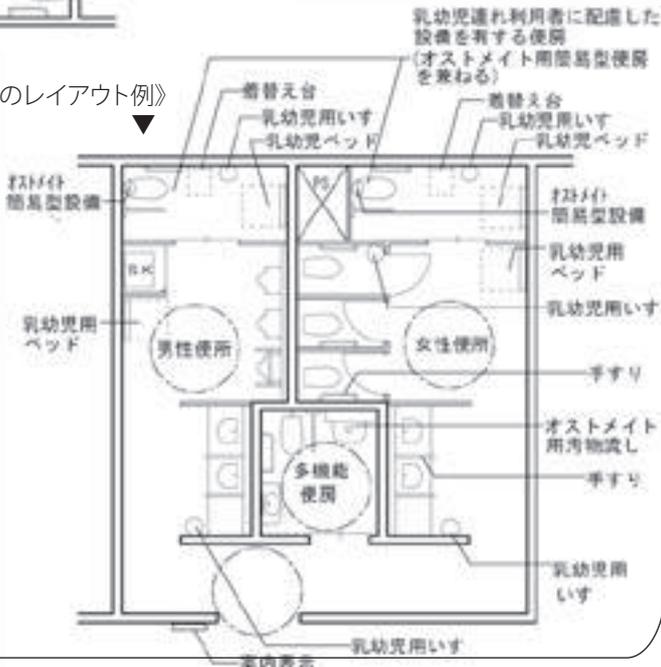


個別機能を備えた便房の設置

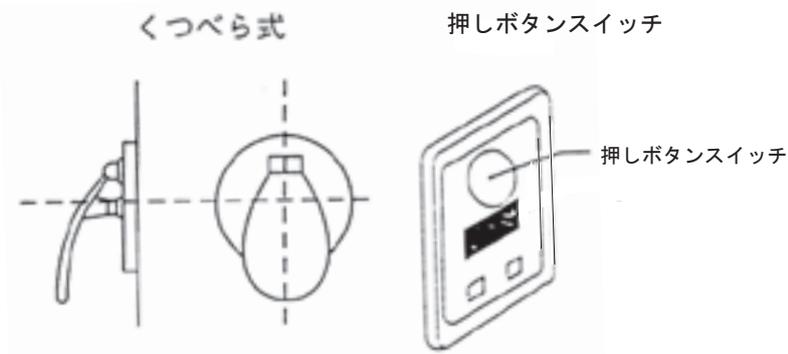
多様な利用者のニーズに的確に対応するとともに、多機能便房における利用の集中を軽減するために、車いす使用者用便房及びオストメイト用設備を有する便房のほか、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房等の個別機能を備えた便房も設置する。

《便所のレイアウト例》

また、施設用途等により、多数の車いす使用者やオストメイトが利用することが考えられる場合には、これに加え、当該利用者用の簡易型機能を有する便房を設けることも検討する。

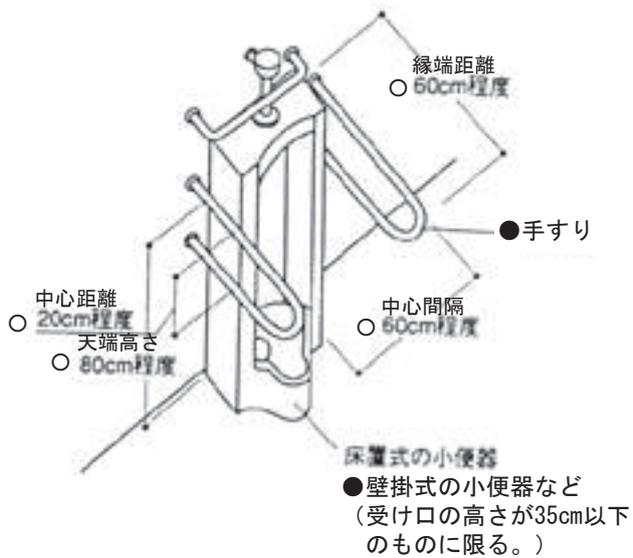


洗 浄 装 置 の 例

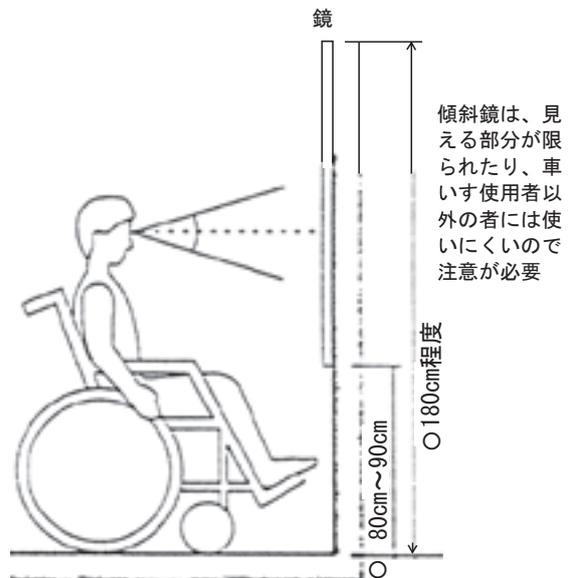


※ 光感知(センサー)式の洗浄装置は、視覚障がい者にとって認識が困難なため適当でない場合があります。

小便器の手すりの例



便房内の身づくろい用鏡の高さの例



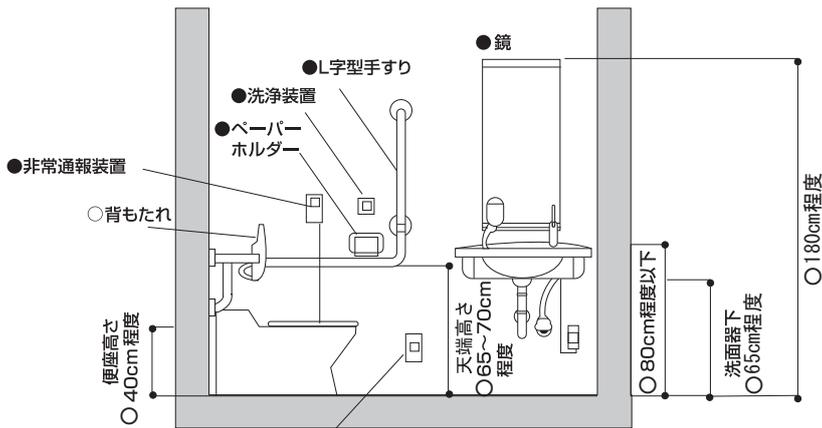
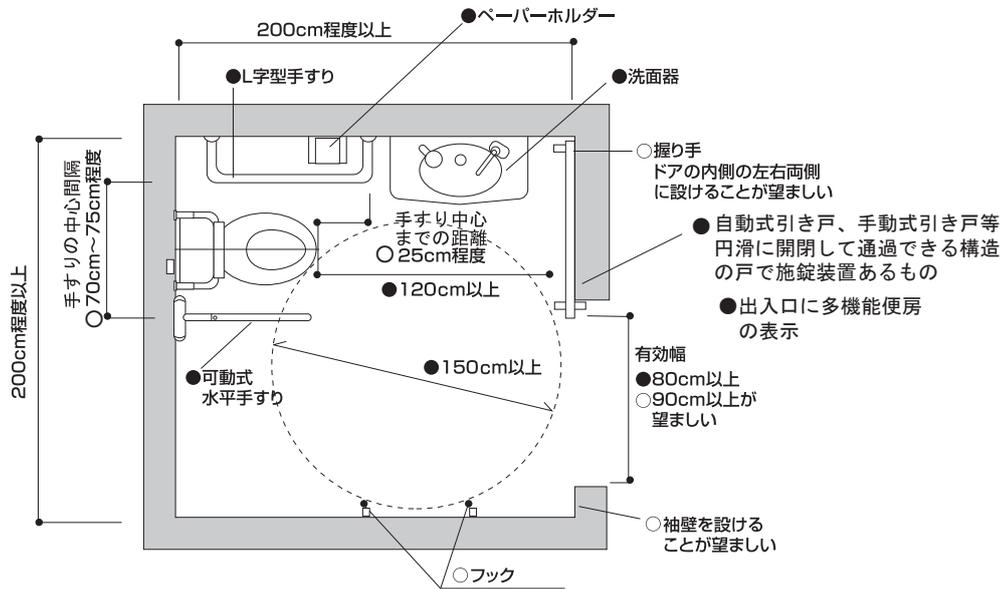
便 所 の 表 示 例



○多機能便房に備えられた設備、機能をわかりやすく標示することが望まれます。

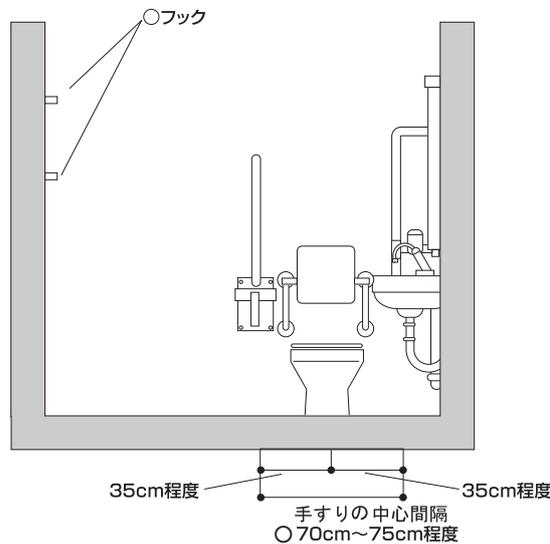
○図記号は、JISZ8210で定められている場合には、定められたものを使用します。

1 基本タイプ

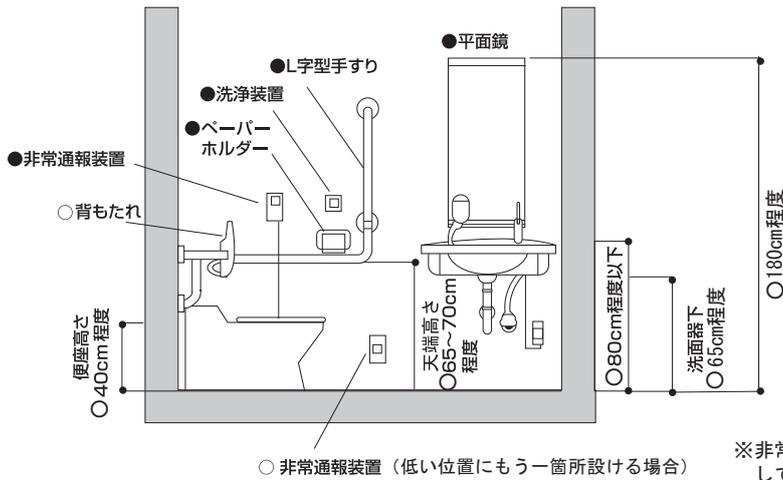
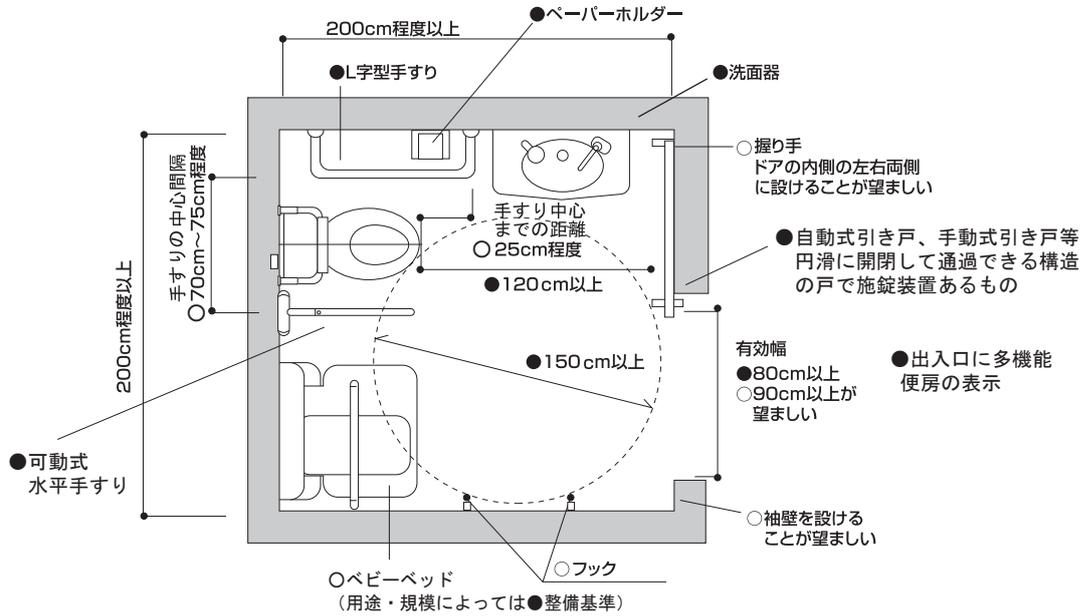


○非常通報装置（低い位置にもう一箇所設ける場合）

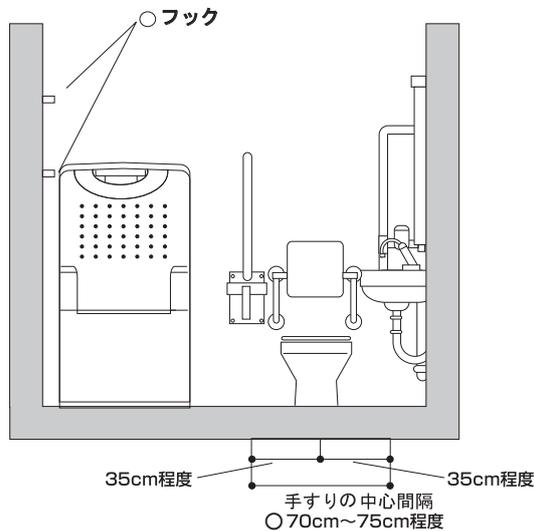
○非常通報装置は転倒時の利用に配慮して、紐付とするか、又は低い位置にもう1ヶ所ボタンを設けることが望まれます。



2 基本タイプ+乳幼児ベッド

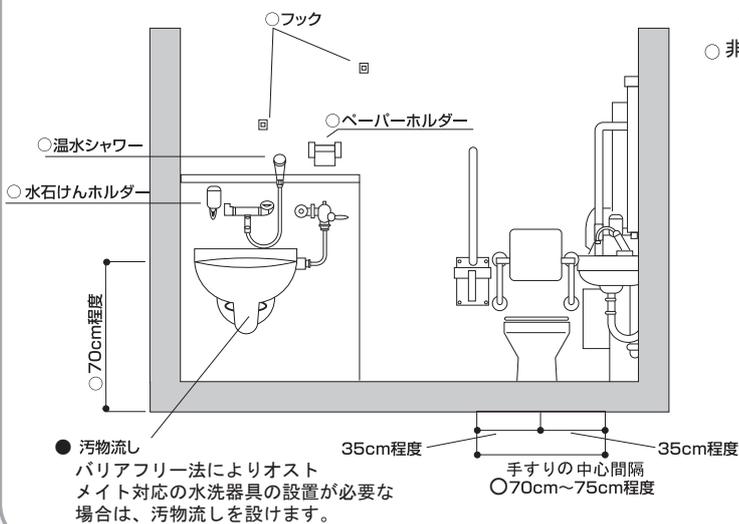
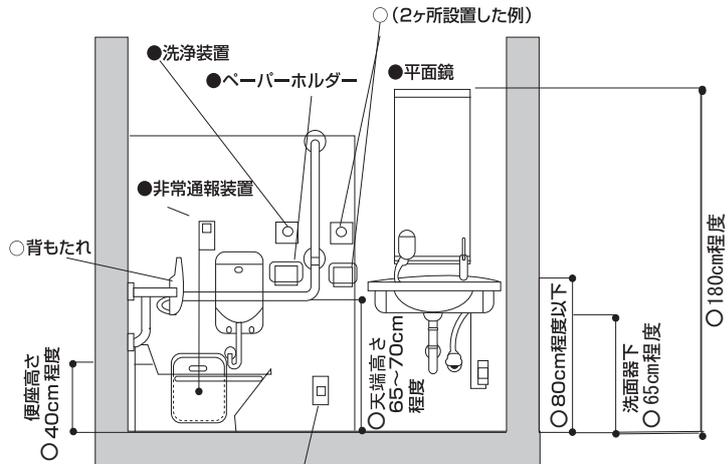
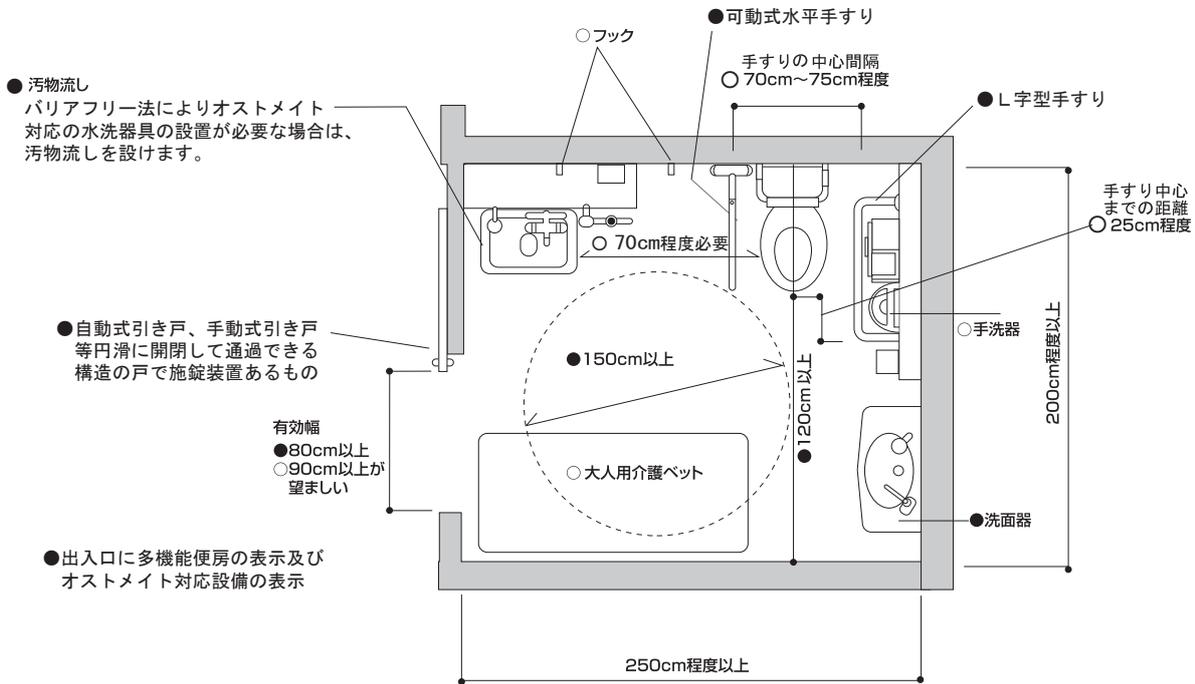


※非常通報装置は転倒時の利用に配慮して、紐付とするか、又は低い位置にもう1ヶ所ボタンを設けることが望まれます。



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

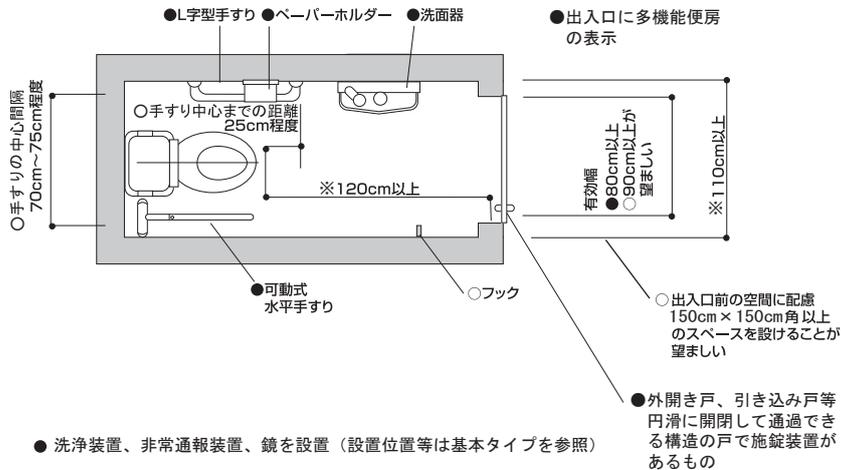
3 基本タイプ+オストメイト設備+大型ベッド(大人用介護ベッド)



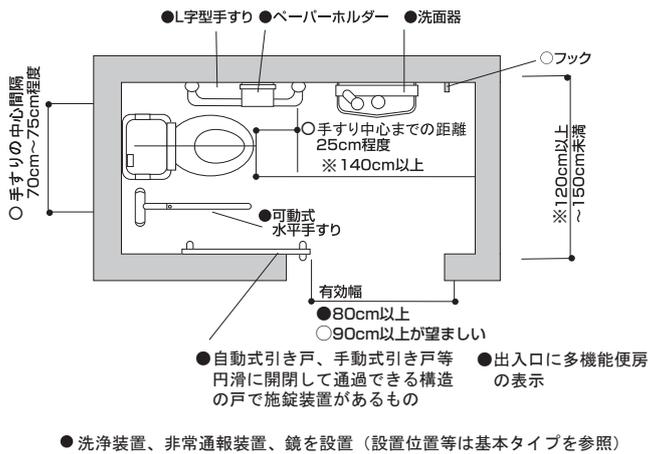
○非常通報装置(低い位置にもう一箇所設ける場合)

※非常通報装置は転倒時の利用に配慮して、紐付とするか、又は低い位置にもう1ヶ所ボタンを設けることが望まれます。

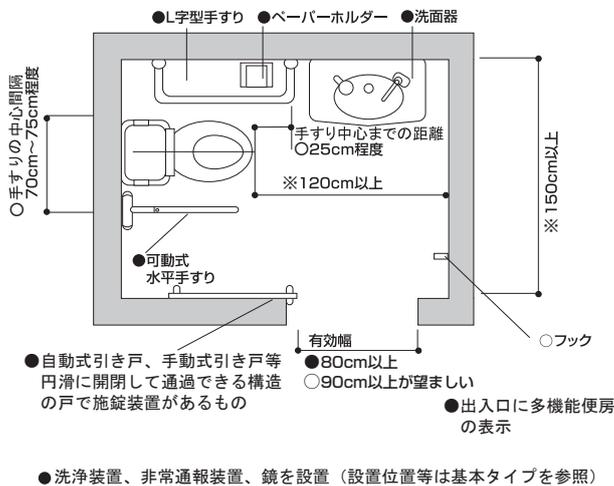
4 コンパクトタイプ1（便房前方入口）



5 コンパクトタイプ2（便房側方入口）



6 コンパクトタイプ3（便房側方入口）



※ コンパクトタイプの便房寸法について

用途面積300㎡未満の公共的施設（公衆便所を除く。）の場合、「車いす使用者が利用できる空間を確保した便房」（コンパクトタイプ）とすることができますが、便房の形状や出入口の位置等によって必要となる内部空間の寸法が異なります。

4～6の事例のほか、「質疑応答集」の便所の項目も参照し、便房幅・奥行の内り寸法を確保してください。

なお、整備基準に規定の設備等が全て設けられたうえで、必要な空間が確保できれば「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に配慮した建築設計標準」に記載の「車いす使用者用簡易型便房」も参考とできます。

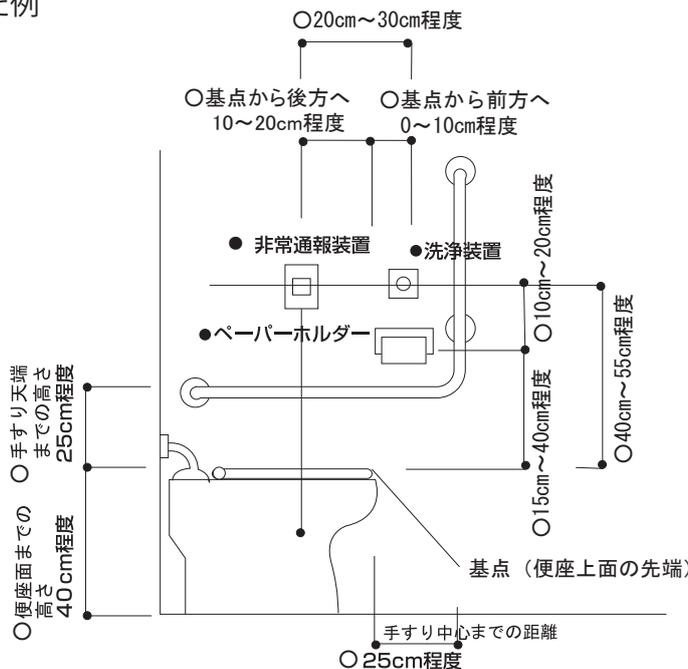
※ コンパクトタイプの便房内の設備について

コンパクトタイプであっても、通常の高機能便房で設置することとされている設備等（洗面器を含む。）全てが必要となります。

7 付属設備（ペーパーホルダー、洗浄装置、非常通報装置）

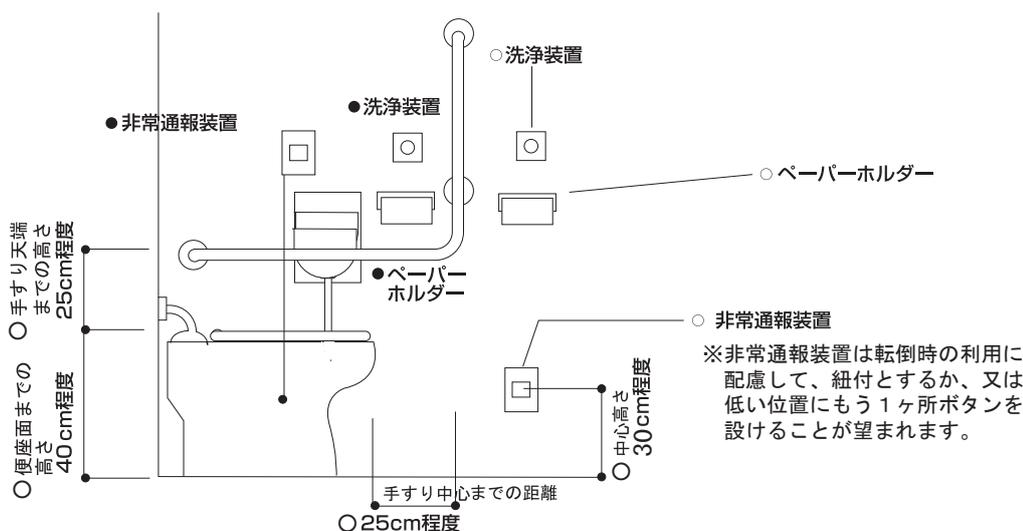
ペーパーホルダー、洗浄装置は、便器に腰掛けた状態及び車いすに座った状態から、非常通報装置はさらに床に転倒した状態からも操作できる位置に設けることが望ましく、以下に設置例を示します。

■ ペーパーホルダー、洗浄装置及び非常通報装置をそれぞれ1ヶ所ずつ設置した例



※ペーパーホルダー、洗浄装置、非常通報装置の配置等の詳細は、JIS S 0026を参照ください。ペーパーホルダー、洗浄装置、非常通報装置は逆L字型の位置関係になります。

■ ペーパーホルダー、洗浄装置及び非常通報装置をそれぞれ2ヶ所ずつ設置した例（●のペーパーホルダー、洗浄装置、非常通報装置の位置関係は1ヶ所ずつ設置した場合と同じです。）



※便器に移乗せずに利用する場合を考慮し、便器の前方で操作できる位置にも、洗浄装置、ペーパーホルダーを設置することが望ましい。

建築物

6.敷地内の通路

整備基準

- (1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- (2) 段を設ける場合において、当該段は、3のイからホまでに定める構造に準じたものとする。

【3の規定】

- イ 高さ80cm程度の手すりを設けること。
- ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。
- ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。
- ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

- (3) 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたを設けること。

※ 開口部分が小さなものや間隔等が狭い溝ふたを設置するようにしてください。

- (4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第43条第1項ただし書の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。）に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

※ 敷地内通路（建物出入口から道等に通ずる通路、建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車区画に至る通路）のそれぞれ1以上の通路の構造を定めたものです。ただし書で基準の適用が除外されるのは、建物出入口から道等に通ずる車路を設けた場合の通路であり、建物出入口から屋外の車いす使用者用駐車区画に至る通路は除外されていません。

- イ 有効幅員は、120cm以上とすること。
- ロ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。
 - (イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。
 - (ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
- ニ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。

※ 屋外の傾斜路は、雨天等を考慮し勾配を1/15以下とすることが望まれます。

建築物

整備基準

建築物

整備基準

ホ 車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。

- (5) 公共的施設（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）の直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

※ 自動車販売施設等の自動車関連施設に視覚障がい者誘導用ブロック等を除いているのは視覚障がい者には運転手等の視覚障がい者以外の者が同行することが見込まれるためです。

イ 用途面積が2,000㎡以上の公共的施設においては、視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。

※ 視覚障がい者誘導用ブロック等（線状ブロック等、点状ブロック等の2種類）の敷設又は音声誘導装置等の設置が求められるのは、建物の各出入口から道等に至る通路のうち、1以上の通路とします。

ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。

※ 視覚障がい者の安全確保のため視覚障がい者誘導用ブロック等（点状ブロック等）の敷設を求めています。

(イ) こう配が1/20以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分

(ロ) 高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分

(ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分

- (6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。

イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造とすること。

【2の(5)のイ～ニ・への規定】

イ 有効幅員は、120cm（段を併設する場合にあっては、90cm）以上とすること。

ロ こう配は、1/12（高さが16cm以下の場合にあっては、1/8）を超えないこと。

ハ 高さが75cmを超える傾斜路にあっては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けること。

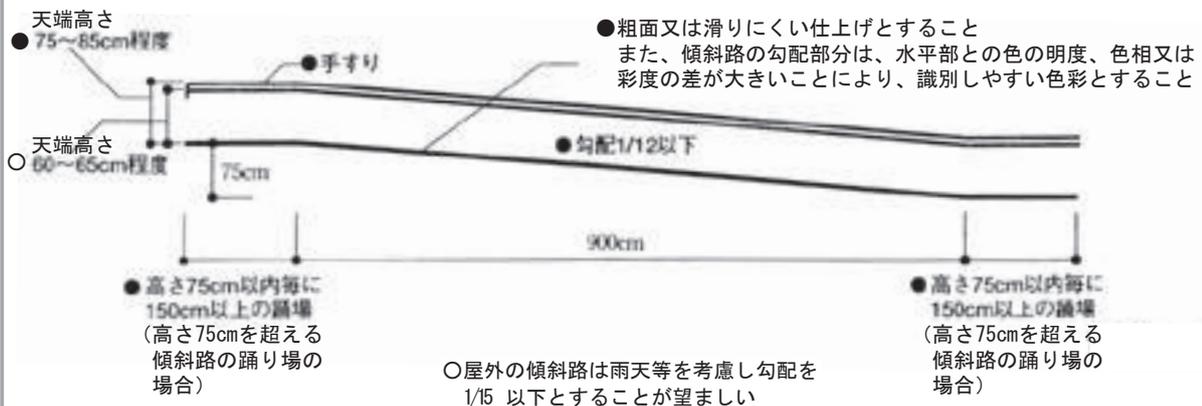
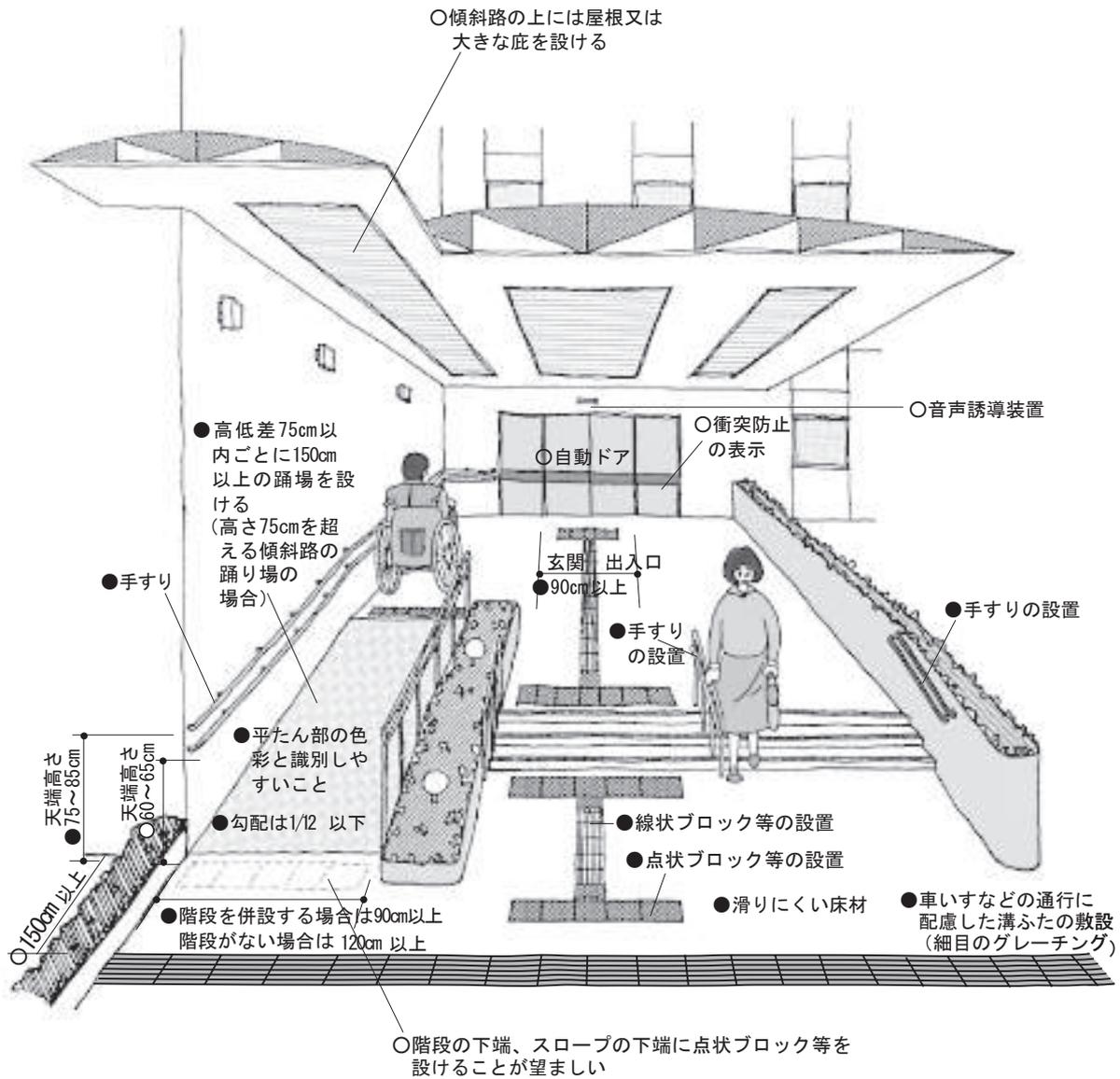
ニ 両側に立ち上げ等を設けること。

へ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

ロ 高さ80cm程度の手すりを設けること（高さが16cm以下、かつ、こう配が1/12以下又はこう配が1/20以下の傾斜路を除く。）。

ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。

階段・スロープの例



●整備基準 ○望ましい基準 ※特記事項

建築物

建築物

7. 駐車場

整備基準

(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が2,000㎡未満の公共的施設に、自動車の駐車のために供する区画が30台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまでに定める構造）とすること。

イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。

※ 車いす使用者等の移動距離をできるだけ短くして、安全の確保と利便に配慮して設けてください。

ロ 区画の幅は、350cm以上とすること。

※ 車いす使用者等は、車の乗降の際、ドアを全開とする必要があるためです。

ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。

ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。

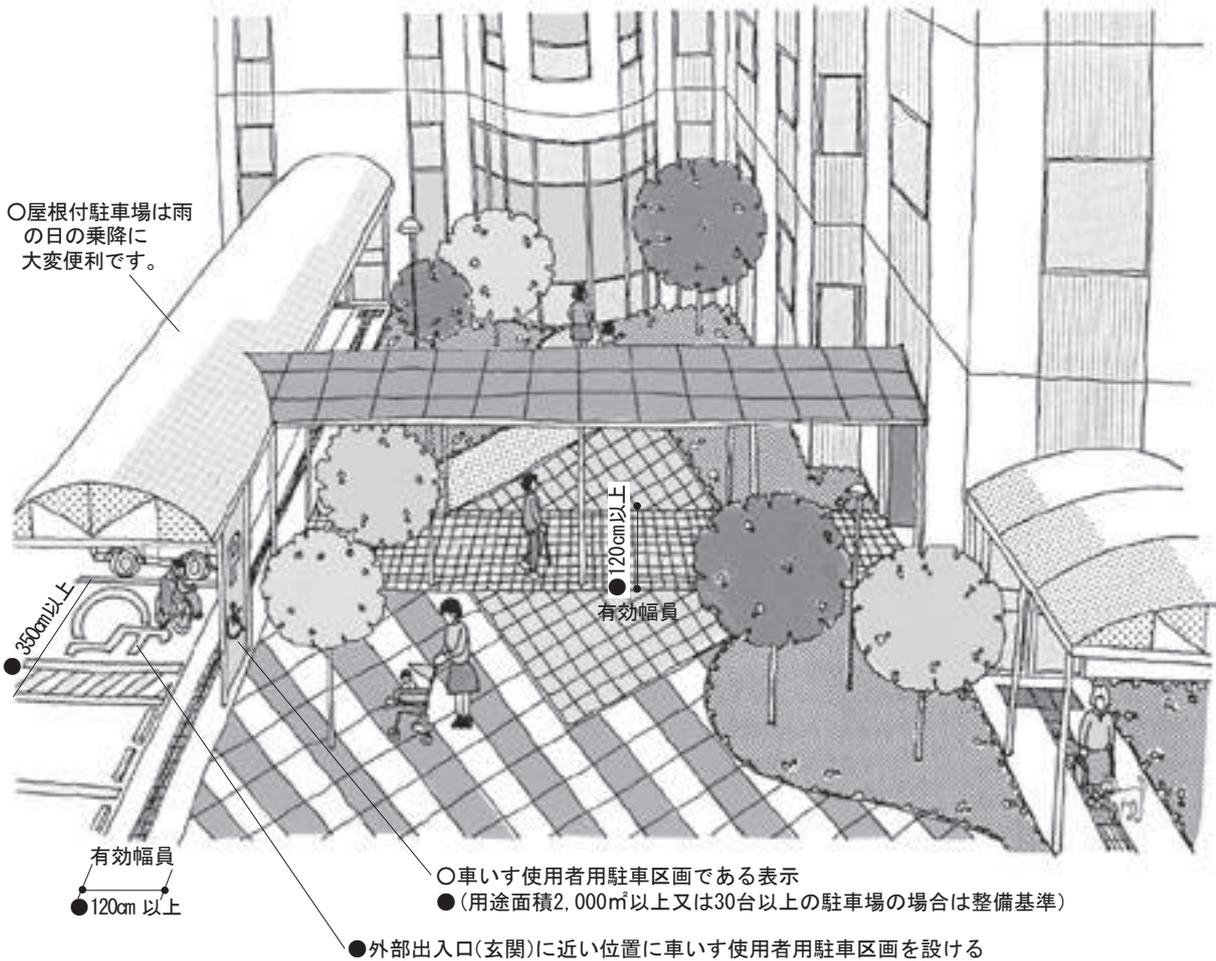
※ 立て看板等を設置することで運転席から駐車区画の位置が認識しやすく、車いす使用者等の円滑な誘導を図るためです。

ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。

ヘ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。

(2) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、6の(1)から(4)までに定める構造とすること。

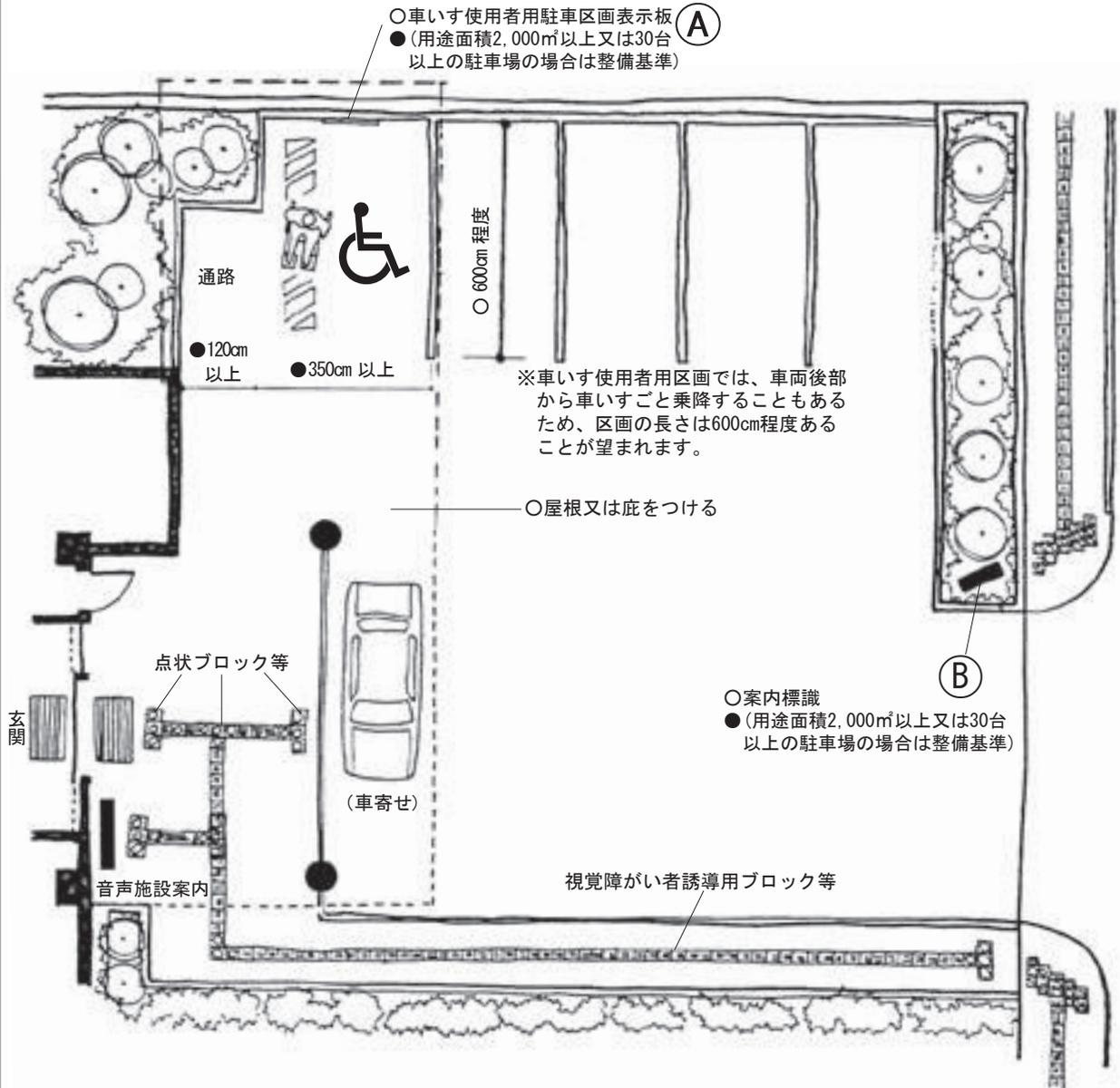
※ 駐車区画に通じる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る通路は、車いす使用者が通行できる構造とすることが必要です。



※ 車いす使用者用駐車区画等について

- ・ 車いす使用者や松葉杖使用者等、雨天時、傘をさして歩行することが困難な人にとっては、車いす使用者用駐車区画から、建物出入口までの間に屋根やひさしがかかっていると大変有効です。
- ・ 車いす使用者用駐車区画のほか、建物出入口付近に乗降用の車寄せがあると、運転者が別にいる場合、車いす使用者等が円滑に施設を利用することができます。

車いす使用者用駐車区画を設けた駐車場の例



駐車場の案内標識の例



※標識寸法は参考です。
見やすい適切なサイズのものを設置してください。

※ 「三重おもいやり駐車場利用証制度」について

(制度のシンボルマーク)



■ 車いす使用者用駐車区画(車いす区画)の課題

車いす区画は、整備基準やバリアフリー法の規定により、現在では多く見られますが、法令で、この車いす区画の利用対象者や利用方法について、明確になっていないこともあり、これまで、歩行に支障のない方などの不適正な利用にもつながりやすい状況がありました。

■ 制度の導入

そこで、近年、全国的に導入が進んでいる車いす区画等の利用証制度を三重県でも平成24年10月に導入しました。

この制度では、歩行が困難な方の外出を支援するため、各種の障がいや病気等の状況・症状等に応じて「おもいやり駐車場」の利用対象者を明確にし、県が利用証を交付します。

そして、利用者はさまざまな施設に設けられた「おもいやり駐車場」に駐車する際、車外から見えるよう、利用証を車内に掲示していただくことで、適正な利用であることを周囲に知らしめるとともに、不適正利用に対する抑止効果等も高めています。

(利用証)



■ 「おもいやり駐車場」と車いす区画の関係

「おもいやり駐車場」は車いす使用者等の歩行が困難な方のための駐車場ですので、整備基準により設けた車いす区画を登録いただいて構いません。

また、「おもいやり駐車場」の利用者は、車の乗降時にドアを全開にする必要のある方ばかりではないため、一般の区画を登録することも可能です。

■ 「おもいやり駐車場」登録のおねがい

この制度は、法律や条例等に基づく強制力や罰則等を持つものではなく、あくまでも利用者個人のモラルやマナーのうえに成り立つものです。

したがって、整備基準とも直接関係ありません。(仮に「おもいやり駐車場」を設けないからといって、整備基準に不適合となるものではありません。)

しかしながら、高齢化が進展すると同時に、車いす区画等のニーズはますます高まることから、施設の所有者・管理者のご理解をいただき「おもいやり駐車場」としての登録についてもご検討くださいますようお願いいたします。

なお、「おもいやり駐車場」の登録にあたっては、当該駐車区画にシンボルマークの表示が必要となります。詳細は、ホームページをご覧ください。裏表紙に記載の県担当窓口までお問い合わせ下さい。

(駐車場での表示例)



HPアドレス <http://www.pref.mie.jp/UD/HP/73426012526.htm>

建築物

8.浴室

整備基準

用途面積が1,000㎡以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する浴室を設ける場合において、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造とすること。

イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。

(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けてください。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。

※ 滑りにくくするとともに転倒時や座位での移動で体を傷つけない仕上げとするように配慮してください。

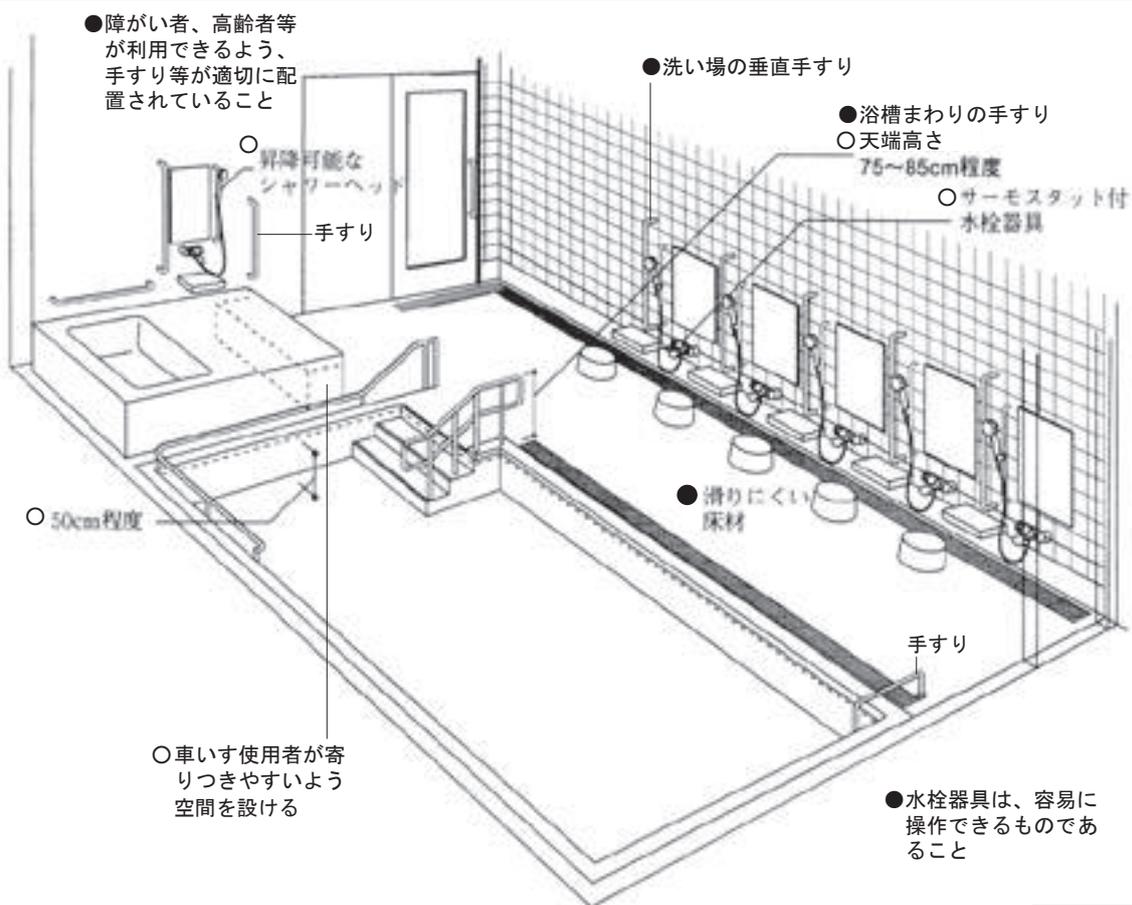
ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。

※ 浴槽への出入りに利用する手すりを取り付けるとともに、洗い場には、立ち上がる動作を補助する垂直の手すりを取り付けてください。

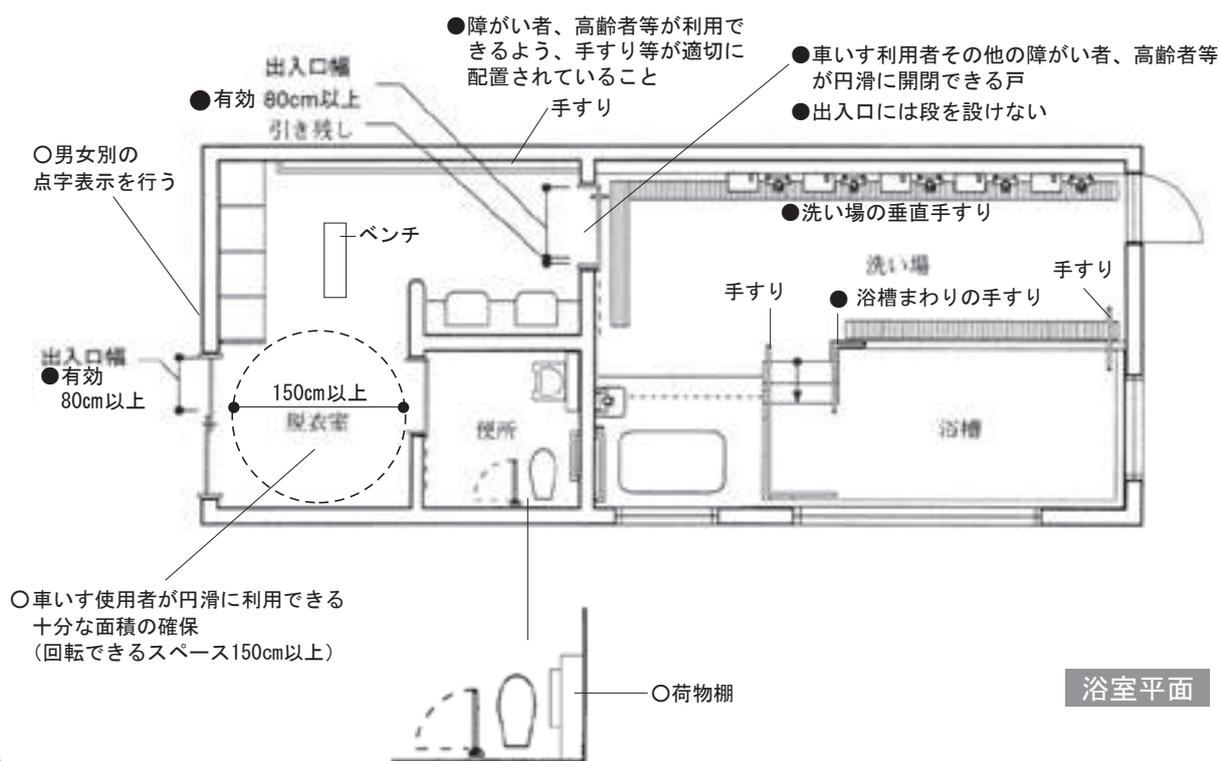
ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。

※ レバー式など簡単に操作しやすい器具及びシャワーはハンドシャワーとしてシャワーヘッド掛けを可動タイプにするなど取り付け位置についても配慮してください。

浴室の例



浴室



浴室平面

建築物

9.更衣室又はシャワー室

整備基準

用途面積が1,000㎡以上の体育施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障がい者、高齢者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合において、以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 80cmは、車いすが通過できる幅員です。

(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 開き戸形式の場合は、戸の前後に車いす使用者が直進でき、方向転回できるスペースを設けてください。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

※ 滑りにくくするとともに転倒時や座位での移動で体を傷つけない仕上げとするように配慮してください。

ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。

※ シャワーブース内での利用が支障なくできるように手すりを水平及び垂直に取り付けるようにしてください。

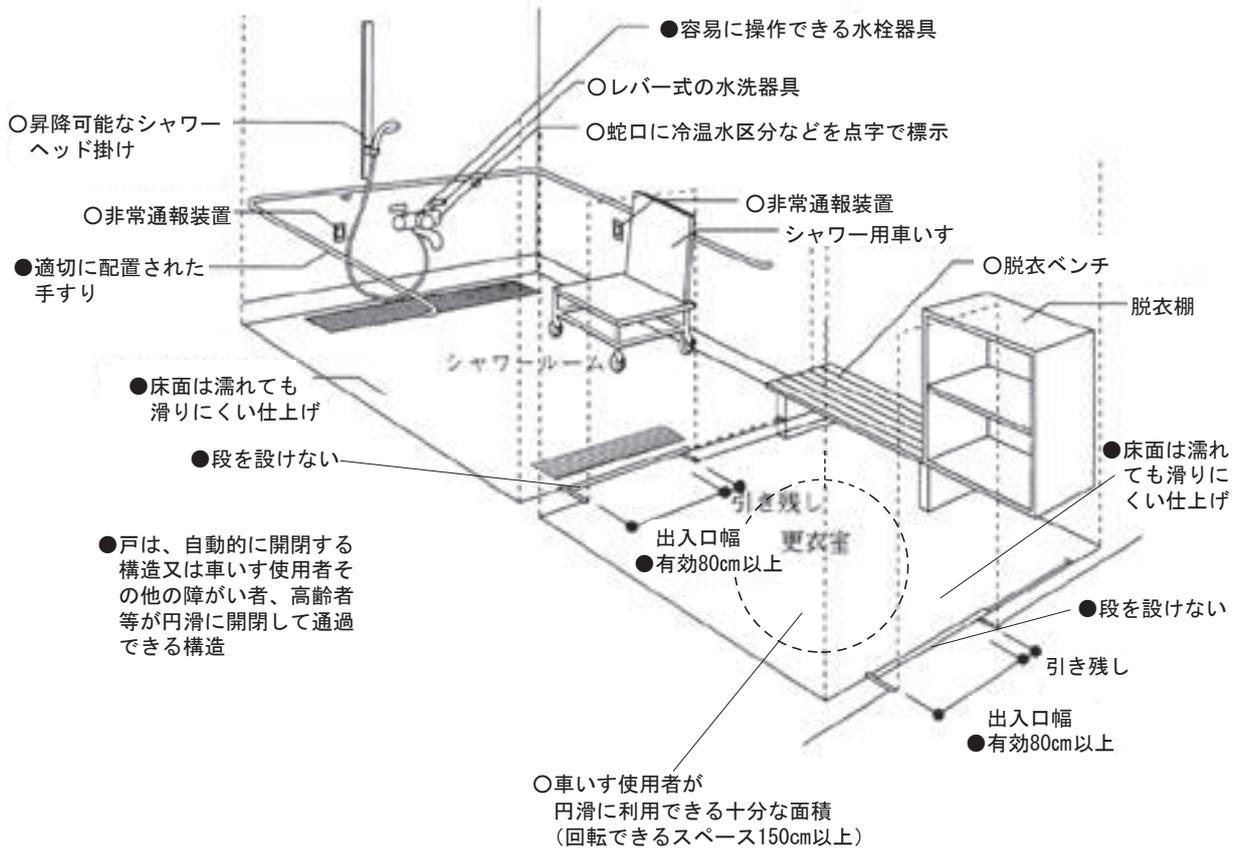
ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。

※ レバー式など簡単に操作しやすい器具及びシャワーはハンドシャワーとしてシャワーヘッド掛けを可動タイプにするなど取り付け位置についても配慮してください。

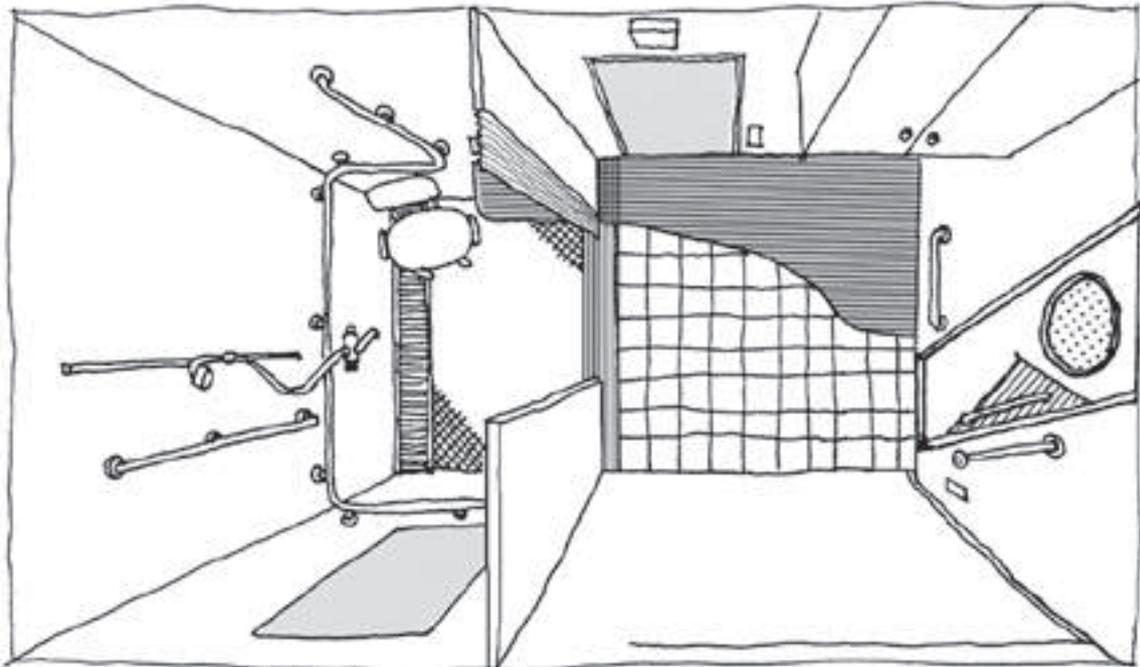
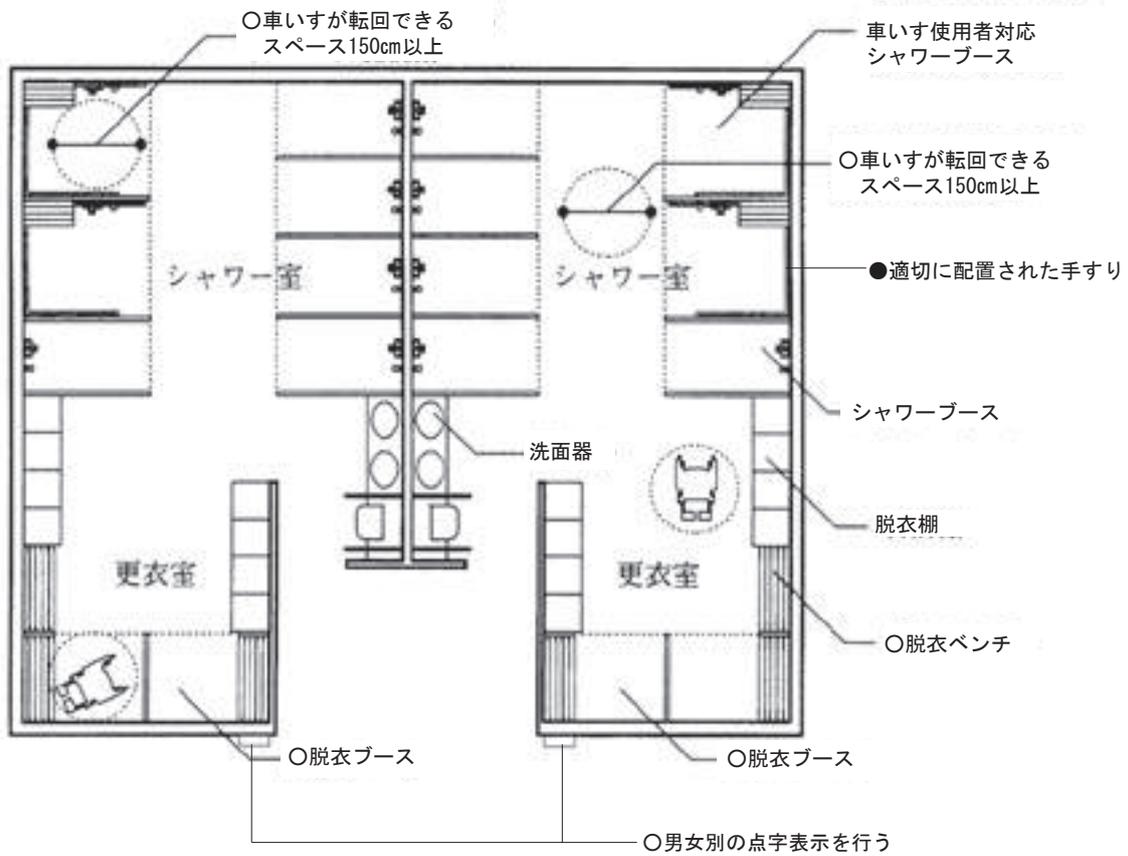
更衣室及びシャワー室の例

整備基準

建築物



更衣室及びシャワー室の配置例



建築物

10.客室

整備基準

50室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を1以上設けること。

イ 出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

※ 引き戸が望ましいものの構造上等により設けられない場合は、開き戸とし、戸の前後に車いす使用者が転回できるスペースを設けてください。なお、取っ手は、レバー等とし、取っ手側に袖壁等を設けるなど操作しやすいようにしてください。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 室内の便所は、5の(1)のイからハまでに定める構造とすること。

【5の(1)のイ～ハの規定】

イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ、便器の前方に120cm以上の距離があるもの)が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり(L字型手すり及び可動式手すりとする。)、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている多機能便房が設けられていること。(略)

ロ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。

ハ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

ハ 室内の浴室は、次に定める構造とすること。

(イ) 非常通報装置を設けること。

(ロ) 8に定める構造とすること。

【8の規定】

イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。

(イ) 有効幅員は、80cm以上とすること。

(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障がい者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。

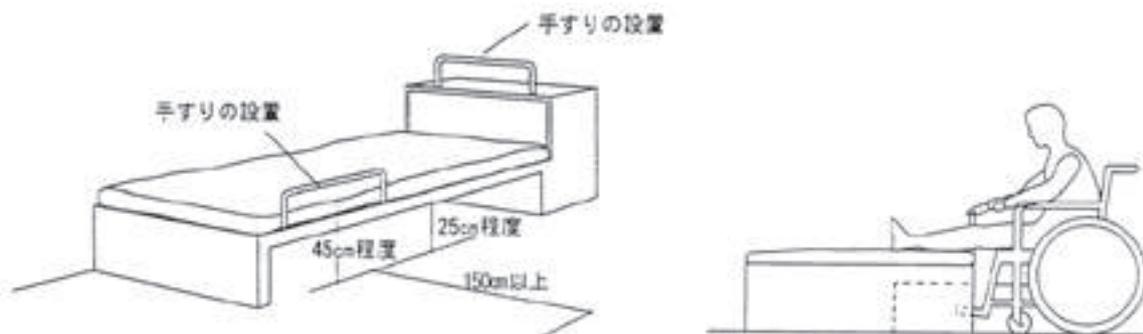
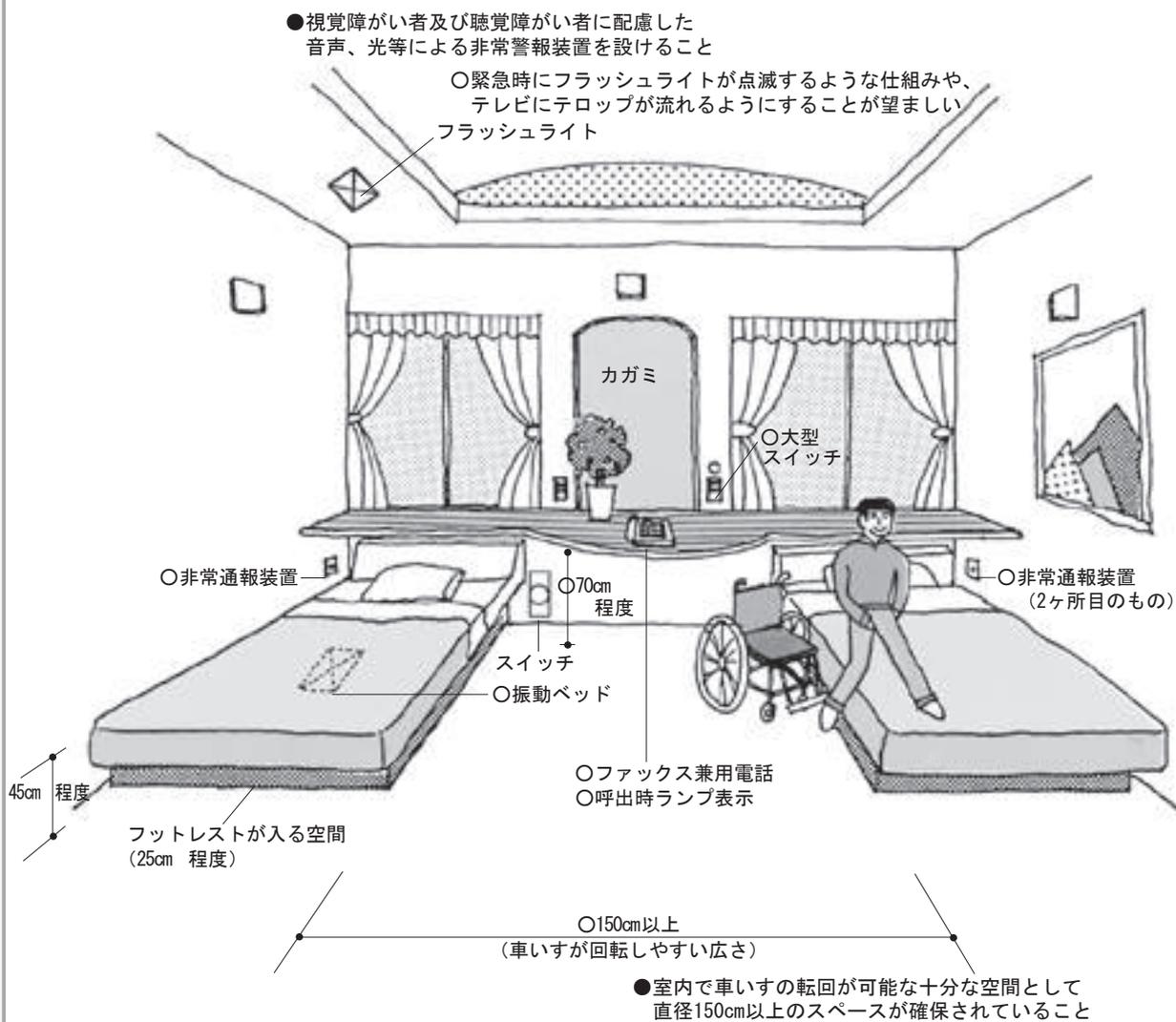
ハ 障がい者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。

ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。

ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な面積が確保されていること。

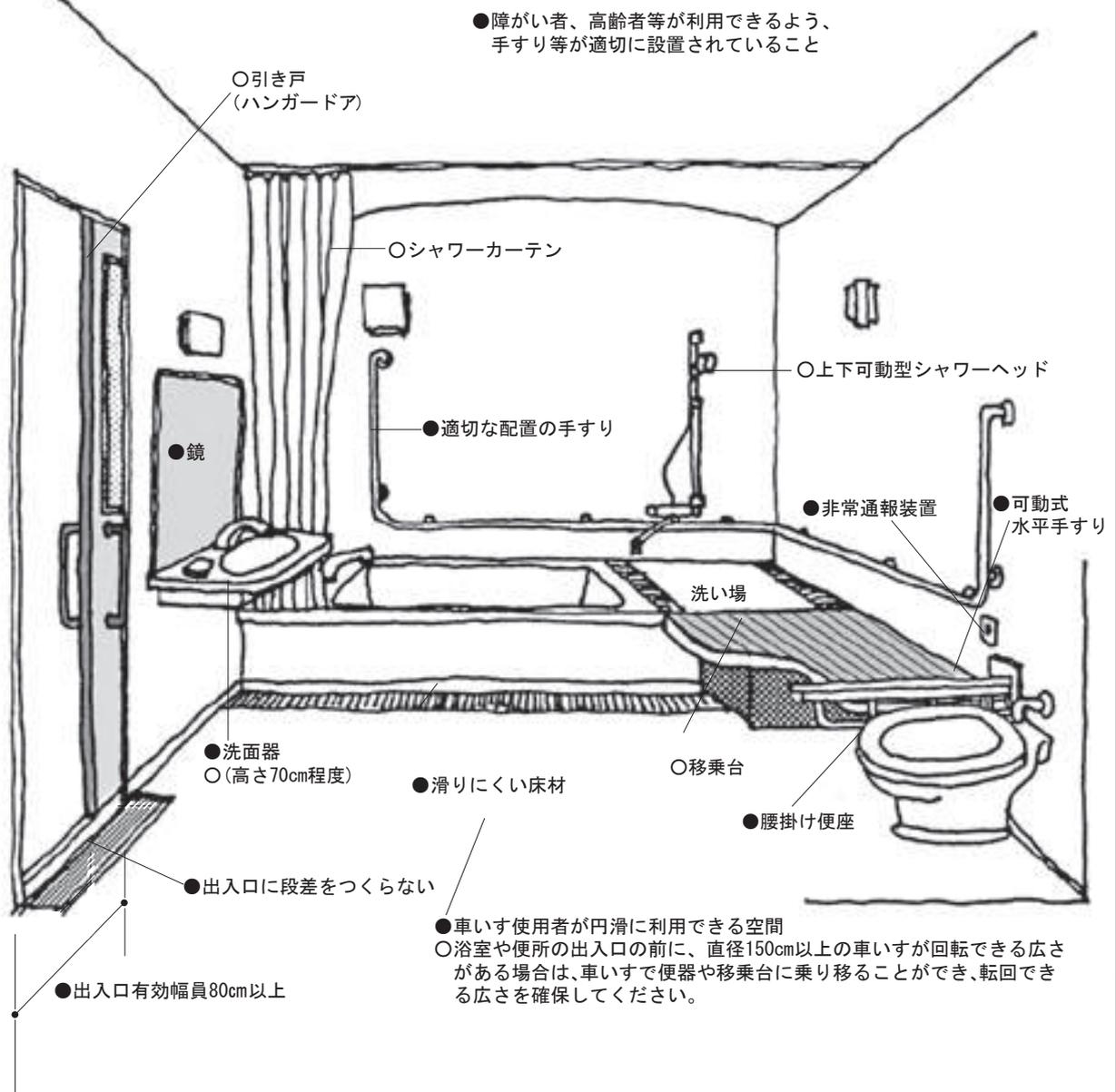
ホ 視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。

※ 非常警報の伝達に有効な手段として視覚又は振動による伝達装置(光、文字表示、バイブアラーム)などを設けてください。



○ベッドが上下に移動できるのが望ましい

客室内の浴室・便所・洗面所の例



水栓器具の例

レバー式水栓器具



自動水栓器具



建築物

11.授乳場所等 12.観覧席及び客席

整備基準

11. 授乳場所等

公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設けること。

- ※ 少子化に伴う子育て支援の観点から、建築物内への授乳場所等の設置に努めるよう求めています。
また、授乳場所には、カーテンやついたて等を設けてプライバシーの確保に配慮してください。
なお、出入口には授乳場所の表示を行い、男性による哺乳瓶での授乳もできるように配慮する必要があります。

12. 観覧席及び客席

娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が100席以上400席以下のときは2席以上の、400席を超えるときは2席に席数200席（200席に満たない場合は、200席とする。）ごとに1席を加えた席数（その席数が10席を超える場合は10席）以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。

- ※ 車いす使用者の観覧席は、舞台などを観覧しやすく、避難口に容易にアクセスできる位置に複数箇所で観覧できるよう客席の配置に配慮してください。

イ 1席につき、幅85cm以上、奥行き120cm以上とすること。

- ※ 車いす使用者の観覧席など1席当たりのスペースです。

ロ 車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。

- ※ 転落等を防止するために腰壁、手すり等を設けてください。

ハ 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る1以上の経路及び出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路は、円滑に到達できる構造とすること。

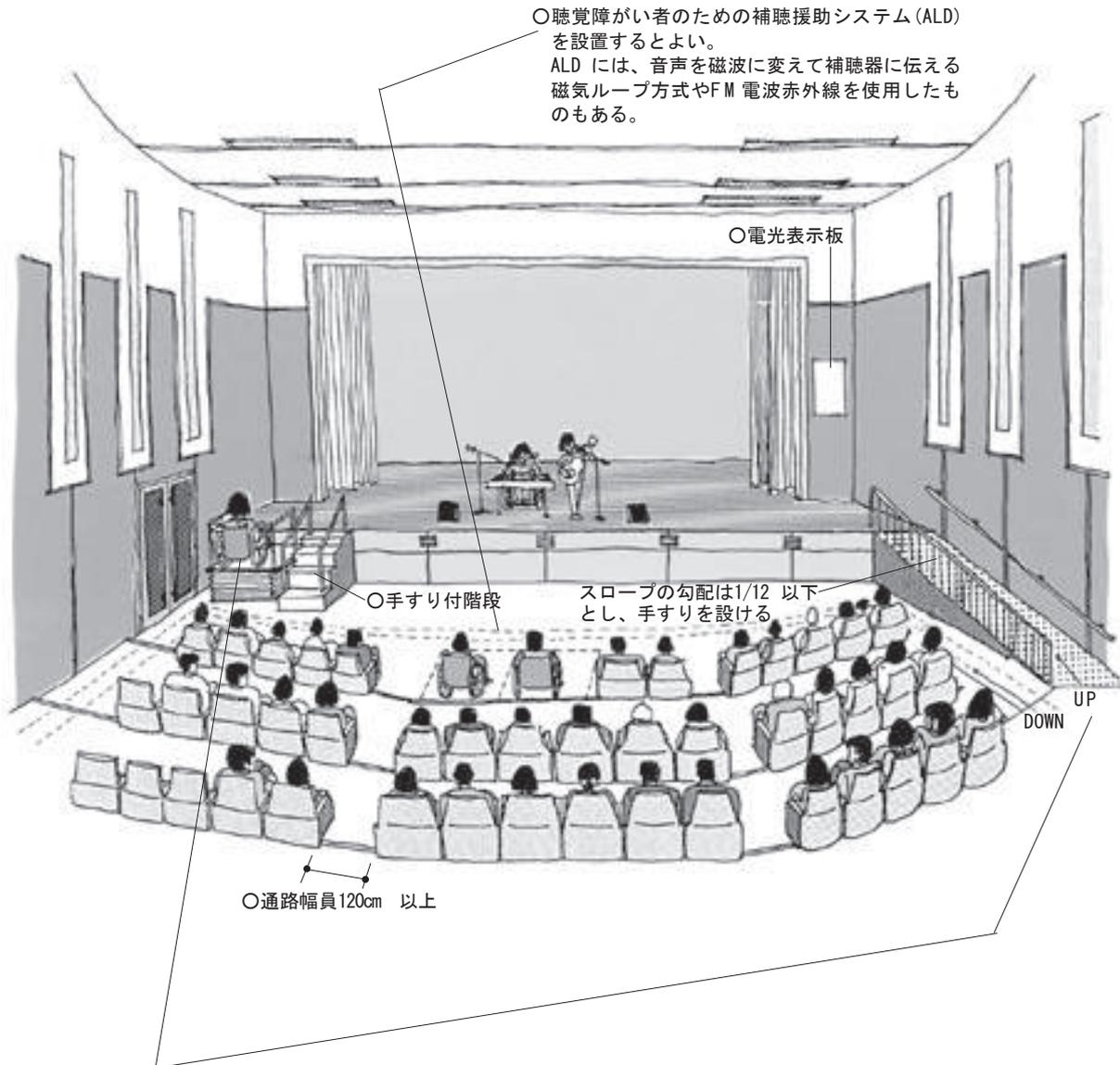
- ※ 出入口から観覧席等への経路及び出入口又は観覧席等から舞台や楽屋への経路について、車いす使用者が円滑に利用できることを求めています。
舞台など高低差がある部分への経路は、スロープや昇降機などによる円滑な経路の確保を求めています。ただし、車いすで客席から直接舞台へのアプローチが困難な場合は、客席外の廊下等を経由する経路であっても構いません。

観覧席の例

整備基準

建築物

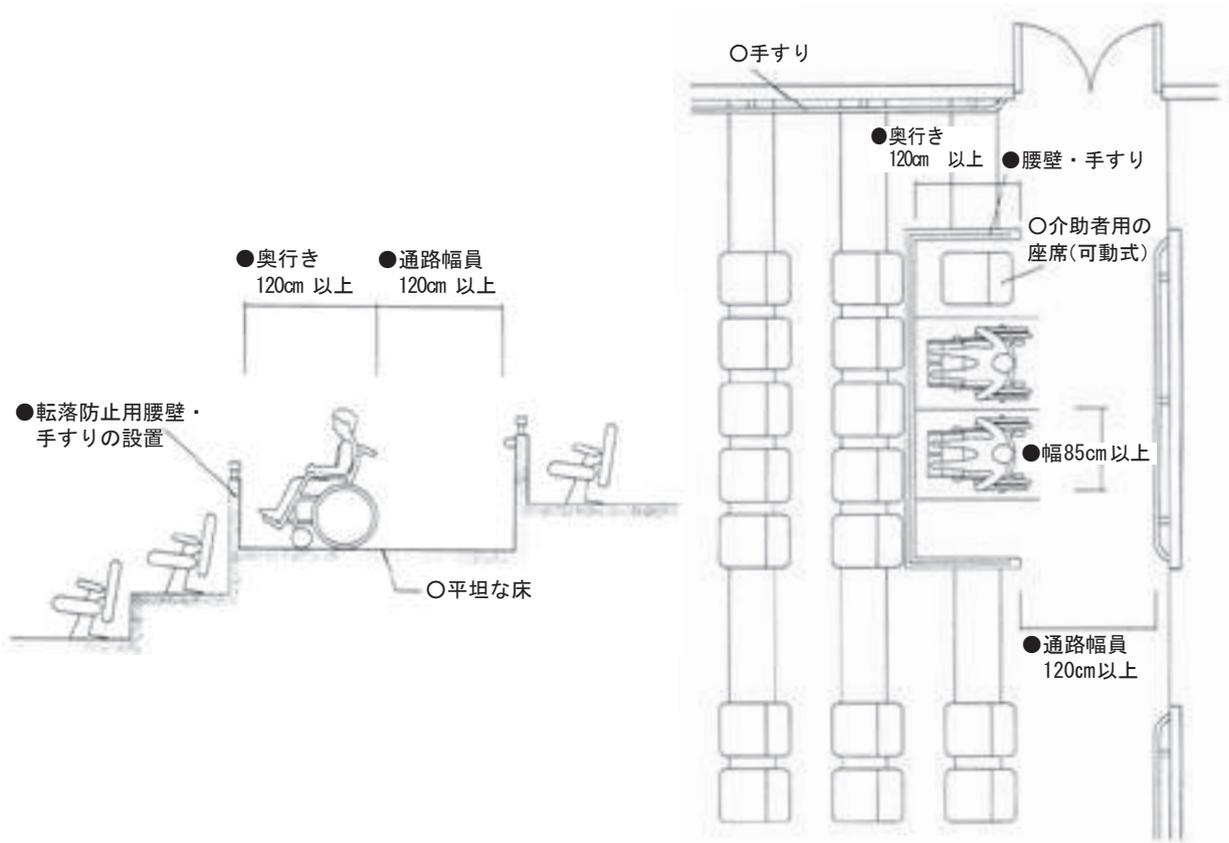
○100席未満でも1席以上は設けることが望ましい



- 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台上ることができる経路（舞台のそで口や廊下等を経由して上がる方法なども可能。）を確保します。楽屋についても、出入口又は車いす使用者用観覧席等から円滑に到達できるようにします。

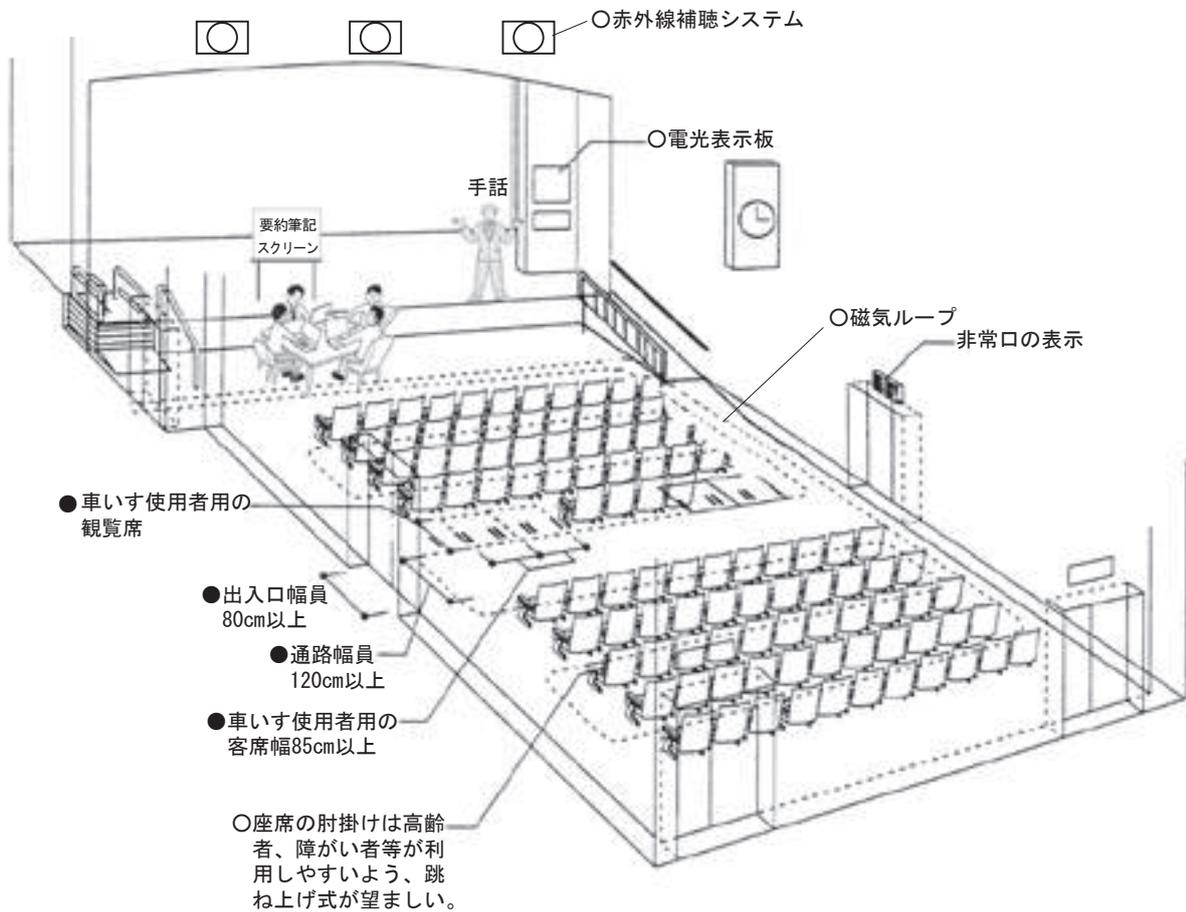
○緊急時、電光表示板にテロップが流れることが望ましい

観覧席の設置例



※車いすで通行可能な主要な通路は、廊下等の有効幅員の規定に準じて、幅員120cm以上を確保してください。

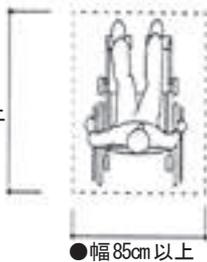
車いす使用者の観覧席配置の例



ホール内容席

○緊急時、電光表示板にテロップが流れることが望ましい

●奥行き 120cm以上



車いす使用者の観覧席平面寸法

建築物

13.カウンター、記載台、公衆電話台等

整備基準

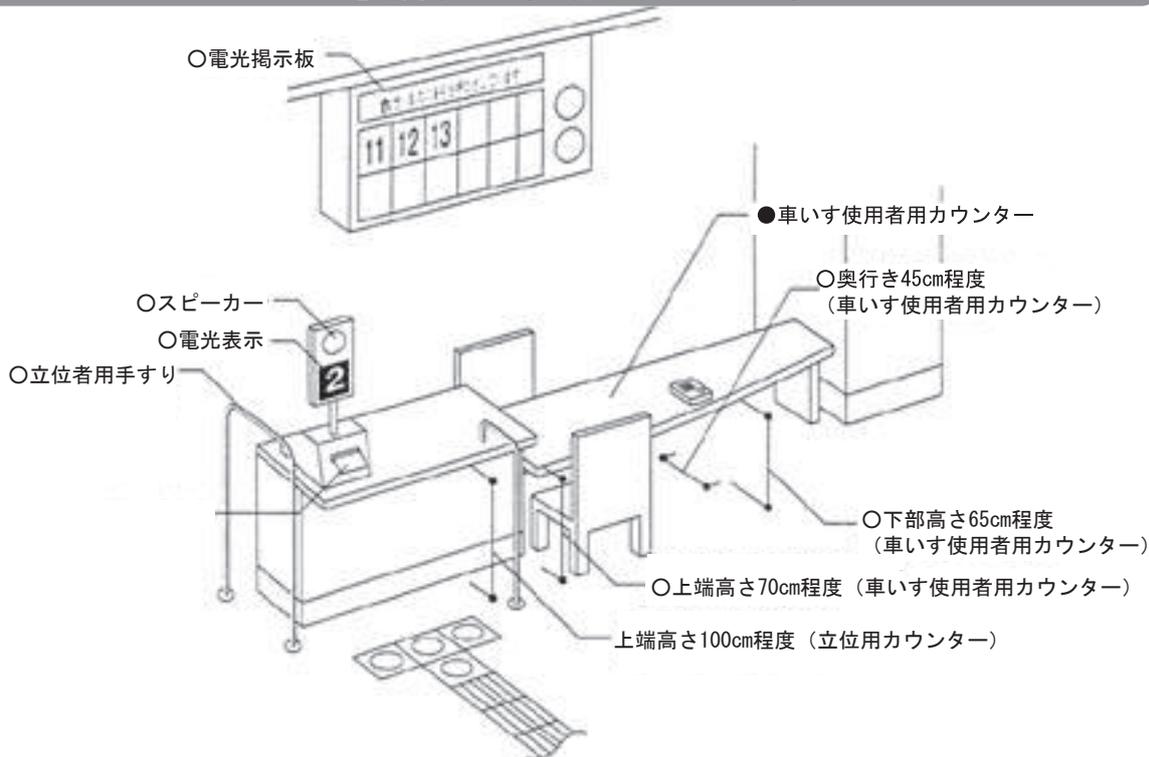
- (1) カウンター等を設ける場合において、1以上のカウンター等を車いす使用者が利用できる高さ及び構造とすること。

※ 車いす使用者が利用できるカウンター等は、下部に床面から65cm程度、間口80cm程度、奥行き45cm程度の、車いす使用者がカウンターに寄りつけることができるスペースが必要です。

- (2) レジカウンター（商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。）を設ける場合において、1以上のカウンターを次に定める構造とすること。

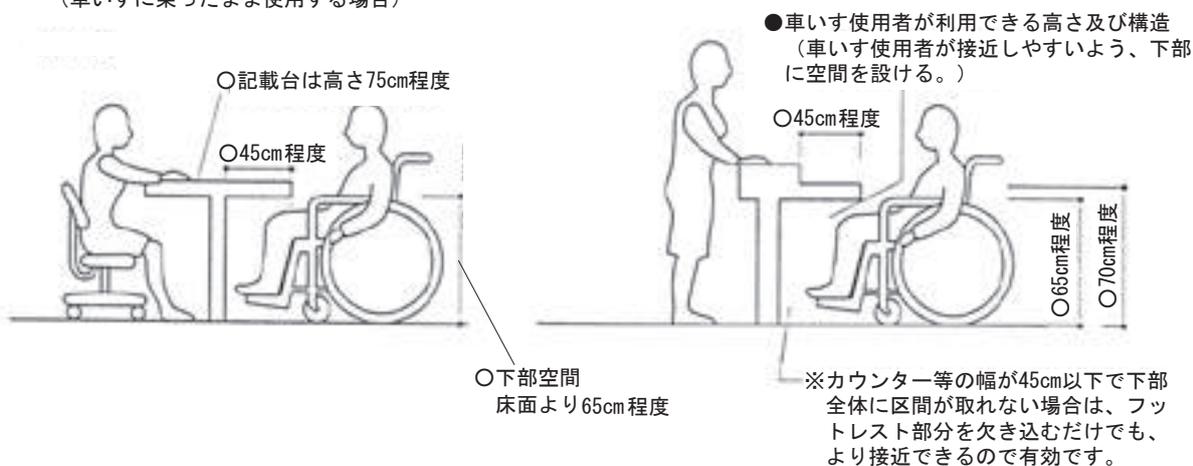
- イ 有効幅員は、80cm以上とすること。
- ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。

電光掲示による呼出カウンターの例

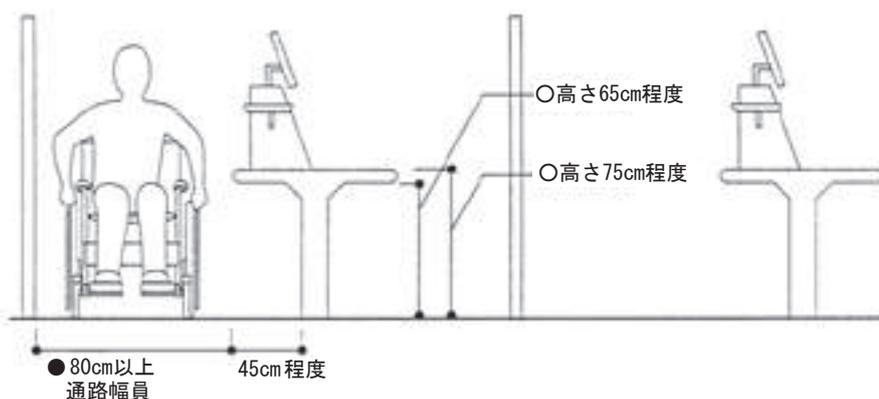


カウンター及び記載台

(車いすに乗ったまま使用する場合)



レジカウンターの例



建築物

14 .改札口

整備基準

改札口（入場券等の検査又は取集めを行う場所をいう。）を設ける場合において、1以上の改札口を次に定める構造とすること。

イ 有効幅員は、80cm以上とすること。

※ 改札口の有効幅員で、車いすが通過できる寸法です。

ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。

ハ 案内窓口（券売機）から改札口に至る通路に視覚障がい者誘導ブロック等を敷設すること。

※ 視覚障がい者を案内窓口から改札口まで円滑に誘導するため、通路上に視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する必要があります。

※ 建築物の整備基準における改札口は、施行規則別表第2第2「公共交通機関の施設」の適用を受けるもの以外で設けられるもの（映画館、劇場等）が対象となります。

建築物

15.避難設備(緊急時の設備)

整備基準

- (1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合において、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。

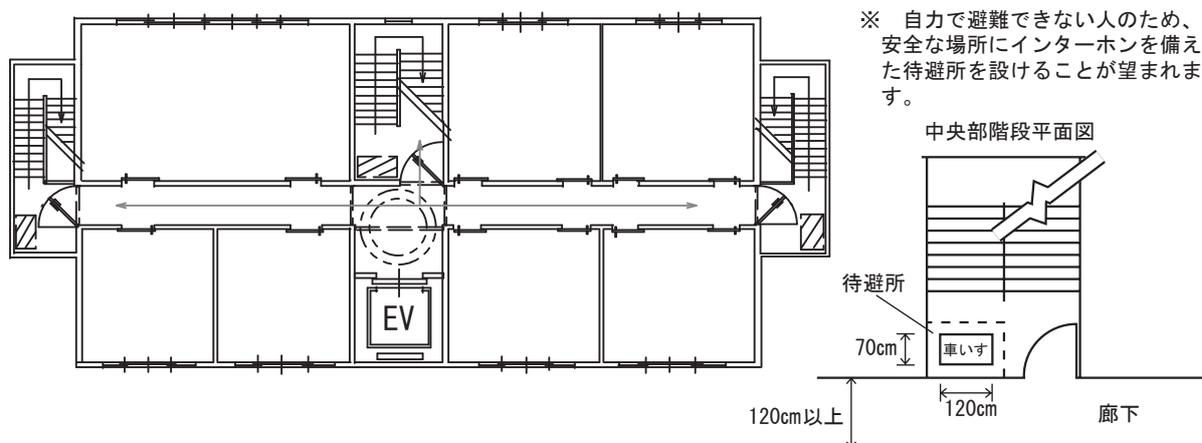
※ 非常警報装置には、視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音声、光、文字などの設備を併設して火災報知機と連動させることが必要です。

- (2) 非常口の屋内から外部に至る主要な避難通路には、段差を設けないこと。

※ 避難階において、主要な避難通路においては避難上支障となる段差を設けないでください。

- (3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造とすること。

※ 主要な避難経路上における防火戸のくぐり戸下部の構造で、避難の際に支障とならないような措置が必要です。



※ 火災時等の避難を考慮した計画の考え方について

■ 連続した移動を可能とする避難経路

避難行動とは・・・

火災情報確認 → 避難方向認識 → 避難開始 → 移動 → 安全な場所に到達

■ 避難経路の円滑化

1. 全ての在館者が円滑に避難できる避難経路
2. 避難方向が表示等により明確
3. 火災時でも運行可能な昇降機による経路が望ましい
4. 上記昇降機がない場合は傾斜路、傾斜路がない場合は階段からの人的対応
5. 階段による人的対応の場合、人的対応が開始されるまでの待避場所の設置
6. 階段の上端の踊り場に待避区画

■ 避難経路の並列化

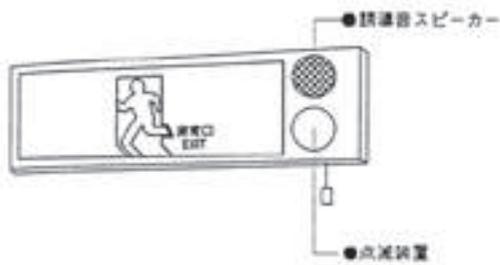
1. 火煙によって、同時に避難不能とならないよう2方向以上の避難経路の設置
2. 各階の平面上を防火戸でブロックに分割

対象物区分	視聴覚障がい者別	緊急発生事実の伝達						緊急情報の伝達(避難情報)				避難方向等の伝達				
		非常ベル	自動式サイレン	自動音声警報	バイブレーター	キセノンランプ	磁気ループ等	非常用構内通報機等	非常放送	自動音声警報	非常文字表示	磁気ループ等	点滅形誘導灯	誘導音装置付誘導灯	視覚障がい者用ブロック等	光走行式避難誘導
劇場等	視覚障がい	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障がい				○	○	△				○	△	○			○
社会福祉施設	視覚障がい	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障がい				○	○	△				○	△	○			○
集会所等	視覚障がい	○	○	○	○	△			○	○			△	○	○	△
	聴覚障がい				○	○					○		○			○
ホテル等	視覚障がい	○	○	○	○	△		○	○	○			△	○	○	△
	聴覚障がい				○	○		○			○		○			○

※この表では、視覚障がい者や聴覚障がい者が確実に避難行動を取れるようにするための設備機器類の例示です。これらの設備等を適切に組み合わせ設置することが整備基準で求められています。なお、設置にあたっては、消防機関と十分調整を行い、指導があった場合は、当該指導を優先してください。

誘導音装置付誘導灯の例

(本例は点滅型の機能も有している)

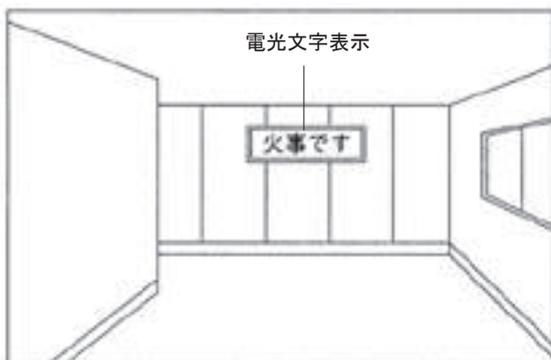
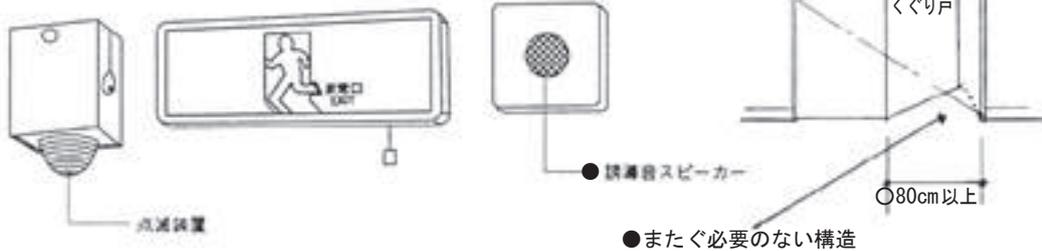


点滅型誘導灯の例



防火戸のくぐり戸の下部

既設誘導灯に追加取付する方法



非常用文字表示装置の例

(廊下の場合)

建築物

16.案内板

整備基準

案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。

イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障がい者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとすること。

※ 文字は、大きく太い文字書体（角ゴシック体）が望まれます。
サイン計画では、図色と地色の明度差、彩度差を大きくするとともに、色覚に特性がある人や白内障の人にも見やすい色の組み合わせに配慮してください。

【見分けにくい色の組み合わせの例と見分けやすくする改善方法の例】

- ・ 赤と黒 → オレンジ又はオレンジに近い赤に
- ・ 赤と緑 → 赤と青、赤と水色の組み合わせに
- ・ ピンクと水色 → 赤と青の組み合わせに
- ・ 黄色と明るい黄緑、オレンジと黄緑 → 黄緑の代わりに青みの強い緑に
- ・ 茶色と赤、茶色と緑 → 焦げ茶色と明るい緑など、明度差を大きく
- ・ 青と黒、白と黄も、見分けにくい組み合わせ
- ・ 色の変更ができない場合は、図と地の境目に、白又は黒で細い線を入れると見分けることができます。

※ 案内板の掲出高さは、車いす使用者、視覚障がい者、高齢者等が利用しやすい位置に設けるように配慮してください。

ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障がい者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障がい者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（特別支援学校を除く）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。

※ 点字表記や文字等の浮き彫り、音声等により視覚障がい者が利用できるように配慮してください。音声等の案内装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、右、左」など、分かりやすい言葉を用いて、簡単、明瞭に施設等の方向を示してください。

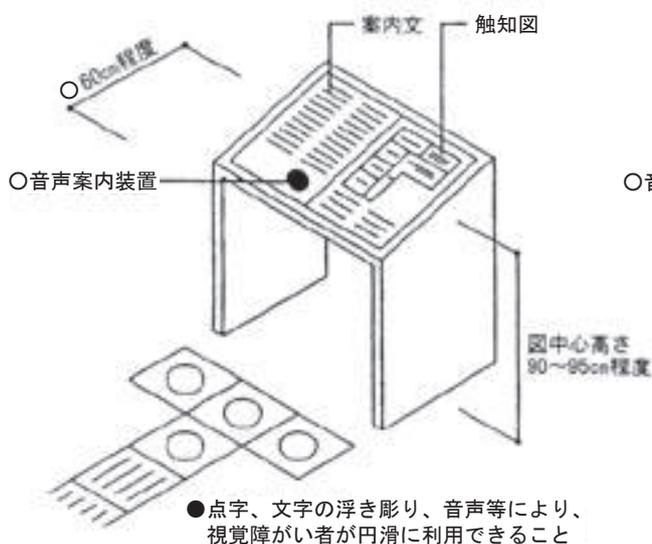
ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。

ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

※ JIS Z 8210 で、案内用図記号が定められているものは、これを使用することが望まれます。

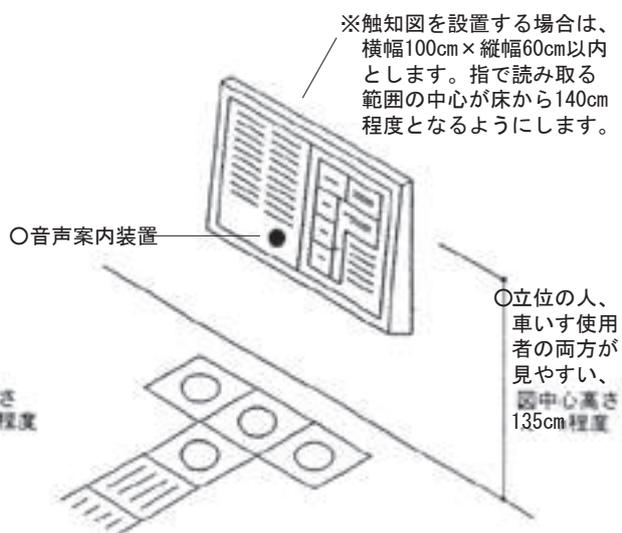
また、英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用します。固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridgeや、～Riverなど、意味が伝わる英語を補足します。地域ごとの来訪者事情などにより、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましいと考えられます。

床据付型例



- 点字、文字の浮き彫り、音声等により、視覚障がい者が円滑に利用できること
- 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車区画の位置を表示

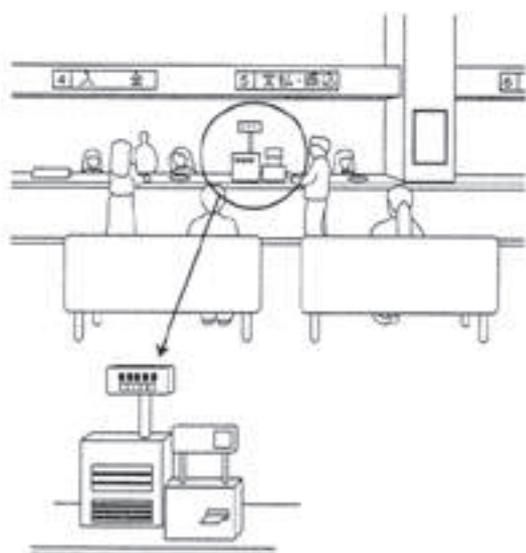
壁据付型例



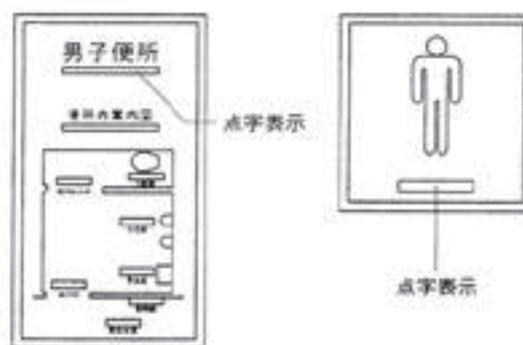
※ 触知図を設置する場合は、JIS T 0922（高齢者・障害者配慮設計指針—触知案内図の情報内容及び形状並びにその表示方法）を参照してください。

※ 案内板に表示する多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機、車いす使用者用駐車区画の案内用図記号は、JIS Z 8210 を参照してください。

電光表示による呼出し案内標示の例

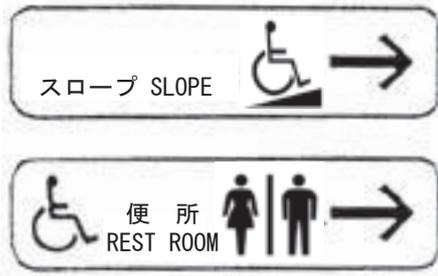


各部屋用点字表示板の例



誘導・指示用標識の例

(目的地へ誘導するための標識)



標示用標識の例

(現在位置を確認するための標識)



案内標示の例

(JISZ8210で定められている案内用図記号)



障がい者が利用できる建築物及び施設であることを表示



エレベーターのある場所を表示



お手洗いを表示



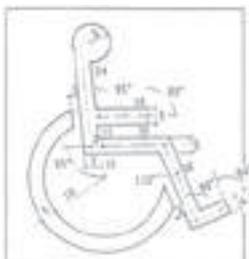
車両が駐車してもよい施設及び場所を表示



授乳、おむつ交換など、乳幼児のために使用する施設を表示

形状は下図のとおり

(その他のマーク)



盲人のための国際シンボルマーク
視覚障がい者の安全に配慮した建築物、設備などを表示



耳マーク
耳が不自由であることを表示、又は、窓口などで耳の不自由な方に筆談などの援助を行うことを表示



補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の施設への受け入れを示すマーク



人工肛門、人工膀胱を造設した方(オストメイト)が利用できる設備があることを示すマーク

条 例

・

施 行 規 則

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

- ・ 別表第1 1 建築物
2 公共交通機関の施設
3 道路
4 公園等
- ・ 別表第2 第1 建築物に関する整備基準
- ・ 別表第3 (添付図書)
- ・ 第1号様式 適合証交付請求書
- ・ 第3号様式 特定施設新築等(変更)教師申請書
- ・ 第4号様式 特定施設工事完了届出書
- ・ 第5号様式 身分証明書
- ・ 第6号様式 特定施設新築等通知書
- ・ 第2号様式(その1) 整備基準適合表(建築物)

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

平成 11 年 3 月 19 日
三重県条例第 2 号

改正 平成 12 年 7 月 13 日 三重県条例第 65 号
平成 13 年 3 月 27 日 三重県条例第 47 号
平成 15 年 3 月 17 日 三重県条例第 9 号
平成 17 年 10 月 21 日 三重県条例第 67 号
平成 19 年 3 月 20 日 三重県条例第 17 号
平成 24 年 10 月 19 日 三重県条例第 56 号

障害のある人もない人も、高齢者も若者も、すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現することは、私たち県民すべての願いである。

こうした社会を実現するためには、社会のあらゆる分野におけるすべての人々の社会参加の機会を確保し、一人一人が互いの価値を認め合いながら、自由に行動し、安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりに取り組む必要がある。

ここに、私たちは、障害者、高齢者等にとって暮らしやすいまちが、すべての人にとって暮らしやすいまちであるという認識に立ち、共に力を合わせ、人間性豊かな社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインのまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりをいう。
- 二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活又は社会生活において制限を受ける者をいう。
- 三 公共的施設 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、文化施設、体育施設、宿泊施設、教育施設、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下この号及び第 21 条において「法」という。）第 2 条第 9 号の特定道路をいう。）、特定公園施設（法第 2 条第 13 号の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

五 公共車両等 一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶で、規則で定めるものをいう。

六 公共工作物 案内標識、公衆電話所その他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものをいう。

七 施設等 公共的施設、公共車両等、公共工作物及び住宅をいう。

（県の責務）

第 3 条 県は、市町との連携並びに事業者及び県民との協働の下に、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 県は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備するものとする。

第 4 条 削除

（事業者の責務）

第 5 条 事業者は、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、自ら設置し、又は管理する施設等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

（県民の責務）

第 6 条 県民は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関して理解を深めるとともに、県が実施するユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が施設等を安全かつ快適に利用できるよう配慮するとともに、その利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第 2 章 ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針等

（基本方針）

第 7 条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。

二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等

の整備を推進すること。

- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第8条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第9条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第3章 ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策

(啓発及び情報の提供)

第10条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県民及び事業者の理解を深め、自発的な活動を促進するため、必要な啓発及び情報の提供を行うものとする。

(教育の充実等)

第11条 県は、県民の人権を尊重する意識を育成し、県民の障害者、高齢者等に対する理解と共感の心を醸成するため、幼児教育、学校教育及び生涯学習の充実その他必要な施策を推進するものとする。

(ボランティア活動等の促進)

第12条 県は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、ボランティア活動を始めとする自由な社会貢献活動を促進するため、情報の提供、活動基盤の整備その他必要

な施策を推進するものとする。

(安全な生活の確保)

第 13 条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全に日常生活を営むことができるよう防犯、防災及び交通安全の確保に関し必要な施策を推進するものとする。

(人材の養成等)

第 14 条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人の社会参加を促進し、その自立した生活を支援するため、介助等の知識及び技能を有する者の養成、確保及び資質の向上を図るために必要な施策を推進するものとする。

(福祉用具等に関する研究開発等)

第 15 条 県は、障害者、高齢者等の自立及び社会参加の促進並びに介護者の負担の軽減を図るため、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成 5 年法律第 38 号）第 2 条に規定する福祉用具等に関する研究及び開発を促進し、並びにこれらの成果の普及を図るものとする。

(情報の利用等)

第 16 条 県は、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が円滑に情報を利用し、及びその意思を表示して社会参加できるよう情報伝達手段の充実に必要な施策を推進するものとする。

第 4 章 公共的施設等の整備

第 1 節 公共的施設等の整備

(整備基準)

第 17 条 知事は、公共的施設等の整備に関し、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようにするために必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他の知事が必要と認めるものについて、公共的施設等の区分に応じて規則で定める。

(整備基準の遵守)

第 18 条 公共的施設の新築、新設、増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該公共的施設（当該新築等に係る部分に限る。）について整備基準を遵守しなければならない。ただし、規模、構造、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない事由により、整備基準を遵守することが困難である

と知事が認める場合は、この限りでない。

- 2 公共的施設を所有し、又は管理する者（以下「公共的施設の所有者等」という。）は、当該公共的施設を整備基準に適合させるよう努めるものとする。

（適合証の交付）

第 19 条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させているときは、規則で定めるところにより、知事に対し、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（以下「適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

- 3 知事は、前項の規定により適合証を交付した場合において、当該交付に係る公共的施設が、整備基準に適合している旨を公表することができる。

（維持保全）

第 20 条 公共的施設の所有者等は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

第 2 節 特定施設の整備

（事前協議）

第 21 条 特定施設の新築等をしようとする者は、その計画（整備基準に適合させるべき部分を含まない計画を除く。）について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。これを変更（規則で定める軽微な変更を除く。）しようとするときも、同様とする。ただし、法第 17 条第 1 項の規定により計画の認定を申請したときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、当該協議に係る特定施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（工事完了の届出）

第 22 条 前条第 1 項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（完了検査）

第 23 条 知事は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る特定施設が整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

(勧告)

第 24 条 知事は、特定施設の新築等をしようとする者が第 21 条第 1 項の規定による協議を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、当該協議を行うべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第 21 条第 1 項の規定による協議をした者が当該協議の内容と異なる工事を行ったときは、その者に対し、当該協議の内容に従った工事を行うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、第 21 条第 2 項の規定による指導及び助言を受けた者が正当な理由なく当該指導及び助言に従わなかったときは、その者に対し、当該指導及び助言に従うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第 25 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第 26 条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第 3 節 公共車両等の整備等

(公共車両等の整備)

第 27 条 公共車両等を所有し、又は管理する者は、当該公共車両等について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

第 28 条 公共工作物を設置し、又は管理する者は、当該公共工作物について、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備に努めるものとする。

(住宅の整備)

第 29 条 県民は、その所有する住宅について、将来にわたって安全かつ快適に生活できるよう整備に努めるものとする。

- 2 住宅を供給する事業者は、当該事業を実施するに当たっては、障害者、高齢者等を始めとするすべての人が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第 5 章 雑則

(国等に関する特例)

第 30 条 国、地方公共団体その他規則で定める者（以下「国等」という。）については、第 21 条から第 26 条までの規定は適用しない。ただし、国等は、特定施設の新築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

- 2 知事は、前項ただし書の規定による通知があったときは、国等に対し、整備基準への適合等について必要な措置を講じるよう要請を行うことができる。

(委任)

第 31 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 章の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 13 日三重県条例第 65 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 47 号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則（平成 15 年 3 月 17 日三重県条例第 9 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 21 日三重県条例第 67 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 20 日三重県条例第 17 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(三重県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

- 2 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成 12 年三重県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 25 号の項及び第 26 号の項中「三重県バリアフリーのまちづくり推進

条例」を「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に改める。

附 則（平成 24 年 10 月 19 日 三重県条例第 56 号）

（施行期日）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則

三重県規則第 118 号	平成 11 年 12 月 28 日
改正 三重県規則第 37 号	平成 16 年 3 月 31 日
改正 三重県規則第 15 号	平成 19 年 3 月 20 日
改正 三重県規則第 36 号	平成 22 年 4 月 2 日
改正 三重県規則第 23 号	平成 25 年 3 月 29 日
改正 三重県規則第 47 号	平成 29 年 4 月 18 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例(平成 11 年三重県条例第 2 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第 2 条 条例第 2 条第 3 号の規則で定める公共的施設は、別表第 1 の左欄に掲げるものとする。

(特定施設)

第 3 条 条例第 2 条第 4 号の規則で定める特定施設は、別表第 1 の左欄に掲げるもののうち、同表の右欄に掲げるものとする。

(公共車両等)

第 4 条 条例第 2 条第 5 号の規則で定める公共車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和 24 年法律第 187 号)第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船
- (2) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 111 号)第 1 条第 1 項第 10 号に規定する鉄道車両

(公共工作物)

第 5 条 条例第 2 条第 6 号の規則で定める公共工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 案内標識
- (2) 公衆電話所
- (3) 交通信号機
- (4) 銀行その他の金融機関の現金自動支払所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めるもの

(整備基準)

第 6 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める整備基準は、別表第 2 のとおりとする。

(適合証の交付)

第7条 条例第19条第1項の規定による適合証の交付の請求は、適合証交付請求書（第1号様式）に整備基準適合表（第2号様式）及び別表第3に定める書類（以下「適合表等」という。）を添付して行うものとする。ただし、条例第21条第1項によるあらかじめ知事にする協議（以下「事前協議」という。）を完了し、又は条例第30条第1項ただし書に規定する通知を行っている場合においては、適合表等の添付を省略することができる。

2 条例第19条第2項の規定による適合証の交付は、知事が別に定める様式により行うものとする。

(適合証の返還)

第8条 知事は、条例第19条第2項の規定により適合証の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、適合証を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により適合証の交付を受けたとき。
- (2) 適合証の交付の対象となった公共的施設が整備基準に適合しないことが判明したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が適合証を返還させることが適当であると認めるとき。

(事前協議)

第9条 事前協議は、特定施設の新築等に係る基本計画等を策定するまでに、特定施設新築等協議申請書（第3号様式）に適合表等を添付して行うものとする。

2 条例第21条第1項の規定による変更の協議は、特定施設新築等変更協議申請書（第3号様式）に適合表等を添付して行うものとする。

(軽微な変更)

第10条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 整備基準の適用がない部分の変更
- (2) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ快適に利用できるようにする変更
- (3) 工事着手又は工事完了の予定年月日の変更で3月以内のもの

(工事完了の届出)

第11条 条例第22条の規定による工事完了の届出は、特定施設工事完了届出書（第4号様式）により行うものとする。

(公表する事項等)

第12条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び

主な事務所の所在地)

- (2) 勧告の内容
- (3) 勧告の対象となった特定施設の名称及び所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 条例第25条第1項の規定による公表は、三重県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第26条第3項に規定する身分を示す証明書の様式は、第5号様式のとおりとする。

(国等とみなされる法人)

第14条 条例第30条第1項の規則で定める者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

(国等の通知)

第15条 条例第30条第1項ただし書の規定による通知は、特定施設新築等通知書(第6号様式)に適合表等を添付して行うものとする。

(書類の提出部数)

第16条 条例及びこの規則の規定による申請書等については、第9条に規定する書類にあっては2部、その他の書類にあっては1部を提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第16条までの規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の**新築、新設、増築、改築、用途の変更**(施設の用途を変更して公共的施設とする場合を含む。)、**建築基準法**(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替(以下「**新築等**」という。)については、第6条及び**三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例**(平成11年三重県条例第2号。以下「**条例**」という。)第

17 条に規定する整備基準は、改正後の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に存する公共的施設については、第8条の規定は、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 施行日から障害者自立支援法（平成17法律第123号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正後の規則別表第1の1の表第3号の項中「供する施設」とあるのは、「供する施設、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができるとされた同法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた同法附則第48条に規定する精神障害者社会復帰施設」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に工事中の公共的施設の新設又は改築については、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

1 建築物

		公 共 的 施 設	特 定 施 設
1	官公庁施設	国又は地方公共団体が設置する保健所、税務署、警察署、消防署その他の施設	すべてのもの
2	医療施設	病院、診療所、薬局、老人保健施設その他これらに類するもの	すべてのもの
3	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、母子福祉施設、母子健康センター、保健センターその他これらに類するもの	すべてのもの
4 商 業 施 設	(1) 金融機関	郵便局、銀行その他の金融機関の店舗	すべてのもの
	(2) 娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場その他これらに類するもの	左の施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が 100 平方メートル以上のもの
	(3) 展示施設	展示場その他これに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
	(4) 物品販売施設	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
	(5) 飲食施設	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
	(6) サービス施設	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他のサービス業を営む店舗	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
	(7) 遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
5	文化施設	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	すべてのもの
6	体育施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツ練習場その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
7	宿泊施設	ホテル、旅館、民宿その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
8	教育施設	学校（専修学校を含む。）その他これらに類するもの	すべてのもの
9	各種学校等	各種学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの

建築物続き

公 共 的 施 設		特 定 施 設
10 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類するもの	用途面積が 100 平方メートル以上のもの
11 公衆浴場		用途面積が 500 平方メートル以上のもの
12 自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く。）	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
13 公衆便所		すべてのもの
14 火葬場		すべてのもの
15 共同住宅等	共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
16 事務所	事務所その他これに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
17 工場	工場その他これに類するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの
18 複合施設	4 から 7 までに掲げる施設のうち 2 以上の異なる用途に供されたもので構成されるもの	用途面積の合計が 500 平方メートル以上のもの

2 公共交通機関の施設

公 共 的 施 設	特 定 施 設
鉄道駅、船舶の発着場及びバスターミナル等の施設で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべてのもの

3 道 路

公 共 的 施 設	特 定 施 設
一般の道路（自動車のみの交通の用に供する道路は除く。）	歩道等を新設し、又は改築するもの

4 公園等

公 共 的 施 設	特 定 施 設
都市公園、動物園、植物園、緑地、遊園地その他これらに類するもの	すべてのもの

別表第2（第6条関係）（抜すい）

第1 建築物に関する整備基準

部 分	整 備 基 準 【建築物】
<p>1 出入口</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口並びに不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する室（宿泊施設の客室及び便所を含む。以下「利用室」という。）の出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口の有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 利用室の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ホ 直接地上へ通ずる主な出入口には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。</p>
<p>2 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 段を設ける場合において、当該段は、3に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室の1に定める構造の各出入口及び共同住宅等の住戸の出入口（以下「利用室等の各出入口」という。）に至る経路、駐車場へ通ずる1に定める構造の各出入口から利用室等の各出入口に至る経路並びに利用室等の各出入口から5の(1)に定める構造の便所の各出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路の廊下等においては、次に定める構造とすること。この場合において、4の(2)に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含むものとする。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 廊下等の末端付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとし、かつ、区間50メートル以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分を設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 高低差がある場合においては、(5)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機（建築基準法に定める規定に適合する昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設けること。</p> <p>ホ 1に定める構造の出入口並びに4の(2)に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる出入口のうち、1以上の出入口から人又は案内設備により視覚障害者に公共的施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等には、視覚障害者誘導用ブロック等（線状ブロッ</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>ク等（視覚障害者を誘導するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等（視覚障害者の注意を喚起するための床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床材の色と明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を適切に組み合わせて床面に敷設したものをいう。以下同じ。）を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること（教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）。ただし、直接地上へ通ずる出入口又は出入口が視認できる場所において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造（教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからトまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル（段を併設する場合にあつては、90センチメートル）以上とすること。</p> <p>ロ こう配は、12分の1（高さが16センチメートル以下の場合にあつては、8分の1）を超えないこと。</p> <p>ハ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設けること。</p> <p>ニ 両側に立ち上げ等を設けること。</p> <p>ホ 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること（高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路を除く。）。</p> <p>ヘ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ト 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p> <p>チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(イ) こう配が20分の1以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分</p> <p>(ロ) 高さが16センチメートル以下、かつ、こう配が12分の1以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分</p> <p>(ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p>
<p>3 階段（踊り場を含む。以下同じ。）</p>	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、次に定める構造（教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、次のイからホまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 高さ80センチメートル程度の手すりを設けること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>ロ 主な階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りでない。</p> <p>ハ 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等を設けること。</p> <p>ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。</p> <p>ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。</p>
4 昇降機	<p>(1) 2以上の階を有し、用途面積が2,000平方メートル以上の公共的施設(教育施設(地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターを設けること。</p> <p>(2) (1)に規定するエレベーターは、次に定める構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあっては、次のロ及びニからワまでに定める構造)とし、かつ、主な廊下等に近接した位置に設けること。ただし、次に定める構造と同等以上の性能等を有すると認められるエレベーターを設置する場合においては、この限りでない。</p> <p>イ かごの幅は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ かごの奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。</p> <p>ニ かご内には、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>ホ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>ヘ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>ト かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>チ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>リ かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(チに規定する制御装置を除く。)は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>ヌ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ150センチメートル以上とすること。</p> <p>ル かご内の側面には、手すりを設けること。</p> <p>ヲ かご内には、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>ワ かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
5 便 所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造及び設備を有する便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間（直径150センチメートル以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120センチメートル以上の距離があるもの）が確保され、かつ、腰掛け便座、手すり（L字型手すり及び可動式手すりとする。）、洗浄装置、鏡、洗面器、容易に操作できる水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダー等が適切な位置に配置されている便房（以下「多機能便房」という。）が設けられていること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の公共的施設（公衆便所を除く。）においては、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房とすることができる。</p> <p>ロ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、かつ、車いす使用者の通行に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ハ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合において、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 多機能便房のある便所には、その出入口付近に当該便房が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>ホ 多機能便房内の洗面器は、車いす使用者が利用できる高さ及び下部に空間を確保した構造とすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、各便所に腰掛け便座及び手すりを設けた便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合においては、両側に手すりのある床置き的小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>(4) 便所には、次に定める構造及び設備を有する洗面器を1以上設けること。</p> <p>イ カウンター埋め込み式とする又は手すりを設置すること。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器については、この限りでない。</p> <p>ロ 水栓器具は、レバー式、光感知式その他障害者、高齢者等が容易に操作できるものとし、高さにも配慮すること。</p> <p>(5) 官公庁施設、医療施設、社会福祉施設（母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。）、商業施設（遊技施設を除く。）、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設で、用途面積が2,000平方メートル以上のものに、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合においては、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 乳幼児いすその他乳幼児を座らせることができる設備（以下「乳幼児いす等」という。）のある便房を1以上設けること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>ロ 乳幼児ベッドその他乳幼児のおむつ替えのできる設備（以下「乳幼児ベッド等」という。）を1以上設けること。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ハ 乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等のある便房及び便所の出入口付近には、当該設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p> <p>(6) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定める設備のある便房を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>イ 人工肛門又は人工膀胱を使用している者（以下「オストメイト」という。）のための汚物流しを設けた洗浄設備（ただし、既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。）を設けること。</p> <p>ロ イに定める洗浄設備が設置されている便房及び当該便房が設置されている便所の出入口付近には、オストメイトのための洗浄設備が設置されていることを適切な方法で表示すること。</p>
6 敷地内の通路	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 段を設ける場合において、当該段は、3のイからホまでに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 通路を横断する排水溝等を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたを設けること。</p> <p>(4) 直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から当該公共的施設の敷地に接する道又は空地（建築基準法第43条第1項ただし書の許可を受けた敷地に接する空地に限る。以下「道等」という。）に至る敷地内の通路及び直接地上へ通ずる1に定める構造の各出入口から駐車場の車いす使用者が円滑に利用できる部分（以下「車いす使用者用駐車区画」という。）に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる1に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>ハ 戸を設ける場合において、当該戸は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ニ 高低差がある場合においては、(6)に定める構造の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p> <p>ホ 車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
	<p>(5) 公共的施設（共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。）の直接地上へ通ずる 1 に定める構造の各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、1 以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 用途面積が 2,000 平方メートル以上の公共的施設においては、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。</p> <p>ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に定める部分は、この限りでない。</p> <p>(イ) こう配が 20 分の 1 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分</p> <p>(ロ) 高さが 16 センチメートル以下、かつ、こう配が 12 分の 1 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分</p> <p>(ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分</p> <p>(6) 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊り場は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 2の(5)のイからニまで及びへに定める構造とすること。</p> <p>ロ 高さ 80 センチメートル程度の手すりを設けること（高さが 16 センチメートル以下、かつ、こう配が 12 分の 1 以下又はこう配が 20 分の 1 以下の傾斜路を除く。）。</p> <p>ハ 傾斜路の勾配部分は、その踊り場及び当該傾斜路に接する敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすいものとする。</p>
7 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する自動車の駐車場を設ける場合において、1 以上の車いす使用者用駐車区画は、次に定める構造（用途面積が 2,000 平方メートル未満の公共的施設に自動車の駐車のために供する区画が 30 台未満の駐車場を設ける場合にあっては、次のイからハまでに定める構造）とすること。</p> <p>イ 建築物の出入口に最も近い位置に設けること。</p> <p>ロ 区画の幅は、350 センチメートル以上とすること。</p> <p>ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い仕上げとすること。</p> <p>ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示すること。</p> <p>ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近には、車いす使用者用駐車区画の位置を標示する、又は位置へ誘導する立て看板を設けること。ただし、塀、樹木等がなく、道等から車いす使用者用駐車区画の立て看板等が視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>ヘ 車いす使用者用駐車区画には、必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根を設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車区画へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路は、6の(1)から(4)までに定める構造とすること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
8 浴 室	<p>用途面積が 1,000 平方メートル以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室を設ける場合において、1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 脱衣室及び浴室の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</p> <p>ハ 障害者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。</p>
9 更衣室又はシャワー室	<p>用途面積が 1,000 平方メートル以上の体育施設に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合において、1 以上（男女用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 表面の仕上げは、滑りにくいものとすること。</p> <p>ハ 障害者、高齢者等が利用できるよう、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>ニ 水栓器具は、容易に操作できるものであること。</p>
10 客 室	<p>50 室以上の客室を有する宿泊施設には、次に定める構造の客室を 1 以上設けること。</p> <p>イ 出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 有効幅員は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(ロ) 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ハ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>ロ 室内の便所は、5 の(1)のイからハまでに定める構造とすること。</p> <p>ハ 室内の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(イ) 非常通報装置を設けること。</p> <p>(ロ) 8 に定める構造とすること。</p> <p>ニ 車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な面積が確保されていること。</p> <p>ホ 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。</p>
11 授乳場所等	<p>公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を 1 以上設けること。</p>

部 分	整 備 基 準 【建築物】
12 観覧席及び客席（以下「観覧席等」という。）	<p>娯楽施設、体育施設及び集会施設に、固定式の観覧席等を設ける場合において、車いす使用者用観覧席等は、席数が100席以上400席以下のときは2席以上の、400席を超えるときは2席に席数200席（200席に満たない場合は、200席とする。）ごとに1席を加えた席数（その席数が10席を超える場合は10席）以上とし、かつ、次に定める構造で、利用しやすい適切な位置に設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 1席につき、幅85センチメートル以上、奥行120センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者用観覧席等の前面及び側面には、腰壁、手すり等を設けること。 ハ 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る1以上の経路及び出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路は、円滑に到達できる構造とすること。
13 カウンター、記載台、公衆電話台等（以下「カウンター等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) カウンター等を設ける場合において、1以上のカウンター等を車いす使用者が利用できる高さ及び構造とすること。 (2) レジカウンター（商品、サービス等の代金を支払う場所をいう。）を設ける場合において、1以上のカウンターを次に定める構造とすること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。
14 改札口	<p>改札口（入場券等の検査又は取集めを行う場所をいう。）を設ける場合において、1以上の改札口を次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。 ハ 案内窓口（券売機）から改札口に至る通路に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。
15 避難設備（緊急時の設備）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合において、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置を設けること。 (2) 非常口の屋内から外部に至る主要な避難通路には、段差を設けないこと。 (3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造とすること。
16 案内板	<p>案内板を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮したものとすること。 ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に利用することができる構造とすること。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設（特別支援学校を除く。）、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。 ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示すること。 ニ 必要に応じてローマ字又は絵による表示を行うこと。

別表第3（第7条関係）

公共的施設	図書の種類	明 示 す べ き 事 項
1 建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内の建築物の用途、位置及び出入口、敷地内の通路及び傾斜路、駐車場のうち車いす使用者用駐車区画その他の主要な部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、駐車施設その他の主要な部分の位置及び寸法、多機能便房の仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置
2 公共交通機関の施設	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地に接する公共用通路の位置並びに公共交通機関の施設及び出入口の位置
	各階平面図 (構造詳細図)	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、出入口、移動円滑化経路、乗降場その他主要な部分の位置及び寸法、多機能便房の仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置
3 道路	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	平 面 図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所 の位置、寸法及び仕様並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置
4 公園等	付近見取図	方位、道路及び目標となる建物
	配 置 図	縮尺、方位、公園等の境界線、土地の高低、公園等内の施設の用途、位置及び出入口、園路、階段及び傾斜路並びに駐車場（車いす使用者用駐車区画）その他の主要な部分の位置、寸法及び仕様、公園等に接する道路の位置及び幅員並びに視覚障害者誘導用ブロック等の敷設位置

適合証交付請求書

年 月 日

三重県知事あて

申請者 住所
氏名 印
〔法人にあつては、主な事務所の所在地〕
及び名称並びに代表者の氏名
電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第19条第1項の規定により、次の施設について適合証の交付を受けたいので請求します。

施設の種類		新築・新設・増築・改築・用途の変更 大規模の修繕・大規模の模様替・その他()			
工事完了年月日		年 月 日			
施設の概要	建築物又は公共交通機関の施設	請求部分の延べ面積	m ²	請求部分外の延べ面積	m ²
	道路又は公園等の規模等	階数	階	構造	造
事前協議書・通知書		あり (年 月 日) なし			
設計者の住所及び氏名		() 建築士 大臣・知事 登録第 号 電話番号 ()			
工事施工者の住所及び氏名		建設業登録 大臣・知事 登録第 号 電話番号 ()			
施設名公表の可否		障害者、高齢者等が利用できる施設としてデータベースへ入力し、施設名を公表することについて 同意する ・ 同意しない			
※ 受付欄					

備考 条例第21条第1項の規定による事前協議（変更協議）又は条例第30条第1項ただし書の規定による通知を行った特定施設を除く公共的施設にあつては、適合表等を添付してください。

担当者の連絡先
氏名
事務所の名称
所在地
電話番号 () FAX番号 ()

特定施設新築等（変更）協議申請書

年 月 日

三重県知事あて

住 所
 申請者 氏 名 印
 〔法人にあつては、主な事務所の所在地〕
 及び名称並びに代表者の氏名
 電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第21条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添付して（変更）協議申請します。

施設 の 名 称							
施設 の 所 在 地							
施設 の 主 要 用 途							
工 事 種 別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他()					
施 設 の 概 要	建機 関の 施設 又は 公共 交通	敷 地 面 積	m ²		申 請 棟 数	棟	
		施設 の 用 途	新 築 等 の 部 分	既 存 の 部 分	合 計	階 数 地 上 地 下 構 造	階 階 造 造
	合 計	(m ²)	(m ²)	(m ²)			
道 公 路 園 又 等 は							
工 事 予 定 期 間		年 月 日 から			年 月 日 まで		
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名		() 建築士 大臣・知事		登 録 第		号	
		電 話 番 号		()			
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名		建 設 業 登 録 大臣・知事		登 録 第		号	
		電 話 番 号		()			
※ 受 付 欄							

備 考 変更協議の場合は、変更前及び変更後の整備内容を別紙に記入し添付してください。

担当者の連絡先
 氏 名
 事務所の名称
 所 在 地
 電 話 番 号 () FAX番号 ()

特 定 施 設 工 事 完 了 届 出 書

年 月 日

三重県知事あて

申請者 住 所
氏 名 印

〔 法人にあつては、主な事務所の所在地
及び名称並び代表者の氏名 〕

電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
施 設 の 主 要 用 途	
協議等結果通知書 番号及び年月日	(当初) 第 年 月 号日 (変更) 第 年 月 号日
建 築 確 認 通 知 年月日及び番号	年 月 日 第 号
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
設 計 者 の 住 所 及 び 氏 名	()建築士 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	建設業登録 大臣・知事 登録 第 号 電話番号 ()
事前協議又は変更 協議における結果 通知書の指導及び 助言項目の対応に ついて	
※ 受 付 欄	

担当者の連絡先
氏 名
事務所の名称
所 在 地
電 話 番 号

()

FAX番号

()

第5号様式（第13条関係）

（表 面）

第	号	
身 分 証 明 書		
所 属 名		
職名・氏名		
上記の者は、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第26条第2項に規定する立入調査等を行う職員であることを証明します。		
年	月	日
三重県知事		印

（裏 面）

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（抜粋）
（報告の徴収及び立入調査）
第26条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定施設を所有し、又は管理する者に対し、当該特定施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
3 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（用紙の大きさ 縦5.5cm 横9cm）

特 定 施 設 新 築 等 通 知 書

年 月 日

三重県知事あて

申請者 住所
氏名 印

〔 法人にあつては、主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

電話番号 ()

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例第30条第1項ただし書の規定により、次のとおり関係書類を添えて通知します。

施設の名称							
施設の所在地							
施設の主要用途							
工事種別		新築 ・ 新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更 ・ その他()					
施設概要	建築物又は公共交通機関の施設	敷地面積	m ²		申請棟数	棟	
		施設の用途	新築等の部分	既存の部分	合計	階数 地上 地下 構造	階階 造
	合計	(m ²)	(m ²)	(m ²)			
概要	道路園等は						
	工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで					
設計者の住所及び氏名		()建築士 大臣・知事				登録第	号
		電話番号				()	
工事施工者の住所及び氏名		建設業登録 大臣・知事				登録第	号
		電話番号				()	
※ 受付欄							

担当者の連絡先
氏名
事務所の名称
所在地
電話番号

()

FAX番号

()

第2号様式（その1）（第7条関係）

整備基準適合表（建築物）

公共的施設 （特定施設） の名称		公共的施設 （特定施設） の所在地	
主要用途		構造・階数	造・地上 地下 階、 階
延べ面積	㎡		

整備部分・ 整備項目	整備基準	記載図面の 名称及び番号	整備内容	適合 状況	※ 判定欄
1 出入口					
(1) 建物出入口 （直接地上へ通 ずる1以上の出 入口の構造）	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過で きる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(2) 駐車場出入口 （駐車場へ通ず る1以上の出入 口の構造） ※(1)の建物出入 口と駐車場出入 口が同じ場合は、 記入不要	イ 有効幅員 90 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過で きる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(3) 利用室出入口 （利用室の1以 上の出入口の構 造）	イ 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	ロ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車 いす使用者等が円滑に開閉して通過で きる構造		(開閉方法)	適否	
	ハ 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
(4) 建物出入口 （直接地上へ通 ずる主な出入口）	イ 必要に応じて、降雨等の影響を少な くするひさし又は屋根の設置		(講じた措置)		
2 廊下等					
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			(仕上げ材)	適否	
(2) 段を設ける場 合の段の構造（3 に定める構造）	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等 の設置		(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色 の明度、色相又は彩度の差が大きいこ とにより段が識別しやすく、かつ、段 鼻の突き出しその他のつまづきの原 因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適否	
	ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊 り場の部分に点状ブロック等の敷設		(講じた措置)	適否	

(3) 建物出入口から利用室等の各出入口に至る経路、駐車場出入口から利用室等の各出入口に至る経路及び利用室等の各出入口から多機能便房を設けた便所の出入口に至る経路におけるそれぞれ1以上の廊下等の構造	イ 有効幅員 120 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いすが転回できる部分を廊下等の末端及び50m以内ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	ハ 戸を設ける場合の当該戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ニ 高低差がある場合は、(5)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 1の出入口並びに4のエレベーター及び特殊構造昇降機の出入口に接する部分を水平にすること。	(講じた措置)	適否	
(4) 建物出入口から情報提供を行う場所までの廊下等(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置。ただし、建物出入口又は出入口が視認できる場所において、常時勤務する者が視覚障害者を誘導できる場合等は、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
(5) 傾斜路及びその踊り場の構造(教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所にあつては、イからトまでに定める構造)	イ 有効幅員 120 cm以上(段併設の場合は、90 cm以上)	(有効幅員) cm	適否	
	ロ こう配 1/12(高さ 16 cm以下の場合、1/8)を超えない構造	(こう配)	適否	
	ハ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	ニ 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 高さ 80 cm程度の手すりの設置(高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否	
	ヘ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ト 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別がしやすい構造	(講じた措置)	適否	
	チ 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ロ) 高さ 16 cm以下、かつ、こう配 1/12以下の傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分 (ハ) 傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分	(講じた措置)	適否	

3 階 段 (教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場、自動車販売施設等の自動車関連施設、入所型の社会福祉施設、保育所及び学童保育所)にあっては、イからホまでに定める構造)	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	ロ 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
ヘ 階段の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、段がある部分と連続して手すりが設けられた踊り場の部分は、この限りでない。	(講じた措置)	適否		
4 昇 降 機 (エレベーター)				
(1) 2以上の階を有し、用途面積 2,000 m ² 以上の公共施設(教育施設(地方公共団体の設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。)には、エレベーターの設置		(設置数)	基	適否
(2) (1)に規定するエレベーターの構造(入所型の社会福祉施設に設ける寝台用エレベーターにあっては、ロ及びニからワまでに定める構造)	イ 主な廊下等に近接して設置	(位置)		適否
	ロ かがの幅 140cm 以上	(有効寸法)	cm	適否
	ハ かがの奥行き 135 cm 以上	(有効寸法)	cm	適否
	ニ かがは車いすの転回に支障のない形状	(講じた措置)		適否
	ホ かが内に停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	(講じた措置)		適否
	ヘ 乗降ロビーに到着するかがの昇降方向を表示する装置の設置	(講じた措置)		適否
	ト かが内に到着階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	(講じた措置)		適否
	チ かが及び昇降ロビーの出入口の有効幅員 80 cm 以上	(有効寸法)	cm	適否
	リ かが内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	(高さ)	cm	適否
	ル かが内及び乗降ロビーの制御装置(チを除く。)は、視覚障害者の円滑な操作が可能な構造(点字表示等)	(表示方法)		適否
	ヲ 乗降ロビーの幅及び奥行きの寸法は、それぞれ 150 cm 以上	(幅)	cm	適否
	ワ かが内の側面に手すりの設置	(奥行き)	cm	適否
	エ かが内にかが及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認できる鏡の設置	(講じた措置)		適否
オ かが内又は乗降ロビーにかがの昇降方向を音声で知らせる装置の設置	(形状)		適否	
	(下端の高さ)	cm		
	(講じた措置)		適否	

5 便 所					
(1) 多機能便房 (用途面積 300㎡未満の公共的施設(公衆便所を除く。)は、車いす使用者が利用できる空間を確保した便房(以下「コンパクトタイプ」という。)とすることができる。)	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造及び設備を有する便所(多機能便房)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置	(設置数) 男子用 女子用 男女兼用	適否		
	イー1 車いす使用者が利用できる十分な空間(直径150cm以上の円が内接でき、かつ便器の前方に120cm以上の距離があるもの(コンパクトタイプを除く。))の確保 (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、便器の前方に120cm以上の距離を確保 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、便房の奥行きを120cm以上とし、便器の前方に140cm以上の距離を確保(ただし、便房の奥行きが150cm以上の場合は便器の前方の距離は120cm以上とすることができる。)	(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 便器の前方 cm (ロ)の場合 便房の奥行き cm 便器の前方 cm	適否		
	イー2 設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) (イ)腰掛け便座 (ロ)手すり(L字型手すり及び可動式手すり) (ハ)洗浄装置 (ニ)鏡 (ホ)洗面器 (ヘ)操作容易な水栓器具 (ト)非常通報装置 (チ)施錠装置 (リ)ペーパーホルダー	(設置設備)	適否		
	ロー1 出入口の有効幅員80cm以上(コンパクトタイプを除く) (コンパクトタイプの場合) (イ) 便器の正面方向に出入口があり、直進で進入する場合は、出入口の有効幅員80cm以上 (ロ) 便器の側面方向に出入口があり、転回しながら進入する場合は、出入口の有効幅員90cm以上	(有効幅員) cm (コンパクトタイプの場合) (イ)の場合 cm (ロ)の場合 cm	適否		
	ロー2 車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否		
	ハ 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否		
	ニ 出入口付近に多機能便房が設置されている旨の表示	(表示方法)	適否		
	ホ 洗面器は、車いす使用者が利用しやすい高さ及び下部に空間を確保した構造	(高さ) cm (下部空間の寸法)	適否		
(2) 一般便所	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、各便所に手すり付き腰掛け便座を設けた便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置。ただし、当該便所内に(1)に定める構造の便房を設ける場合は、この限りでない。	(設置数) 男子用 女子用	適否		

(3) 男子用小便器	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、両側手すり付きの床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これに類する小便器を1以上設置		(設置数) (便器形式)	適否	
(4) 便所内の洗面器の構造	イ カウンター埋込み式又は手すりの設置。ただし、多機能便房内に設けられた洗面器は、この限りでない。		(構造)	適否	
	ロ レバー式、光感知式等容易に操作できる水栓器具の設置		(構造)	適否	
(5) 便所内の乳幼児いす等及び乳幼児ベッド等(用途面積2,000㎡以上の官公庁施設、医療施設、社会福祉施設(母子福祉施設、母子健康センター及び保健センターに限る。)、商業施設(遊技施設を除く。)、文化施設、体育施設、宿泊施設又は集会施設の便所)	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置		(設置数)	適否	
	イ 乳幼児いす等のある便房を1以上設置		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ロ 乳幼児ベッド等を1以上設置。ただし、便所以外におむつ替えのできる場所を設ける場合は、この限りでない。		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	ハ 便房及び便所の出入口付近に乳幼児いす等又は乳幼児ベッド等が設置されている旨の表示		(表示方法)	適否	
(6) オストメイト対応の設備	不特定多数の者又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項の規定の適用を受けるときは、次に定めるオストメイトのための洗浄設備のある便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設置		(設置数) 男子用 女子用 多機能	適否	
	イ 汚物流し(既存便所の改修を行う場合等で構造上やむを得ないときは、簡易洗浄装置とすることができる。)を設置		(設置設備)	適否	
	ロ 便房及び便所の出入口付近にオストメイト対応の設備が設置されている旨の表示		(表示方法)	適否	
	ハ 設置されることが望ましい設備等 (イ)温水シャワー付き水栓器具 (ロ)手荷物棚 (ハ)衣服を掛けるためのフック (ニ)大きめの汚物入れ (ホ)姿見用鏡 (ヘ)ペーパーホルダー (ト)石けん水入れ (チ)チェンジングボード又は大人用介護ベットなど着替えをするための台		(設置設備等)		

6 敷地内の通路				
(1) 表面の仕上げは、滑りにくい材料			(仕上げ材)	適否
(2) 段を設ける場合の段の構造(3のイからホまでに定める構造)	イ 高さ 80 cm程度の手すりの設置		(講じた措置)	適否
	ロ 主な階段には、回り段の禁止		(講じた措置)	適否
	ハ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否
	ニ 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置		(講じた措置)	適否
	ホ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造		(講じた措置)	適否
(3) 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置			(講じた措置)	適否
(4)-1 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置		(講じた措置)	適否
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否
ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	適否	
(4)-2 建物出入口から車いす使用者用駐車区画に至る1以上の敷地内の通路	イ 有効幅員 120 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	ロ 車いすが転回できる部分を 50m以内ごとに設置		(講じた措置)	適否
	ハ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否
	ニ 高低差がある場合は、(6)の傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置		(講じた措置)	適否
ホ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置		(講じた措置)		
(5) 建物出入口から道等に至る1以上の敷地内の通路(共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設を除く。)	イ 用途面積が 2,000 m ² 以上の公共的施設には、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置		(講じた措置)	適否
	ロ 車路に接する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分に点状ブロック等の敷設。ただし、次に定める部分は、この限りでない。 (イ) こう配 1/20 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分		(講じた措置)	適否

	(ロ) 高さ 16 cm 以下、かつ、こう配 1/12 以下の傾斜路の上端に近接する敷地内の通路及び踊り場の部分 (ハ) 段がある部分又は傾斜路と連続して手すりが設けられた踊り場の部分				
(6) 傾斜路及びその踊り場の構造	イ 2 の(5)のイからニまで及びへに定める構造				
	(イ) 有効幅員 120 cm 以上（段併設の場合は、90 cm 以上）	(有効幅員) cm	適否		
	(ロ) こう配 1/12(高さ 16 cm 以下の場合、1/8) を超えない構造	(こう配)	適否		
	(ハ) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否		
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否		
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否		
	ロ 高さ 80 cm 程度の手すりの設置（高さ 16 cm 以下、かつ、こう配 1/12 以下又はこう配 1/20 以下の傾斜路を除く。）	(講じた措置)	適否		
ハ 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否			
7 駐 車 場					
(1) 車いす使用者用駐車区画の設置	車いす使用者用駐車区画を設ける場合 公共施設に三十台未満の駐車を設ける場合 二千平方メートル以上の公共施設又は三十台以上の駐車区画	次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置	(設置数) 区画	適否	
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 区画幅員 350 cm 以上	(1 区画幅員) cm	適否	
		ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否	
		次に定める構造の車いす使用者用駐車区画を 1 以上設置	(設置数) 区画	適否	
		イ 建物出入口に最も近い位置に設置	(講じた措置)	適否	
		ロ 区画幅員 350 cm 以上	(1 区画幅員) cm	適否	
	ハ 床面は、平坦とし、水はけの良い構造	(講じた措置)	適否		
	ニ 車いす使用者用駐車区画であることを立て看板等見やすい方法により標示	(標示方法) (高さ) cm	適否		
	ホ 道等から駐車場に至る主な出入口付近に車いす使用者用駐車区画の位置を標示、又は位置へ誘導する立て看板の設置	(標示方法) (高さ) cm	適否		
	ヘ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)			

(2) 車いす使用者用駐車区画に至る駐車場内の通路	イ 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	ロ 段を設ける場合の段の構造			
	(イ) 高さ 80 cm 程度の手すりの設置	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 主な階段には、回り段の禁止	(講じた措置)	適否	
	(ハ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	(ニ) 側面が壁でない場合は、立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	(ホ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段が識別しやすく、かつ、段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造	(講じた措置)	適否	
	ハ 通路を横断する排水溝等には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置	(講じた措置)	適否	
	ニ 有効幅員 120 cm 以上	(有効幅員) cm	適否	
	ホ 車いすが転回できる部分を 50m 以内ごとに設置	(講じた措置)	適否	
	ヘ 戸を設ける場合の戸の構造			
	(イ) 有効幅員 80 cm 以上	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ト 高低差がある場合は、傾斜路及びその踊り場又は特殊構造昇降機の設置	(講じた措置)	適否	
	チ 傾斜路及びその踊り場の構造			
	(イ) 有効幅員 120 cm 以上 (段併設の場合は、90 cm 以上)	(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) こう配 1/12 (高さ 16 cm 以下の場合には 1/8) を超えない構造	(こう配)	適否	
	(ハ) 高さ 75 cm 以内ごとに踏幅 150 cm 以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	適否	
	(ニ) 両側に立ち上げ等の設置	(講じた措置)	適否	
	(ホ) 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	(ハ) 高さ 80 cm 程度の手すりの設置 (高さ 16 cm 以下、かつ、こう配 1/12 以下又はこう配 1/20 以下の傾斜路を除く。)	(講じた措置)	適否	
(ト) 傾斜路の勾配部分は、踊り場及び敷地内の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別しやすい構造	(講じた措置)	適否		
リ 必要に応じて、降雨等の影響を少なくするひさし又は屋根の設置	(講じた措置)			

8 浴室 用途面積 1,000㎡以上の医療施設、社会福祉施設、宿泊施設及び公衆浴場	浴室を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の浴室は、次に定める構造		(設置数)	適否	
	イ 脱衣室及び浴室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(講じた措置)	適否	
ニ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適否		
9 更衣室又はシャワー室 用途面積 1,000㎡以上の体育施設	更衣室又はシャワー室を設ける場合は、1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造		(設置数)	適否	
	イ 更衣室又はシャワー室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 表面の仕上げは、滑りにくい材料		(仕上げ材)	適否	
	ハ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置		(講じた措置)	適否	
ニ 容易に操作できる水栓器具の設置		(設置数) (型式)	適否		
10 客室 50室以上の客室を有する宿泊施設	次に定める構造の客室を1以上設置		(設置数) 室	適否	
	イ 客室の出入口				
	(イ) 有効幅員 80 cm以上		(有効幅員) cm	適否	
	(ロ) 戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造		(開閉方法)	適否	
	(ハ) 車いす使用者に支障となる段の禁止		(段差処理)	適否	
	ロ 室内の便所の構造				
	(イ) 車いす使用者が利用できる十分な空間（直径 150cm 以上の円が内接でき、かつ便器の前方に 120cm 以上の距離があるもの）の確保並びに設備機器類が適切な位置及び高さに配置 (設置設備) ①腰掛け便座 ②手すり（L字型手すり及び可動式手すり） ③洗浄装置 ④鏡 ⑤洗面器 ⑥操作容易な水栓器具 ⑦非常通報装置 ⑧施錠装置 ⑨ペーパーホルダー		(十分な空間) 内接する円の直径 cm 便器の前方 cm (設置設備)	適否	

	(ロ) 出入口の有効幅員 80 cm以上、かつ、車いす使用者に支障となる段の禁止	(有効幅員) cm	適否	
	(ハ) 戸を設ける場合は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	ハ 室内の浴室の構造			
	(イ) 非常通報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 8に定める構造			
	① 脱衣室及び浴室の出入口			
	有効幅員 80 cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	戸は、自動開閉又は車いす使用者等が円滑に開閉して通過できる構造	(開閉方法)	適否	
	車いす使用者に支障となる段の禁止	(段差処理)	適否	
	② 表面の仕上げは、滑りにくい材料	(仕上げ材)	適否	
	③ 障害者、高齢者等が利用しやすいよう手すり等の設置	(講じた措置)	適否	
	④ 容易に操作できる水栓器具の設置	(設置数) (型式)	適否	
	ニ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な面積の確保	(室内面積) m ²	適否	
	ホ 視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	(設置数) (型式)	適否	
11 授乳場所等	公共的施設には、必要に応じて、円滑に授乳及びおむつ替えができる場所を1以上設置 (設置設備) (イ) 乳幼児いす等、乳幼児ベッド等 (ロ) 給湯設備 (ハ) 洗面器又は流し台 (ニ) 大きめの汚物入れ (ホ) 出入口付近に授乳場所等である旨の表示	(設置場所) (設置設備)		
12 観覧席及び客席 娯楽施設、体育施設及び集会施設	イ 固定式の観覧席等を設ける場合は、次に定める構造の車いす使用者用観覧席等の設置 (イ) 観覧席等が100席以上400席以下の場合(2席以上) (ロ) 観覧席等が400席を超える場合(2席以上10席)	(設置数) 席	適否	
		(設置数) 席	適否	
		(設置数) 席	適否	
	ロ 幅85cm以上、奥行き120cm以上(1席当たり)	(幅) cm (奥行き) cm	適否	
	ハ 観覧席等の正面及び側面に腰壁、手すり等の設置	(講じた措置)	適否	
	ニ 車いす使用者が円滑に到達できる1以上の経路の確保			
	(イ) 出入口から車いす使用者用観覧席等に至る経路	(講じた措置)	適否	
	(ロ) 出入口又は車いす使用者用観覧席等から舞台等に至る経路	(講じた措置)	適否	

13 カウンター等 (カウンター、記載台、公衆電話台等)	(1) カウンター等を設ける場合は、車いす使用者に配慮したカウンター等を1以上設置	(設置箇所)	適否	
	イ カウンター等の高さ	(高さ) cm	適否	
	ロ 下部には、車いすで接近しやすい空間を確保(床面から65cm程度、奥行き45cm程度)	(床面からの高さ) cm (奥行き) cm	適否	
	(2) レジカウンターを設ける場合は、1以上のレジカウンターは、次に定める構造	(設置箇所)	適否	
	イ 有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造	(講じた措置)	適否	
14 改札口 入場券等の検査 又は取集めを行う 場所	改札口を設ける場合は、1以上の改札口は、次に定める構造	(設置数)	適否	
	イ 有効幅員80cm以上	(有効幅員) cm	適否	
	ロ 車いす使用者が円滑に通過できる構造	(講じた措置)	適否	
	ハ 案内窓口(券売機)から改札口に至る通路に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設	(講じた措置)	適否	
15 避難設備 (緊急時の設備)	(1) 自動火災報知設備及び誘導灯を設ける場合は、視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した音声、光等による非常警報装置の設置	(講じた措置)	適否	
	(2) 非常口の屋内から屋外に至る主要な避難通路には、段差の禁止	(講じた措置)	適否	
	(3) 防火戸に附帯するくぐり戸下部は、またぐ必要のない構造	(講じた措置)	適否	
16 案内板	案内板を設ける場合は、次に定める構造	(設置場所)		
	イ 位置、高さ、文字の大きさ、色彩等は、障害者、高齢者等が見やすく理解しやすいように配慮	(講じた措置)	適否	
	ロ 点字による表記、文字等の浮き彫り、音による案内等により視覚障害者が円滑に利用できる構造。ただし、案内所、案内設備等により、視覚障害者への情報提供が支障なく行われる場合又は教育施設(特別支援学校を除く。)、各種学校等、共同住宅等、事務所、工場及び自動車販売施設等の自動車関連施設に案内板を設ける場合においては、この限りでない。	(講じた措置)	適否	
	ハ 多機能便房のある便所、エレベーターその他の昇降機又は車いす使用者用駐車区画を設ける場合は、その位置を表示	(講じた措置)	適否	
	ニ 必要に応じて、ローマ字又は絵による表示	(講じた措置)		